

目 次

◎会議録第1号（8月29日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	7
日程第4 報告第 5号 平成28年度決算に係る財政指標の報告 について	8
日程第5 議案第47号 松前町放置自転車等の発生の防止及び適 正な処理に関する条例	11
日程第6 議案第48号 松前町立保育所条例の一部を改正する条 例	14
日程第7 議案第49号 松前町工場立地促進条例の一部を改正す る条例	15
日程第8 議案第50号 訴訟上の和解について	17
日程第9 議案第51号 松前町道路線の廃止について	21
日程第10 議案第52号 松前町道路線の認定について	21
日程第11 議案第53号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の 選任について	23
日程第12 議案第54号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の 選任について	23
日程第13 議案第55号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の 選任について	23
日程第14 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について	25
日程第15 議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦について	25
日程第16 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について	26
日程第17 議案第59号 平成28年度松前町歳入歳出決算認定に ついて	28
日程第18 議案第60号 平成28年度松前町水道事業会計決算認 定について	36
日程第19 議案第61号 平成29年度松前町一般会計補正予算 (第2号)	42

日程第20	議案第62号	平成29年度松前町一般会計補正予算 (第3号)	43
日程第21	議案第63号	平成29年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第2号)	44
日程第22	議案第64号	平成29年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号)	44
日程第23	研修報告	45
散会		50

~~~~~

◎会議録第2号(9月4日)一般質問

|      |            |       |     |
|------|------------|-------|-----|
| 開議   | .....      | 54    |     |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | ..... | 54  |
| 日程第2 | 一般質問       |       |     |
|      | 8番 藤岡 緑議員  | ..... | 54  |
|      | 4番 影岡 俊範議員 | ..... | 71  |
|      | 3番 金澤 浩議員  | ..... | 76  |
|      | 9番 加藤 博徳議員 | ..... | 100 |
| 散会   | .....      | 115   |     |

~~~~~

◎会議録第3号(9月13日)委員長報告

開議	121		
日程第1	会議録署名議員の指名	121	
日程第2	議員提出議案第2号 「道路整備事業に係る国の財政上の 特別措置に関する法律」における補 助率等の嵩上げ措置の継続に関する 意見書の提出について	121	
日程第3	議案第47号	松前町放置自転車等の発生の防止及び適 正な処理に関する条例	122
日程第4	議案第49号	松前町工場立地促進条例の一部を改正す る条例	123
日程第5	議案第59号	平成28年度松前町歳入歳出決算認定に ついて	125
日程第6	議案第60号	平成28年度松前町水道事業会計決算認 定について	125

日程第7	議案第61号	平成29年度松前町一般会計補正予算 (第2号)	129
日程第8	議案第62号	平成29年度松前町一般会計補正予算 (第3号)	129
日程第9	議案第63号	平成29年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第2号)	129
日程第10	議案第64号	平成29年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号)	129
日程第11	議案第65号	郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃 止・新設工事基本協定の締結について.....	132
追加日程第1	議長辞職の件.....		137
追加日程第2	議長の選挙.....		138
追加日程第3	会議録署名議員の指名.....		140
追加日程第4	副議長の選挙.....		141
日程第12	議選第1号	松前町議会常任委員会委員の選任につい て.....	143
日程第13	議選第2号	松前町議会運営委員会委員の選任につい て.....	143
追加日程第5	伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件.....		145
追加日程第6	伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件.....		146
追加日程第7	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の 件.....		147
追加日程第8	伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件.....		148
追加日程第9	伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙.....		149
追加日程第10	伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙.....		149
追加日程第11	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙.....		149
追加日程第12	伊予消防等事務組合議会議員の選挙.....		149
日程第14	議員派遣の件.....		150
閉 議.....			151
町長挨拶.....			151
閉 会.....			152

8月29日（第1号）

平成29年松前町議会第3回定例会会議録

平成29年8月29日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 住 田 英 次	2 番 田 中 周 作	3 番 金 澤 浩
4 番 影 岡 俊 範	5 番 稲 田 輝 宏	6 番 城 村 トキ子
7 番 村 井 慶太郎	8 番 藤 岡 緑	9 番 加 藤 博 徳
10 番 八 束 正	11 番 岡 井 馨一郎	12 番 早 瀬 武 臣
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊 賀 上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
監 査 委 員	安 永 紀 雄
総 務 部 長	久 津 那 良 幸
保 健 福 祉 部 長	大 政 哲 志
産 業 建 設 部 長	徳 居 芳 之
教 育 委 員 会 事 務 局 長	大 政 博 文
総 務 課 長	山 本 有 三
財 政 課 長	合 田 光 隆
財 政 課 技 監	近 藤 俊 彦
税 務 課 長	早 瀬 晴 美

国体推進課長	塩 梅 淳
福 祉 課 長	西 岡 きわ子
町 民 課 長	重 松 修 平
保 険 課 長	小 池 良 治
健 康 課 長	和 田 欣 也
ま ち づ ぐ り 課 長	松 岡 謙 三
産 業 課 長	横 山 眞 史
上 下 水 道 課 長	黒 田 泰 弘
会 計 課 長	山 田 運
学 校 教 育 課 長	米 澤 浩 樹
社 会 教 育 課 長	仲 島 昌 二

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	栗 田 真 吾
議会事務局 書 記	楠 田 匡 志

平成29年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.1

	平成29年8月29日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第 5号	平成28年度決算に係る財政指標の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第5	議案第47号	松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する 条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第6	議案第48号	松前町立保育所条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第7	議案第49号	松前町工場立地促進条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第50号	訴訟上の和解について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第9	議案第51号	松前町道路線の廃止について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第10	議案第52号	松前町道路線の認定について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第11	議案第53号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第12	議案第54号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第13	議案第55号	松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第14	議案第56号	人権擁護委員候補者の推薦について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第15	議案第57号	人権擁護委員候補者の推薦について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決

日程第16	議案第58号	人権擁護委員候補者の推薦について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第17	議案第59号	平成28年度松前町歳入歳出決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第18	議案第60号	平成28年度松前町水道事業会計決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第19	議案第61号	平成29年度松前町一般会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第20	議案第62号	平成29年度松前町一般会計補正予算(第3号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第21	議案第63号	平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第22	議案第64号	平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第23	研修報告	

午前9時30分 開会

○議長（岡井馨一郎） ただいまから平成29年松前町議会第3回定例会を開会します。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして御挨拶を申し上げます。

今年の夏は、松山地方気象台観測史上最高となる37.2度を記録するなど高温注意情報が連日発表される酷暑で、今もまだ残暑の厳しい日が続いています。過ごしやすい秋の訪れを待ち遠しく感じるとともに、本町が取り組んでおりますバイオマス事業等による二酸化炭素の削減など地球温暖化防止につながる施策の重要性を改めて実感しているところで

す。

本日、平成29年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。本議会におきましては、平成29年度一般会計補正予算案を始め、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、梅雨明け前の7月5日から6日にかけて九州北部では雨雲が帯状に連なる線状降水帯が発生し、長時間猛烈な雨が降り続き、これまでに類を見ない集中豪雨となりました。この豪雨の影響で河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、死者、行方不明者は40名を超え、福岡、大分両県を中心に約51万人余の方に避難指示や避難勧告が出されるなど、自然の猛威はまたしても人々の平穏な暮らしを破壊し、大きな被害をもたらしました。このたびの集中豪雨で被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。このようにいつどこで発生するか分からない自然災害への備えについて、我々は今できることを着実に実施し、自助、共助、公助による安全で安心なまちづくりを推進しなければならないとの思いをより一層強くしているところです。

それでは、平成29年第3回定例会の開会に当たり、上程しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会について申し上げます。

愛顔つなぐえひめ国体の開催まであと32日、えひめ大会の開催まであと60日となりました。先月30日には、愛顔つなぐえひめ国体の2か月前記念イベントとして、オリンピックの聖火に当たる炬火の採火と本町で開催する競技の体験イベントを開催いたしました。このイベントでは、応募総数47作品の中から選ばれた松前町の炬火の名称を「松前を照らす義農の炎」と発表した後、イベントに参加していただいた子どもから大人まで多くの皆さんが一体となって木と木を擦り合わせた摩擦熱で火を起こすマイギリ式火起こしによって

炬火を採火しました。また、競技体験イベントでは、国体の愛媛代表選手と一緒に本町で開催するホッケー、ボクシング、ライフル射撃、サウンドテーブルテニスの競技を体験しながら、各競技に親しんでいただくことができました。採火した松前の炬火は、県内の他の市町の炬火とともにえひめ国体総合開会式において1つに集火された上で炬火台に点火され、えひめ国体、えひめ大会のシンボルとして大会期間中燃え続けます。

えひめ国体、えひめ大会では、選手や大会関係を始め全国から本町を訪れる延べ2万人近くの皆様に温かくお迎えするため、町内小・中学校や企業、各種団体等の御協力をいただいて栽培した町花のヒマワリや国体推奨花のサルビアなど歓迎装飾用の4種類の花プランターを設置するほか、大会当日、各会場では、町の特産品を使った振る舞い料理の提供や町内小・中学校単位で応援観戦を行います。また、ホッケー会場では、行政区単位で結成する地域応援団による県外チームの応援など、実行委員会と連携しながら、松前町を訪れる皆様に満足していただけるよう、様々なおもてなしを行うことにしています。

町民の皆様におかれましては、四国4県で開催して以来64年ぶり、初の単独開催となるえひめ国体、えひめ大会の会場に是非足を運んでいただき、愛媛県の悲願である天皇杯、皇后杯の獲得を目指して戦う地元選手への応援はもとより、他県の選手にも大きな声援をお願いいたしますとともに、全国から来町される皆さんと積極的に交流を図っていただきたいと思っております。両大会の成功のため実行委員会や各競技団体と連携しながら職員一丸となって最終準備に万全を期してまいりますので、引き続き皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、保育所の施設整備について申し上げます。

整備を進めておりました松前ひまわり保育所が本町北黒田のNTT住宅跡地に間もなく完成いたします。7つの保育室や遊戯室、ランチルームなどを備えた新しい施設は、平家建ての大きなうちをイメージしており、外装は周りの景観に調和するよう落ちついた茶色をメインカラーとし、内装は木のぬくもりを感じる木目を生かしたほか、子どもの目線で外の景色が見える窓を配置するなど、子どもたちにとって居心地のよい場所となるよう配慮しており、150名までの受け入れが可能になりました。10月1日の開園に先立ち、来月16日には落成式を執り行い、翌17日まで内覧会を開催いたします。議員各位におかれましては、御多忙のことと存じますが、落成式に御出席くださいますようお願いいたします。

次に、子育て支援について申し上げます。

今月から松前町愛顔の子育て応援事業を開始いたしました。この事業は、県と町が連携して安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、今年の4月以降に第2子以降のお子さんを出産した子育て世代に紙おむつを購入できる応援券を交付し、子育て世代への経済的支援を行うものです。また、紙おむつは県内企業が生産した製品を町内の登録店で購入する仕組みとし、地域経済の活性化にも資するようにしています。行政と

地域が一体となって社会全体で子育て支援に取り組んでまいります。

このほか、絵本を通して親子のきずなを深め、乳児の頃から本に親しんでいただけるよう、町が実施しているにこにこ4か月相談の際に赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタート事業を今月から開始いたしました。今後も育児相談や育児に関する各種講座を通して子育て中のお母さんを応援することで、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進してまいります。

次に、まさき町夏祭りについて申し上げます。

今月5日に開催した夏祭りは、町内外から大勢の方々に御参加、御来場いただき、にぎわいのある祭りとなりました。塩屋海岸で行われた恒例のはんぎりH-1グランプリでは、昨年に引き続き高校対抗の部第2回はんぎり甲子園を開催し、松山近郊の14校から27チームに出場をいただきました。猛暑に負けない熱い戦いはテレビ番組で放送され、松前町の伝統行事を広く発信することができました。また、松前公園で行われたまさき音頭には、大字や各種団体、町内企業などから全23連、1,000人を超える皆様に参加いただきました。趣向を凝らしたおそろいの衣装や奇抜な仮装に身を包み、踊り手の皆さんが笑顔で心をつ一つにして踊っている姿は、観客の皆さんも笑顔にし、突然降り始めた雨をも吹き飛ばし、会場全体が笑顔あふれる中、無事全ての行事を終えることができました。今後、はんぎりなど地域資源の情報発信を行い、町内外から更に大勢の方に集まっていただけるよう、にぎわいと活力のあるまちづくりに努めてまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件3件、決算認定2件、予算案件4件、その他議決を求めるもの3件、同意を求めるもの3件、意見を求めるもの3件、合わせて19件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

5番稲田輝宏議員、6番城村トキ子議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（岡井馨一郎） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月22日の議会運営委員会で協議の結果、本日から9月13日までの16日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月13日までの16日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 報告第5号 平成28年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（岡井馨一郎） 日程第4、報告第5号平成28年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第5号平成28年度決算に係る財政指標について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付けて報告するものです。内容につきましては、健全化判断比率については合田財政課長に、資金不足比率については黒田上下水道課長にそれぞれ説明させます。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、健全化判断比率について説明させていただきます。

別冊の参考資料1ページをお開きください。

健全化判断比率は、財政の健全化や再生の必要性を判断するとともに財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。なお、各指標を示す表に記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準となります。

初めに、1の実質赤字比率ですが、一般会計の赤字の度合いを指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。平成28年度一般会計の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率には該当しません。

次の2ページをお開きください。

2の連結実質赤字比率ですが、国民健康保険特別会計や公営企業会計を含む全ての会計を合算することにより、地方公共団体全体の赤字の度合いを指標化し、財政運営の度合いを示す比率です。平成28年度の全会計における実質収支等の合計額は黒字であるため、連結実質赤字比率には該当しません。

次に、3の実質公債費比率ですが、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計が負担する地方債の元利償還金額の限度を示す比率です。平成28年度の実質公債費比率は9.3%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次のページにあります4の将来負担比率ですが、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込額や職員の退職手当支給予定額など一般会計が将来負担すべき実質的な負担の残高に基づき指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことで、平成28年度の将来負担比率は81.1%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

健全化判断比率についての補足説明は以上となります。なお、別冊の報告書にあります5ページから7ページには、監査委員の監査意見書がついておりますので、御確認をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 黒田上下水道課長。

○上下水道課長（黒田泰弘） それでは、続きまして、公営企業の資金不足比率について補足して御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであります。

松前町水道事業会計の資金不足比率は、平成28年度水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っておりますので、資金不足は生じておりません。

続きまして、松前町公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、平成28年度公共下水道事業特別会計の決算で歳入額が歳出額を上回っておりますので、資金不足は生じておりません。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 報告を終わります。

質疑を行います。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 報告を聞かせていただいたんですが、連結実質赤字比率が徐々に増えてきていると思うんですが、これは5年後、10年度には30%を超えるおそれがあると思うんですけれども、そのあたりをどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） お答えさせていただきます。

連結実質赤字比率なんですけど、これは黒字ということになりますので、基本的にはこの数字で問題が生じるということではございません。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 報告の中でいずれも黒字というふうな形があったんですが、逆に言えば、黒字ということは事業をしてないというふうな反面に捉えられる可能性はないでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 結局、決算において黒字ということになりますので、事業を全部終えてからの黒字という形になります。それで、事業を行っていないということには該当しません。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 毎年事業はされていると思うんですけども、繰越が多いと思うんです。普通、一般に比べたら。そういう部分での繰越金額が多いので、実際に黒字になっているというふうな見掛け上のそういうふうな決算になっているんじゃないでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 見掛け上ということなんですけど、基本的には予算計上しまして、それで入札とあと事業の関係で経費の削減を行った上で黒字になった部分がほとんどでございますので、そのあたり余分に計上したということではございません。

○議長（岡井馨一郎） ほかに。

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） お尋ねしたいと思います。

予算書などで国費、県費というのがよく出てまいります。よくよく見ると、特定財源である国庫支出金とか県支出金など明確に書かれている部分もあるんですけども、実際、大枠で大ざっぱにまとめた国費、県費という全体の国や県からの一般的な言葉でいうと資金供与部分です。その全体の額と執行率というのはわかりますか。

○議長（岡井馨一郎） 今の質問について理解できているかどうか。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 決算書の方になりますけど、決算の議案書の分の19ページ、19ページの第2表ということで財源別歳入表というのがございます。そちらのほうに大枠の数

字が載っておりますので、参考にしていただければと思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） これの19ページですか。

○議長（岡井馨一郎） 財政課長。

○財政課長（合田光隆） 定例会議の議案の第59号から第60号をまとめた資料の分になります。

（3番金澤 浩議員「このパーセンテージでよろしいですか」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 手を挙げて。

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） このパーセンテージが執行率と見ればいいんですか。

○議長（岡井馨一郎） 財政課長。

○財政課長（合田光隆） それで構いません。

○議長（岡井馨一郎） ほかにございませんですね。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） それでは、質疑を終わります。

報告第5号を終わります。

~~~~~

**日程第5 議案第47号 松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する  
条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（岡井馨一郎） 日程第5、議案第47号松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第47号について提案理由を申し上げます。

公共の場所における放置自転車等の発生を防止するとともに、適正な処理を行うことにより歩行者等の安全確保や町民の生活環境の保全、地域の美観の維持を図るため、新たに制定するものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第47号について補足して説明いたします。

議案書の11ページを御覧ください。

新しく制定する松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例になります。

第1条では、目的として、放置自転車等により生ずる障害を除去することにより、歩行者等の通行の安全の確保、生活環境の保全、地域的美観の保持を図ることと規定しております。

第2条では、この条例に関する用語の定義を定め、第1号では、この条例の対象となる場所を国又は地方公共団体が設置又は管理するものとし、第2号及び第3号で対象となる自転車等を定めております。

第3条では、町内の公共の場所に自転車の放置の禁止を規定しております。

12ページになります。

第4条では、放置自転車等に対する措置を規定し、第5条では、自転車等の保管に伴う措置を規定しております。

第6条では、自転車等の売却及び処分を規定しております。

第7条では、費用の徴収について定めております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 放置自転車についてお尋ねをします。

元来、放置自転車というのは、数年前から住民の方からいろんな質問を受けておったんですが、今回、この条例に出てくるのが公共の場所のみに限定されているんですが、例えば私有地もしくは空き地、それから空き家のある敷地の中にある自転車、そういったことについて何の定義もないんですが、そのあたりどう考えられているんでしょうか。その2点です。

○議長（岡井馨一郎） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） この条例では、公共の場所を規定しております。個人が所有する場所、私有地に放置されている自転車については、個人の資産と自転車の所有権の問題がありますので、この条例では対応としておりませんが、個別に相談があった場合は担当課の方で相談を受けることとしております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤議員。

○9番（加藤博徳議員） 数年前からこういう話はたくさん出てたんですよ。北伊予の駅の駐輪場にしても。それを町民の方から聞いて何回も提案をしているんですが、全然音沙汰もなく、急にこういうふうに出てきたのは何か原因があるんですかという御質問やと思



います。

○議長（岡井馨一郎） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 従来から相談がありましたけれども、処分する条例がなかったものですから、町としてもなかなか手出しができなかったと、そういった声もよく聞くようになったので、他市町の条例を参考に公共の場所の自転車の管理を適正にしたいということでこの条例を提案させていただきました。本来であればもっと早い時期にやればよかったんでしょうけれども、遅くなりましたけれども、今回上げさせていただいたということです。

○議長（岡井馨一郎） よろしいですか。

8番藤岡議員。

○8番（藤岡 緑議員） 第8条のこの条例の定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項を町長が規則で定めると書いてあるんですけども、私も全協のときに質問させていただいたんですけど。例えば、放置自転車に対してのその後の第6条、第7条あたりでいろんなケース・バイ・ケースのことが起こってくるので、当然規則が必要だと思うんですが、この規則について町長が規則で定めるということで第8条になってるんですが、この辺のマニュアル的なものになると思うんですが、いつ頃それがすぐに規則として出てくるものなのか、その確認をさせていただきたかったんです。

○議長（岡井馨一郎） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） この条例の方議会の方で承認いただきましたら、早速取り掛かりたいと思っております。

規則の方では、放置自転車の期間、そういったものを定めますけれども、実際に第7条である費用の徴収あたりについては、規則というよりもマニュアルの中で本人さんの責任によらないものについてどういうふうにするかというマニュアルも別に必要ではないかとは思っております。そういったものを含めてこの議会で通過後、早速取り掛かりたいと思っております。その後、ホームページ等で住民に対しては周知を行いたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第6 議案第48号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第6、議案第48号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第48号について提案理由を申し上げます。

松前ひまわり保育所が10月に開園することに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡井馨一郎） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第48号について補足して説明いたします。

議案書の15ページを御覧ください。

今回の松前町立保育所条例の一部を改正する条例は、かねてから建設を進めていた松前保育所と宗意原保育所を統合した保育所が完成することにより、松前保育所の名称を松前ひまわり保育所とし、位置を松前町大字北黒田187番地4とします。また、松前ひまわり保育所開設に伴い宗意原保育所は廃止するため、別表から削除するよう改正するものです。

なお、この条例は、松前ひまわり保育所の運営を開始する平成29年10月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） これに関してお尋ねしたいんですけども、事業の開始と終わり、廃止に関しては議決が必要だと思うんですけども、そういった議決をした後にこういった名称が変わるとかというプロセスでやるべきではないのかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 保育所の運営の開始、例えば松前ひまわり保育所の建設の開始について議会の方では建設に関する予算の中で議決をいただいていると思います。宗意原保育所の廃園につきましては、事業を休止をする保育所の募集を停止する平成27年以前の議員全員協議会の方で今後の進め方ということで説明をしておると記憶をしております。

す。ただ、事業の募集を事前に議会の方で議決という行為としては行ってない。ただ、それは議決案件ではないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号について原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第49号 松前町工場立地促進条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（岡井馨一郎） 日程第7、議案第49号松前町工場立地促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第49号について提案理由を申し上げます。

農村地域工業等導入促進法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、徳居産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 農村地域工業等導入促進法の一部改正により、同法の名称が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改称されました。

また、同法第5条で定める工業等導入地区につきましても、産業導入地区と改められました。これに伴い、同法同条を引用しております松前町工場立地促進条例第2条第1項第4号中の該当部分を改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） この条例改正によってもうちょっと具体的に分かりやすく、  
どういうふうなことがどういうふうになったんやと、こういうふうになるんですよという  
ことをお聞かせ願いたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 参考資料の9ページを御覧ください。

新しく名称が改正されました農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の中で、今  
までの農村地域工業等導入促進法では、支援対象業種が工業、道路貨物運送業、倉庫業、  
こん包業及び卸売業に限定されていましたが、今回はサービス業等にも拡大されました。  
それに伴い、工業等導入地区を産業導入地区、法律名も改称されたということになってお  
ります。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） ということは、産業導入ということで、農村地域でもこれは  
参入できるということですか。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産建部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 国の法律の趣旨としましては、産業構造が変化する中で引  
き続き農村地域において就業の場を確保するため、同法の支援対象業種を工業等に限定せ  
ず、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業にも拡大する等の見直しを行うため  
に名称も内容も改称されたということになっております。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 難しい言葉で言われるんでなかなか納得できんもんで。農村  
地域ですよ、言ったら青地、農業振興地域にでもそういうふうな産業導入ということが  
できるんかどうかというのを聞きよんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） これは、今の法律に基づいて特定地域を指定して、そこにそういう  
今までは限定されたやつが、サービス業が増えたものを導入しようとするときに特定地域  
を定めて計画をつくった場合にいろいろな様々な有利な特典ができるという法律なんで  
す。

松前町は、今まで昔の農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区を特定地域と  
して定めているわけですけども、それは全く変わりません。だから、法律の名称が変わっ  
て、今まで定めていたものが新しい法律の特定地域になるだけであって、松前町として  
は実態は何も変わりません。

また新しい地域を特定地域にして、新しい産業を導入する計画を立てようとするとき

に、サービス業を入れた地域をつくることができるようになったということで、それはまだ松前町何もしてませんから、その意味では、この条例の改正によって変わることは一切ありませんということです。

○議長（岡井馨一郎） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第50号 訴訟上の和解について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第8、議案第50号訴訟上の和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第50号について提案理由を申し上げます。

係争中の事件について訴訟上の和解をするため、議決を求めるものです。

内容につきましては、松岡まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） それでは、議案第50号訴訟上の和解について補足して説明をいたします。

23ページの地形実測図を御覧ください。

右側にある607-3番地と記載している部分は、昭和44年に松前町が買収し、道路工事を行い、町道西49号線の一部として認定しております。また、真ん中から右側と左側に607-4と609-8番地と記載されている部分も、昭和56年度に松前町が買収し、道路工事を行い、町道西113号線の一部として認定しておりますが、いずれも分筆されておらず、中ほどにある607-1及び左側にある609-3の相続人は、松前町に対し、607-3及び607-4は607-1番地の一部であり、609-8は609-3の一部であることから、売買は成立しておらず、前所有者は土地の代金を受け取っていないとの申出がありました。

松前町としては、売買契約書などの書類があったことから、売買は成立し、支払は完了していたが、分筆だけができなかった旨の説明を行ってきましたが、理解を得られ

ず、土地の明渡しと賃料相当損害金の支払を求める訴えを松山地方裁判所に起こしました。それを受けて松前町は、所有権移転登記手続を求める反訴を松山地方裁判所に提起した結果、平成28年11月に松山地方裁判所での判決の言渡しがあり、控訴人の請求はいずれも棄却され、当該土地については松前町が所有する所有権を有することが確認されましたが、控訴人はそれを不服として高松高等裁判所に控訴し、松前町も反訴を行っていましたが、今年7月に高松高等裁判所から控訴人と松前町に対し、当該土地については松前町が所有権を有することとし、登記手続の費用は松前町とした上で所有権移転登記の手続をすること、松前町は和解金として売買が成立したときから平成29年度までの固定資産税相当額及び損害金を控訴人に支払うことなどが盛り込まれた和解案が提示されました。松前町としては争っている土地の所有権が松前町にあるとした和解案を受け入れたく、訴訟上の和解について議案を提出し、御審議をしていただくものです。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） この控訴について前も私1回言わせていただいたと思うんですけど、町民の生命、財産、これを守るのが僕行政の仕事かなと思うんですが、今回和解案が出たということで和解はされておりますけど。こういうふうな司法に頼って和解せないかんような案件をつくる、これ自体が。今もおっしゃられたように、分筆とか登記とか、町がやらないかんことやってなかったんでしょ。そういうふうなものに町民を巻き込んで司法にまで持っていくということはいかがかなと。今回は和解ということで控訴人の人も長い間裁判に携わって、今もう精神的にもぼろぼろですわ。体も壊されて、普通ではないようになってますけど。

それはそれとして、今後、こういうふうなケース、まだまだあると思うんですよ。そういうふうなときに、これ一例でこんなこと言ったら失礼なんですけど、行政に盾突いて、籠池さんのような、行政に盾突いたらこうなるぞみたいな一例をつくってしもうたかなと思うんですけど。今後、こういうふうな案件があった場合に、司法まで持っていわずに行政と当事者がもっと話し合って、ある程度の歩み寄りを寄って、行政と松前町と町民が話し合いをして、その中で和解というか、どっかで線引くとか、どっちかが歩み寄ってどうにかするような算段してほしいんですけど。今後もこういうふうなパターンが出てきたときに、同じようなことをされるのかどうか。これ、ずさんなと言うたら失礼なけど、行政のずさんな、そういうふうなもんがこれを生んだと思うんですよ。今後あったときにまた同じように司法に持っていって、司法の判断を仰ぐんかどうかということはお聞きしたいんですが、どうですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議員がおっしゃるように、行政の仕事というのは住民の生命、財産を守るというの大きな仕事の一つですけれども。また一方、税金を預かって取得した財産をきっちり守っていくというの我々の務めでもあります。ですから、道路を買った、今回の事案はそのときにきちんと登記や分筆やそういう手続ができてなくて、うやむやになってたのが今になってどっちか分からんということで争いになった事案なんですけれども。今回は、裁判所の方は松前町がしっかり、確かに買っているということが明らかになって、こういうことになっているわけですけれども。いずれにしても、町は住民の生命、財産を守らないといけない反面、住民から預かった税金で取得した町の財産もしっかり守らなければいけない。今回は、買ったやつが認めてもらえないと。話合いの中で買ったはずなのにそれは自分の財産だというふうに主張されて、そこが譲り合いが、話合いができなかったわけで。相手の方が訴訟を起こされたわけで、町が決して起こしたわけではないわけです。まず、町から起こしたわけではないということを御理解いただきたいということ、町の財産を守るというの我々の仕事であるということ。

それから、もう一つ、今議員が譲り合いでというふうにおっしゃられたですけれども、我々は、町民から負託を受けて財産を守ってる立場ですから、個人であれば譲り合いで譲歩して、そしたらこれだけ本当は要るんやけどこれだけでこらえてあげるわとかという譲り合いというのがあるわけですけれども、行政の立場で譲り合いというのは基本的には余り考えられないというふうに考えています。

今回和解、和解というのは譲り合いなんですけど、なぜ和解をしたかという、今の土地がそのときに本当に所有権登記がされて、きちんと町の財産になっていたのであれば、その土地についての固定資産税はその人につけられないわけです。ですから、過去に遡ってきちんとした手続がなされておったならば払わないでよかったであろう固定資産税を払ってもらっているから、その分はお返ししましょうという計算の中での損害金の計算にしているわけです。だから、決して譲り合ったわけではないわけで。

もう一回整理しますと、我々今後もきちんと町の財産を守るべきときは、主張すべきは主張するし、主張すべきものを譲り合うつもりはありません。きちんとこちらの証拠を示して、主張すべきはすると。こちらの証拠がなくてこちらが悪い場合は、引き下がらないといけませんよ。でも、こちらがきちっと証拠もあり、それが間違いない事実であれば、き然と主張をしていくと。認められないで相手さんが裁判をするということであれば、き然とそれに応じるという態度で臨みます。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 町長もなかなか手厳しい御意見ですけど。町長も新任されと

んで、これもう何年も前から裁判沙汰になって、そこに行くまでにプロセスもあるし、いろんなことがあるんですよ。僕が聞いたかったのは、今後こういうふうなこと、こういうふうな案件が出たときに同じように司法にまで持っていくんかどうか。今回は相手がしたということだけど。相手というか、控訴人が松前町を訴えたというかな。でも、そこに行くまでにプロセスがあるんですわ、町長。それで、今回の和解案が出たんですけど、これは行政の主張を100%、大方100%に近い形で和解になったということで、私は、和解とはなってますが、控訴人がもう泣き寝入りしたと、私の私論ですよ、そういうような形になつとんで、今後こういう案件があったときに、司法に持って行ってまでせないかんことかというのをお聞きしたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 町が町民の方を訴える場合には、議会の議決が必要になります。ですから、議会の議決を訴える場合には得ることになりますけれども、おっしゃるようにこちらから町民の方を訴えるというのは、非常にまれなケースだというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 最後の質問になりますが、そうしたら、控訴人で町を訴えるんですよ、町民が。そしたら受けて立ちますよということですよ。だけど、そこに行くまでにある程度の話合いができんのかということをお聞きなんですが。もう話合いも何もせずに訴えるなら訴えやと、受けて立つがというような形で、そういうような態度でおられるんですか、今後も。そこを聞きたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 内容によるんだと思います。今回は、その土地が誰の土地か、誰が所有権を持っているかということで、一部分がどうかという話はなく、その土地をきちんと町が買った土地なのかどうか、買ってない土地なのかどうか、あるかないかだけの話なんで、そこで譲り合いというのはあり得ないわけです。だから、町が買ったというこちらの確証があり、町の自分のところの財産を守るためにやらなければならないことはそれをきちんと主張して、うちの財産ですよということをおっしゃるだけであって、そこに譲って、いや、ほんならあなたの財産であげましょうというのは、財産の管理としてはできない話ですから。そういうことで、事案によって、今回の事案のようなやつはうまく交渉をするということは必要ですけども、そこで譲るということはある得ないというふうに考えています。

○議長（岡井馨一郎） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号について原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 5 1 号 松前町道路線の廃止について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第 1 0 議案第 5 2 号 松前町道路線の認定について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第 9、議案第51号松前町道路線の廃止について及び日程第10、議案第52号松前町道路線の認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第51号及び議案第52号について一括して提案理由を申し上げます。

町道東176号線の計画変更に伴う路線の廃止及び認定について議決を求めるものです。

内容につきましては、松岡まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） それでは、議案第51号松前町道路線の廃止について補足して説明をいたします。

25ページを御覧ください。

町道東176号線は、起点を松前町大字神崎字弁天、終点を同弁天とし、平成25年9月議会で議決され、同年9月26日に認定しました。その後、町道東176号線の変更設計により終点の位置を松前町大字神崎字庵ノ浦に変更したことから、道路線の廃止について議案を提出し、御審議いただくものです。

続きまして、議案第52号松前町道路線の認定について補足して説明をいたします。

27ページを御覧ください。

先ほど議案第51号松前町道路線の廃止についてで申し上げたとおり、町道東176号線の

終点を松前町大字神崎字庵ノ浦に変更したことから、起点を松前町大字神崎字弁天、終点を松前町大字神崎字庵ノ浦とする町道東176号線の認定について議案を提出し、御審議をいただくものです。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第51号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号について原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第52号について質疑を行います。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） これも繰り返しになろうかと思うんですが、町道認定の場合においては、町道と町道をつなぐのが町道であるという基本原則があって、基本的には幅が4メートルというふうなことになっておったと思うんですが、今回のこの認定についてはそれが適用されるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 基本的には町道路線というのは、町道、国道、県道とか公共施設をつなぐ道を町道認定しております。

（9番加藤博徳議員「幅は」の声あり）

幅については、歩道部分が1.5メートル以上の条件がありますが、これはクリアされております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） とすると、今回の場合においては、どちらも町道の上に設置されるという判断でしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 西側は町道に接しておりますし、東側は公共施設に接し

ております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 公共施設という表現が理解しにくいのですが、JRの私有地というふうなことじゃないんですか。終わります。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 駅舎を含めてJRの敷地内にありますので、公共施設の一部と考えております。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第52号について原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（岡井馨一郎） 再開いたします。

~~~~~

日程第11 議案第53号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第54号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第55号 松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第11、議案第53号松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてから日程第13、議案第55号松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第53号から議案第55号までについて一括して提案理由を申し上

げます。

任期満了に伴う松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、それぞれ同意を求めるものです。

内容につきましては、山本総務課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（岡井馨一郎） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 議案第53号から議案第55号までについて補足し、説明をいたします。

まず、議案書の29ページをお開きください。

松前町固定資産評価審査委員会委員3人の任期が平成29年9月30日をもって満了となるため、後任委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第53号では、篠原功氏の後任委員として同人の再任を考えております。住所、伊予郡松前町大字恵久美385番地、氏名、篠原功、生年月日、昭和19年2月28日。

次に、31ページをお開きください。

議案第54号では、村上朋子氏の後任委員として同人の再任を考えております。住所、伊予郡松前町大字浜771番地3、氏名、村上朋子、生年月日、昭和16年12月23日。

次に、33ページをお開きください。

議案第55号では、福嶋正志氏の後任委員として新任委員を考えております。住所、伊予郡松前町大字横田356番地、氏名、篠崎厚夫、生年月日、昭和26年10月7日。

なお、各議案の次ページには、参考資料として本人の経歴を掲載しておりますので、御一覧の上、御一考いただきますようお願いをいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第53号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

議案第54号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

議案第55号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

新たに任命されました篠崎厚夫さんが挨拶に見えておられますので、この場でしばらくお待ちください。

○篠崎厚夫 ただいま御紹介いただきました篠崎厚夫と申します。公共事業の用地買収業務に6年間従事した経験がありますが、その間を通じて土地評価の難しさというものを痛感する日々を送りました。今回の委員は私には過ぎた業務という思いがしておるんですけども、諸先輩方の御教示を得まして務めを果たしていけたらと思っております。

以上です。

○議長(岡井馨一郎) 篠崎厚夫さんの挨拶を終わります。

~~~~~

日程第14 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第15 議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦について(上程、提案理由説

明、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第14、議案第56号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第16、議案第58号人権擁護委員候補者の推薦について、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第56号から議案第58号までについて一括して提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、それぞれ意見を求めるものです。

内容につきましては、仲島社会教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岡井馨一郎) 仲島社会教育課長。

○社会教育課長(仲島昌二) それでは、議案第56号から議案第58号までについて補足説明をいたします。

議案書35ページをお開きください。

人権擁護委員3人の任期が平成29年12月31日をもって満了となるため、後任委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

議案第56号では、水本諭氏の後任委員として同人の再任を考えております。1、住所、伊予郡松前町大字浜901番地2、氏名、水本諭、生年月日、昭和23年8月20日。

次に、議案書37ページをお開きください。

議案第57号では、松田雅子氏の後任委員として同人の再任を考えております。住所、伊予郡松前町大字鶴吉771番地2、氏名、松田雅子、生年月日、昭和27年4月23日。

次に、議案書39ページをお開きください。

議案第58号では、平井章能氏の後任委員として新任委員を考えております。住所、伊予郡松前町大字恵久美456番地、氏名、郷田和美、生年月日、昭和27年2月1日。

なお、各議案書の次のページに参考資料として経歴を掲載しております。御一覽ください。

以上で補足の説明を終わります。

○議長(岡井馨一郎) 提案理由の説明を終わります。

議案第56号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

議案第57号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第57号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

議案第58号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第58号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

新たに推薦されました郷田和美さんが御挨拶に見えられておりますので、しばらくお待ちください。

郷田和美さんの御挨拶をお願いいたします。

○郷田和美 このたび人権擁護委員に御推挙いただきました郷田和美です。本会議におき

まして人権擁護委員に御推薦いただきましたこと誠にありがとうございます。人権の擁護という職責の重要性を考えますと、本当に身が引き締まる思いでいっぱいでございます。もとより微力ではございますが、松前町の人権擁護の充実、発展のために誠心誠意努力してまいりたいと思っておりますので、御指導、御べんたつのほどどうぞよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡井馨一郎） 郷田和美さんの挨拶を終わります。

~~~~~

日程第17 議案第59号 平成28年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（岡井馨一郎） 日程第17、議案第59号平成28年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第59号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び公共下水道事業特別会計の平成28年度歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて認定を求めるものです。

内容につきましては、会計管理者山田会計課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 山田会計課長。

○会計課長（山田 運） 平成28年度松前町歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の求めるところにより調製いたしました。また、各会計の決算につきましては、7月10日から8月2日にわたり安永監査委員、伊賀上監査委員により審査していただき、8月16日に監査意見書の報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

内容が多岐にわたりますので、歳入につきましては、各会計ごとの歳入合計の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額を、歳出につきましては、各会計ごとの歳出合計の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額をもって補足説明とさせていただきます。御了承のほどお願いいたします。

なお、各会計における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、決算の付属書類となりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

す。

それでは、決算書の3ページ、4ページをお開きください。

平成28年度松前町一般会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額111億9,134万8,115円、収入済額109億1,657万2,239円、不納欠損額701万1,977円、収入未済額は2億6,776万3,899円となっております。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

一般会計の歳出になります。

同じくページ下段の歳出合計において、予算現額110億6,957万1,000円、支出済額105億3,994万9,903円、翌年度繰越額1億8,759万8,000円、不用額は3億4,202万3,097円となっております。欄外になりますが、歳入歳出差引残額は3億7,662万2,336円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、121ページ、122ページをお開きください。

平成28年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入になります。

ページ下段歳入合計において、調定額40億5,268万4,842円、収入済額39億8,477万2,387円、不納欠損額915万689円、収入未済額は5,876万1,766円となっております。

次に、123、124ページが歳出になりますが、歳出合計につきましては、続く次の125、126ページの下段となります。

予算現額39億6,076万4,000円、支出済額37億4,169万3,845円、翌年度繰越額0円、不用額は2億1,907万155円となっております。欄外ですが、歳入歳出差引残額は2億4,307万8,542円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、155ページ、156ページをお開きください。

平成28年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入となります。

ページ下段歳入合計において、調定額4億5,048万4,419円、収入済額4億5,021万2,389円、不納欠損額0円、収入未済額27万2,030円となっております。

次に、157、158ページが歳出です。

ページ下段歳出合計において、予算現額4億2,890万5,000円、支出済額4億2,437万5,280円、翌年度繰越額0円、不用額452万9,720円となっております。

欄外の歳入歳出差引残額は2,583万7,109円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続いて、171ページ、172ページをお開きください。

平成28年度松前町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段歳入合計において、調定額26億7,194万7,082円、収入済額26億6,655万7,460円、不納欠損額94万8,857円、収入未済額444万765円となっております。

続いて、173、174ページが歳出です。

ページ下段歳出合計において、予算現額27億4,669万1,000円、支出済額25億8,848万6,213円、翌年度繰越額0円、不用額1億5,820万4,787円となっております。

欄外の歳入歳出差引残額は7,807万1,247円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。199ページ、200ページをお開きください。

平成28年度松前町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段歳入合計において、調定額2,177万1,446円、収入済額も同額の2,177万1,446円、不納欠損額、収入未済額はともに0円となっております。

次の201ページ、202ページが歳出になります。

ページ下段歳出合計において、予算現額2,181万4,000円、支出済額2,076万1,966円、翌年度繰越額0円、不用額105万2,034円となっております。

欄外の歳入歳出差引残額は100万9,480円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

211ページ、212ページをお開きください。

平成28年度松前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段歳入合計において、調定額6億4,589万7,687円、収入済額6億222万702円、不納欠損額54万1,224円、収入未済額4,313万5,761円となっております。

次の213、214ページが歳出になります。

ページ下段歳出合計において、予算現額6億3,907万9,000円、支出済額5億8,919万2,199円、翌年度繰越額4,095万円、不用額893万6,801円となっております。

欄外の歳入歳出差引残額は1,302万8,503円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永監査委員。

○監査委員（安永紀雄） それでは、お手元の議案書に平成28年度松前町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書が示されております。これによりまして御報告を申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

第1、審査の概要。

まず、審査の対象は、第1、審査の概要に示しておりますとおり、一般会計と4つの特別会計です。

審査は、平成29年7月10日から8月2日までのうち6日間において行いました。

第3、審査の結果。

審査の結果について申し上げます。

5ページの第3、審査の結果を御覧願います。

1、各会計の総括。

(1)まず、各会計の総括といたしましては、審査に付された各会計の決算書等は計数はいずれも正確であり、内容についても関係法規等に準拠し、適正かつ効率的に執行されていると認められました。

(2)財産の管理につきましては、計数はいずれも正確であり、適正かつ効率的に管理運営なされていると認められました。

(3)財政運営の状況につきましては、平成28年度各会計の財政収支の状況は、歳入186億4,210万4,000円、歳出179億445万9,000円で、翌年度に繰り越す財源を除いて6億9,793万6,000円の剰余金を生じ、前年度の剰余金6億465万1,000円と比べると9,328万5,000円の増となっており、引き続き健全な財政運営がなされていると認められました。

6ページの表に過去5年間の財政諸指数を示しておりますが、平成28年度の財政力指数は0.753で、前年度と比較して0.015ポイント上回っており、近年は0.7台で推移しています。経常収支比率については、前年度比で1.7ポイント悪化し88.1%となり、大幅な変動はないものの、依然高い水準で推移しています。今後、改善のための努力が求められます。町の年間収入に対する地方債の償還額の割合を示す実質公債費比率は9.3%で、前年度比で0.7ポイント改善されており、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な状態です。また、将来の財政が圧迫される危険を表す将来負担比率は81.1%で、前年度比で0.1ポイント悪化していますが、早期健全化基準の350%を下回っており、健全な状態です。

以上のとおり、財政諸指数は、いずれも良好な状態にあると認められます。今後も経常的経費等の削減を図るとともに、町税及びその他の収入の確保に努め、適切な行財政の運営を推進するよう引き続き努力をされたい。

次に、7ページをお開きください。

2、一般会計の決算状況を申し上げます。

2、一般会計の決算状況。

(1)歳入について。

歳入については、収入済額は109億1,657万2,239円で、収入率は予算現額に対して98.6%、調定額に対しては97.5%となっています。収入未済額は、2億6,776万3,899円、主なものは、町税、国庫支出金、県支出金、町債です。市町村民税や固定資産税の滞納繰越分が減少したことや、国体施設整備事業及びはだか麦プロジェクトに関する国庫支出金が平成28年度に繰り越されたことにより、前年度と比較して2億5,682万8,084円減少しています。町税、保育料、住宅使用料及びその他貸付償還金については、依然多額の収入未済額が報告されていますが、滞納金の徴収に更に努力をされたい。不納欠損額は701万1,977円で、前年度より56万1,348円減少しています。滞納が長期にわたるものについて

は、債務者の資産調査等を行い、不良債権化している債権について早期の整理を進められたい。なお、国県支出金及び町債の収入未済については、対象事業の繰越しによるものであり、やむを得ないものですが、予算措置を厳格化し、一層の効率的な事業推進を図られたい。

ア、町税について。

町税収入済額は44億9,840万5,778円で、一般会計収入済総額の41.2%を占めている。これを前年度と比較すると、第4表、町税収入対前年度比較表のとおり、3億2,938万9,189円増加しています。これは、固定資産税のうち東レ愛媛工場の新工場建設に伴い、償却資産が増加したことによるものです。現年度分の徴収率は99.7%で、前年度と比べ0.1ポイント上がり、また、現年度分と滞納繰越分とを合わせた徴収率でも前年度と比べ0.4ポイント上がっています。一方、収入未済額は3,706万8,829円で、前年度に比べ1,307万28円、率で26.1ポイント減少しているが、その内訳は、現年度分が148万6,781円、滞納繰越分が1,158万3,247円の減少となっています。これらは地道な徴収率向上の努力が現れているものであり、更なる改善を期待します。また、不納欠損額は692万477円で、前年度と比べ65万2,848円減少しています。引き続き地方税滞納整理機構への徴収委託の活用及び滞納整理の更なる努力を求めます。

町税の長期滞納者の中には、納税意識の欠如している者や行政に対する不満から納税しない者も見られるところであり、こうした納税態度は、町税に限らず、国民健康保険税、介護保険料、住宅使用料等の納入及び貸付金の償還にも影響を及ぼすおそれがあります。善良な納税者の税負担に対する公平感を確保する観点からも、広報紙等を通じて納税意識の高揚を図るほかきめ細かな納税相談を進めるなど、納税の実を上げるよう一層努めるとともに、悪質な滞納者に対しては、引き続き法的措置も視野に入れ、厳正に対処することを望むものです。

イ、使用料及び手数料。

使用料及び手数料は、第3表のとおり収入済額1億267万2,770円で、収入率は、予算現額に対しては98.6%、前年度は94.2%、調定額に対しては82.2%、前年度は81.3%となっています。収入未済額は2,220万6,260円で、このうち住宅使用料の収入未済額が2,215万8,760円で、全体の99.8%を占めています。住宅使用料の現年度分の収納率は97.8%で、前年度に比べて2.3ポイント上昇し、平成25年度の水準に改善しています。以前の98%台を目標に、公平性の観点からも、早目の未納への対応を町税同様に個々具体的に厳正に対処されたい。

(2)歳出について。

ア、歳出については、予算現額110億6,957万1,000円に対し、支出済額は105億3,994万9,903円で、執行率は95.2%、前年度に比べ2.3ポイント増加しています。3億4,202万

3,097円が不用額となっているが、その主なものは総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費です。

ウ、予算の執行については、適正かつ計画的、効率的な執行がなされています。なお、契約に当たっては、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものに限って例外的に行うよう厳格に運用し、透明性、公平性の確保に努め、更なる経費削減に努力されたい。物件費、維持補修費、補助費等の増額については、真に必要な事業への支出であると推測はできますが、注意を要する項目です。

エ、減額補正は、入札減少金などに要因するものです。ただ、財源の有効利用のためにも、事前の綿密な調査、住民要望の的確な把握、関係者等との十分な協議により、より適正で厳格な予算編成を望むものです。

次に、特別会計について申し上げます。

11ページの3、国民健康保険特別会計の決算状況を御覧願います。

3、国民健康保険特別会計の決算状況。

(1)歳入について。

歳入については、収入済額は39億8,477万2,387円で、収入率は調定額に対し98.3%となっています。収入未済額は5,876万1,766円で、前年度に比べて18.1%減少し、不納欠損額は915万689円で、前年度に比べ3.2%減少しています。

国民健康保険税の収入率は90.5%で、前年度より1.5ポイント増加しているものの、依然低調な状況で推移しており、また、収入未済額、不納欠損額ともに昨年度と比較し若干改善はしていますが、多額となっています。引き続き国民健康保険制度の趣旨や仕組みについての周知啓発を行い、町民の意識の一層の高揚に努め、徴収率の向上に努力されたい。

(2)歳出について。

歳出については、支出済額は第6表のとおり37億4,169万3,845円で、執行率は94.5%、前年度に比べて1億7,737万4,377円減少しています。これの主なものは、保険給付費（療養諸費）の減少によりますが、被保険者数の減少が影響しているものです。不用額が2億1,907万155円ですが、その主なものは保険給付費で、事前に給付額等を正確に把握することができないために生じたものです。執行は適正と認められます。

4、後期高齢者医療特別会計の決算状況。

(1)歳入について。

歳入については、収入済額は4億5,021万2,389円であり、収入率は調定額に対し、昨年同様99.9%となっています。

(2)歳出について。

歳出については、支出済額は4億2,437万5,280円で、執行率は98.9%、昨年度に比べて

2,860万4,684円増加しています。これの主なもの、後期高齢者医療広域連合納付金、繰出金の増加によりますが、納付金については、保険料改定による増が影響しているものです。不用額は452万9,720円と高額ですが、その主なものは後期高齢者医療広域連合納付金で、事前に納付額等を正確に把握することができないために生じたものです。執行は適正と認められます。

5、介護保険特別会計（保険事業勘定）の決算状況。

(1)歳入について。

歳入については、収入済額は26億6,655万7,460円であり、収入率は調定額に対し、昨年同様99.8%となっています。このうち保険料については、収入済額が5億4,434万3,627円で、収入率は99.0%となっています。また、収入未済額は444万765円で、前年度に比べて6万7,034円減少しています。今後とも収入未済額の減少を図るため、更なる介護保険制度の趣旨や仕組みの周知啓発を行うとともに、保険料の収納に一層努力をされたい。

(2)歳出について。

歳出については、支出済額は25億8,848万6,213円で、執行率は94.2%、前年度に比べて5,985万8,704円増加しています。これの主なもの、保険給付費、基金費の増加によりますが、保険給付費については介護サービスの増、基金費については黒字額の増による積立金の増が影響しているものです。不用額が1億5,820万4,787円となっていますが、その主なものは保険給付費で、事前に給付額等を正確に把握することができないために生じたものです。執行は適正と認められます。

6、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の決算状況。

(1)歳入について。

歳入については、収入済額は2,177万1,446円であり、収入率は調定額に対し、昨年同様100%となっています。

(2)歳出について。

歳出については、支出済額は2,076万1,966円で、執行率は95.2%、前年度に比べて51万7,945円減少しています。これの主なものは、諸支出金（繰出金）の減少によりますが、前年度の事業費の精算額の変動が影響しているものです。不用額は105万2,034円となっており、これは賃金及び予備費の執行残によるものです。執行は適正と認められます。

7、公共下水道事業特別会計の決算状況。

(1)歳入について。

歳入については、収入済額は6億222万702円で、収入率は調定額に対し93.2%となっています。分担金及び負担金（下水道受益者負担金）で73万7,640円、使用料及び手数料（下水道使用料）で349万8,121円、国庫支出金で600万円、町債で3,290万円の収入未済が生じています。なお、国庫支出金、町債については、翌年度に繰越しを行ったものです。

下水道受益者負担金については、徴収率が昨年度と比較して悪化しているため、改善を求めます。滞納者に対しては、町税同様に個々具体的に厳正に対処し、収納に一層努められたい。

(2) 歳出について。

歳出については、支出済額は第10表のとおり 5 億8,919万2,199円で、執行率は92.2%、前年度に比べて1,844万8,686円減少しています。これは、建設費や公債費の減少によるものです。執行率が前年度に比べて6.2%下回っているのは、平成27年度は事業の繰越しがなかったことによるものです。事業の実施に当たっては、工事の早期着工を図るとともに、計画的、効率的な実施と執行管理の徹底に努め、事業の繰越しの減少を図るよう一層の努力をされたい。執行は適正と認められます。

第4、結び。

平成28年度歳入歳出決算については、健全な財政運営と適正な事務処理と認められました。財政力指数は0.753で前年度を上回っているものの、経常収支比率は88.1%と若干悪化して依然高い水準にあります。扶助費の増大といったやむを得ない事情があるものの、財政の弾力性に留意し、更に適正な財政運営に心掛けられたい。

平成22年度から始まった第4次松前町総合計画に定められた施策及び公約を実現するためには、安定した財源確保が不可欠です。そのような中で、内閣府からは、我が国の経済情勢について、景気は穏やかな回復基調が続いている、経済の先行きについては雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって穏やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響には留意する必要があるとの報告がなされています。

松前町において、歳入面では大幅な町税収入の伸びを期待することは難しい状況にあります。さらに、歳出面では、少子高齢化社会による社会保障関係経費や医療費、保育所、学校施設の耐震化などの防災、減災対策事業費、公共施設の老朽化に伴う修繕、更新経費が今後も高い水準で見込まれます。加えて、最近発生した九州の大雨災害などを教訓に、町民の安全・安心を確保する取組の緊急整備が必要です。このようなことから、引き続き財政運営は厳しい状況が続くと推測されますが、今後も時代の要請に的確に対応し、持続可能な町政運営のためにも、財政基盤の強化に努められたい。

こうした中で、歳入のうち町税については、愛媛地方税滞納整理機構との連携等滞納者対策の成果が現れており、高い徴収率を維持するための努力が認められます。今後も住民の行政に対する不公平感、不信感を生じさせないよう、前年度以上の徴収及び収入未済金の改善に更なる努力を求めるものです。一方、債務者の破産等により回収が極めて困難な不良債権については、債務者の資産調査を進め、適切で計画的な債権整理の推進が望まれます。

歳出については、予算配分の重点化により効果的、効率的な事業の実施を図るとともに、内部統制におけるリスク管理の観点からの事務内容の見直しを図るなど、不断の行政改革に努められたい。なお、不用額が一部見受けられるので、予算の積算内容を精査し、適切な予算額の計上に努められたい。

前例踏襲的な行政運営が許されなくなった現在の状況で、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ等）を効果的、効率的に活用していくため、成果という目標を設定し、目標達成のため事務改善を行うことで行政サービスの向上を図るマネジメントの一環として、事務事業評価が導入されました。今後、行政運営を円滑にする上で、成果に基づいたマネジメント（経営管理）は、地方公共団体の運営にとって必要条件であり、早急に整備すべき政策です。また、住民の理解、協力は必要不可欠なものなのであり、このような取組状況について、広く住民にも周知すべきと考えます。

限られた財源を有効かつ計画的に使うための地方公会計の整備促進に当たっては、公共施設等の老朽化対策にも活用可能な固定資産台帳の整備や複式簿記の処理に関わるマニュアルづくりなど、全庁的に連携して取り組まれない。

第4次松前町総合計画に定めた「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」及び公約の実現に向け、地方公共団体として自主性及び自立性を十分に発揮し、町民とともに知恵と力を出し合い、魅力と活力にあふれ、次世代に誇れる誇りを持ってつなぐことができるまちづくりを強く期待するものです。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 監査委員の報告を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第59号は所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第60号 平成28年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（岡井馨一郎） 日程第18、議案第60号平成28年度松前町水道事業会計決算認定についてを議題とします。



提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第60号について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松前町水道事業会計の平成28年度決算について監査委員の意見を付けて認定を求めるものです。

内容につきましては、黒田上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 黒田上下水道課長。

○上下水道課長（黒田泰弘） それでは、平成28年度松前町水道事業会計決算につきまして補足して御説明をいたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。水道会計の方の決算書です。

まず、平成28年度決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を御説明いたします。

1、収益的収入及び支出のうち収入は、決算額4億5,111万5,099円で、予算に比べ275万6,099円の増となっております。

次に、支出では、決算額は4億2,403万9,656円で、不用額は2,108万5,344円となっております。

3ページは、2、資本的収入及び支出の状況であります。

収入では、決算額は1億539万8,440円で、予算に比べまして1億1,992万1,560円の減となっております。

次に、支出は、決算額2億3,773万6,191円で、不用額1億139万1,809円となっております。

以上、資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、資本的収入額が資本的支出額に対し1億3,233万7,751円不足となりますが、3ページ下段に記載してありますとおり、この不足につきましては過年度分損益勘定留保資金1億2,374万8,141円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額858万9,610円で補填します。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

平成28年度松前町水道事業損益計算書について御説明いたします。

当年度は5ページの下から3行目にありますように720万731円の純利益となりました。よって、前年度繰越利益剰余金1億3,049万1,370円に当年度の利益を加えることによりまして、当年度未処分利益剰余金が1億3,769万2,101円となりました。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

平成28年度松前町水道事業剰余金計算書ですが、9ページの貸借対照表における剰余金の変動状況を表していますので、御参照願います。7ページの平成28年度松前町水道事業

剰余金処分計算書ですが、剰余金等の処分計算について表しているもので、今回における処分はありません。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

平成28年度貸借対照表ですが、まず8ページの資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計額は、一番右の列最初にございますとおり46億8,162万4,527円となりました。

また、2の流動資産では、年度末の流動資産合計は10億8,827万7,842円となりました。この結果、8ページ最下段の資産合計は57億6,990万2,369円となっています。

続きまして、9ページ上段の負債の部のうち3の固定負債では、年度末の固定負債合計は28億5,157万6,216円となりました。

また、4の流動負債では、年度末の流動負債合計は1億9,813万3,395円となりました。

5の繰延収益では、年度末の繰延収益合計は15億3,185万8,333円となりました。

この結果、負債合計は45億8,156万7,944円となっております。

その下の資本の部のうち、6の資本金では、年度末の資本金合計は8億6,251万5,386円となりました。

また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は3億2,581万9,039円となりました。

これらの結果、資本合計は11億8,833万4,425円となり、9ページ最下段の負債資本の合計額は資産合計と同額の57億6,990万2,369円となるものであります。

なお、10ページからは会計方針に係ります注意事項や事業報告書、収益費用明細書等の付属書類でございますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で水道事業会計の決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員をお願いします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、お手元の議案書に平成28年度水道事業会計決算審査意見書が示されております。これによりまして御報告を申し上げます。

議案書の34ページをお開き願います。

第1、審査の概要。

平成28年度水道事業会計決算につきましては、去る7月21日に審査を行いました。

第3、審査の結果。

審査の結果について申し上げます。

34ページの第3、審査の結果を御覧願います。

1、決算書について。

決算書につきましては、審査に付された計数は正確で適正に表示されており、収入及び

支出の事務処理も法令等を遵守し、適正に行われていると認められました。

## 2、予算の執行状況。

予算の執行状況について申し上げます。

### (1)収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出については、収入は、予算額4億4,835万9,000円に対し、決算額4億5,111万5,099円で、収入歩合100.6%です。支出は、予算額4億4,512万5,000円に対して、決算額は4億2,403万9,656円で、不用額2,108万5,344円で、支出歩合は95.3%です。

水道事業収益のうち営業収益が、水道使用料の増収等により前年度比445万6,466円増加しています。水道事業費用においては、浄水場建設に伴う減価償却費及び企業債利息が多くを占めています。また、不用額の主なものは、修繕費、動力費、人件費などです。収入、支出とも適正な執行がなされていると認められます。

なお、今後の事業計画及び予算の策定に当たっては、事前に綿密な調査及び関係者との打合せを行い、計画的、効率的な事業の推進及び予算の執行を行う一層の努力をされたい。

### (2)資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出については、収入は予算額2億2,532万円に対し、決算額は1億539万8,440円で、収入歩合46.8%となっています。支出は予算額3億3,912万8,000円に対し、決算額2億3,773万6,191円、不用額1億139万1,809円、支出歩合70.1%となっています。

資本的収入のうち企業債が前年度比1,000万円増加しています。

資本的支出においては、配水施設整備費である老朽管布設替測量設計委託料及び配水管布設工事費が多くを占めています。また、不用額の主なものは、設計委託業務、配水管布設替工事等の入札減少金や工事箇所未施工によるものです。

配水施設整備では、配水管整備を図るために宗意箱地区上水道管布設工事ほかの建設工事や南黒田地区、西高柳地区老朽管布設替工事ほかの改良工事を実施しています。水資源の確保がこの事業の円滑、適正な運営の基本であるため、今後とも計画的整備の推進に一層の努力をされたい。

## 3、経営成績について。

次に、経営成績について申し上げます。

経営成績については、事業収益4億2,077万3,204円、事業費用4億1,357万2,473円で、差し引き720万731円となっています。

今後、浄水施設管理委託費、減価償却費、支払利息などの固定的経費の増加が予想されるので、一層の経営努力が望まれます。

### (1)収益について。

収益については4億2,077万3,204円で、前年度比1.4%の増となっており、そのうち給水収益は3億7,323万8,591円で、前年度と比較すると434万668円、1.2%の増収となっています。また、収益に直接影響のある年間総配水量は第2表のとおり341万325立米で、前年度と比較すると2万2,102立米増加し、有収率は94.17%で前年度より改善されています。総配水量から総有収水量を差し引くと前年度より改善されていますが、年間19万8,739立米、前年度21万9,208立米の漏水等が生じています。水の濁りや配水管工事に伴う洗管などの要因も一部ありますが、主には給水管の破損漏水等であり、減収の要因ともなることから、漏水防止など適正な管理に努力をされたい。

(2)費用について。

費用については4億1,357万2,473円で、前年度比0.4%の減となっており、その内訳は別表2費用構成比率の年度比較表のとおりです。営業費用では、減価償却費1億9,904万3,519円及び人件費3,753万2,520円、営業外費用では、支払利息5,725万1,948円が主な支出です。前年度と比較すると減価償却費及び配水及び給水費は増加しているものの、原水及び浄水費は減少しています。今後、一層の経費節減の努力を望むものです。なお、特別損失369万5,585円は、平成23年度調定分水道料金の滞納額を不納欠損処分したものです。

4、財政状況について。

次に、財政状況について申し上げます。

平成28年度末における資産総額は57億6,990万2,369円で、前年度に比べ0.03%増加しています。

(1)資産について。

資産については、固定資産は46億8,162万4,527円で、前年度に比べ4,922万6,773円、マイナス1%減少しています。これは、主に機械及び装置のうち電気設備や機械設備等の減によるものです。流動資産のうち金銭債権である未収金は3,734万5,582円であり、そのうち水道料金の調定額から収納済額を差し引いた未収納額は、第3表のとおり2,800万9,762円で、過年度分の未収納額は減少し、現年度分についても減少しています。引き続き、公平性の確保の上から、給水停止の適切かつ効果的な活用を図りながら、未収金の収納に格別の努力をされたい。また、不良債権化した未収納水道料金については、適切な債権整理が望まれます。

(2)負債について。

負債については、固定負債は28億5,157万6,216円で、前年度に比べて2,035万7,259円、マイナス0.7%減少しています。これは、今後複数年にわたり返済する企業債の減少によるものです。流動負債は1億9,813万3,395円で、前年度に比べて1,396万7,276円、7.6%増加しています。これは1年以内に返済する企業債の増加によるものです。繰延収益は15億3,185万8,333円で、前年度に比べて81万4,447円、0.1%増加しています。これは長期

前受金の増加によるものです。

(3) 資本について。

資本については、利益剰余金は3億2,581万9,039円で、前年度に比べて720万731円、2.3%増加しています。平成28年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金1億3,049万1,370円に、平成28年度収益と費用の差、純利益720万731円を加えた1億3,769万2,101円となりました。

第4、結び。

収益の面では、近年の節水意識の向上により平成27年度は有収水量が減少していましたが、平成28年度は有収水量が増加したことで、事業収益のうち給水収益が増加しています。費用の面では、水道事業費用のうち営業費用、特に配水及び給水費及び減価償却費は増加していますが、原水及び浄水費の減額が多かったことでトータルでは減少しています。このことにより純利益は720万731円と改善しています。しかし、今後、浄水施設管理委託費などの固定経費や企業債返還に伴う元利支払、減価償却費などの増加が見込まれることを留意すべきです。第6次拡張事業により恵久美及び北伊予浄水施設の整備は完了しています。今後は、将来予測されている大規模災害に備え、西古泉水源地改修を計画的に実施する必要があります。このようなことから、今後、更に厳しい経営状態になっていくものと予想されるため、未収金の徴収などによる資金の確保とあらゆる面での経費の節減に努められたい。

管路整備では、効率的な配水管整備を図るために、まちづくり課が実施する道路整備事業と連携し、上水道管の布設新設工事、配水管布設替工事及び老朽管布設替工事などが実施されています。今後とも他の工事も含め計画的に推進されたい。

また、漏水対策の実施により有収率が平成25年度の88.53%から順次改善され、現在、94.17%と有収率の向上への努力が見受けられます。今後は、有収率の低下を招かないよう、漏水調査、漏水修理など費用対効果も考慮しながら計画的に実施し、適正な管理に努められたい。今後とも、安全・安心、そして安定的な給水の確保を図るとともに、経営を安定させ企業会計としての目的が達成されるよう一層の努力をされたい。

以上で終わります。

○議長（岡井馨一郎） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第19 議案第61号 平成29年度松前町一般会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（岡井馨一郎） 日程第19、議案第61号平成29年度松前町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第61号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議決を求めるものです。

平成29年度松前町一般会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億4,680万6,000円を追加し、総額を102億7,998万2,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事業について参考資料により御説明いたします。

参考資料の97ページをお開きください。

まず、安全・安心・快適な松前町をつくるため、児童が安全で安心して過ごせるよう、町内の公立保育所及び幼稚園に防犯カメラを設置して防犯対策を強化します。また、黒田公園には、子育て世代に対して実施したアンケート結果等を踏まえた新たな遊具を設置します。

次に、健やかでやさしい松前町をつくるため、松前ひまわり保育所の新築に伴い松前保育所の温水ボイラーが不要となることから、白鶴保育所に移設し、暖房に利用します。

次に、人と文化が輝く松前町をつくるため、障がいのある生徒の受け入れ態勢を整える必要があることから、岡田中学校の特別支援学級にエアコンを設置し、学校教育の充実を図ります。また、西公民館におきましては、住民の皆様が安全で安心して施設を利用できるよう、今年度から来年度にかけて耐震補強と改修を行います。

次に、豊かでにぎわいのある松前町をつくるため、新規就農者の安定した農業経営の支援を行うほか、地域農業の担い手が農地の利用集積を進めていくために必要な経費や認定農業者が経営規模を拡大するために必要な経費に対する助成を行い、持続可能な地域農業の維持、発展を図ります。また、愛媛県が育成したイチゴの新品種紅い雫の生産の拡大を図るために、新規栽培時に係る経費の一部を助成します。そのほか、未整備の農道や水路、老朽化した揚水施設などの新設や改良を行い、労力の軽減や維持管理に係る経費の節減を図ります。水産業におきましては、U I J ターンなどによる漁業への新規就業者の定住定着を促進するため、就業準備に必要な経費の支援などを行います。

次に、飛躍を支える松前町の基盤をつくるため、女性が活躍できる社会づくりの取組と

して、希望に応じてマイナンバーカード等に旧姓を併記することができるよう住基システムを改修します。また、道路環境を改善し、安全で快適なまちづくりを進めるため、町道等の維持管理を行うとともに、JR車両基地、貨物駅の整備にあわせた周辺道路の整備を行います。

次に、みんなで力を出し合う松前町をつくるため、西高柳地区のコミュニティ広場造成工事に係る費用を助成してコミュニティ活動をしやすい環境を整備し、地域活動の活性化を図ります。また、税と保険料の債権管理業務を一元化し業務の効率化を図るため、滞納整理システムを改修します。なお、財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億8,660万6,000円、一般財源が6,016万円となっております。

以上が、一般会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第20 議案第62号 平成29年度松前町一般会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（岡井馨一郎） 日程第20、議案第62号平成29年度松前町一般会計補正予算第3号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第62号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議決を求めるものです。

平成29年度松前町一般会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ56万7,000円を追加し、総額を102億8,054万9,000円とするものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第21 議案第63号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(岡井馨一郎) 日程第21、議案第63号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第63号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議決を求めるものです。

平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ7,823万7,000円を追加し、総額を26億3,370万1,000円とし、既定の介護サービス事業勘定に歳入歳出それぞれ102万3,000円を追加し、総額を1,641万4,000円とするものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岡井馨一郎) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第22 議案第64号 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))



○議長（岡井馨一郎） 日程第22、議案第64号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第64号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議決を求めるものです。

平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ846万3,000円を追加し、総額を6億5,417万2,000円とするものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第23 研修報告

○議長（岡井馨一郎） 日程第23、研修報告を行います。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 総務産業建設常任委員会の研修報告を行います。

去る7月18、19日の日程で千葉県佐倉市及び東京都武蔵野市においてファシリティマネジメントの取組について視察研修を行いましたので、御報告いたします。

ファシリティマネジメントとは、土地、建物、設備といったファシリティを対象として経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする経営管理手法のことをいいます。その方針を10年前から先進的に進めてきたこの2市を訪問し、その手法が対照的で特徴的な相違点はありますが、大きな成果を出しているこの活動について学ぶことができました。

初めに、千葉県佐倉市に行きました。ここは、県北部の北総台地の中央部に位置し、都心から約40キロ、成田国際空港から約15キロ、県庁所在地の千葉市から約20キロというアクセスのよさを生かし、人口約17万7,000人で首都圏のベッドタウンとしての役割を担っ

ています。面積は103.69平方キロメートルで、市北部は印旛沼に接していて、そこに幾つもの川が注ぎ、周辺や東部、南部の農村地帯などには豊かな自然が残っています。また北総の拠点として栄えてきた佐倉は、城下町としての町割も今も変わらず残っており、数々の史跡や建造物に往時をしのび、また多くの美術館や音楽ホールなどで芸術を鑑賞できる文化都市でもあります。

平成27年度普通会計上の数値として歳出決算額466億円、経常収支比率90.9%、財政力指数0.91と松前町とはかなり財政規模も違うのですが、10年前から将来的な市政を取り巻く環境として人口減少、特に超少子高齢化現象、施設老朽化、外部環境の変化によるコスト増などを見越した取組をし、平成20年9月にファシリティマネジメント推進基本方針を作成しています。

特徴的なことは、ファシリティ情報の一元化及び共有化、土地、建物の利活用の促進や施設評価の実施、維持保全マニュアルの作成、光熱水費の削減、職員意識改革の推進など7つの方策を掲げ、縦割り行政を横断的につないでいく専門部をつくって、その成果を数値化し、見える化を図ったということです。

例えば小学校の具体的な事例として、上下水道料金のばらつきに注目し、平均数値よりかなり突出していたところには地道なチェックをしながら漏水調査で補修工事、男子トイレハイタンクの流量調整で年間1,300万円の削減ができ、その分を施設保全や修繕費に回すことができたことや、消防庁舎の耐震補強工事をほとんど利用していない階の減築設計により、結果、6億4,000万円の工事費減額ができたこと、またE S C O事業の導入効果の見える化で228%の達成率を上げることができたなど、多くの事例を目にすることができました。さらに施設の利用状況や経費などについての概要を白書として取りまとめ、市民に理解を求めているところもすばらしいと感じました。FM推進課のリーダーが一級建築士であったことや元銀行マンの首長のトップダウン的バックはあったかもしれませんが、地道なデータ分析とアイデア、それを形にした実績と実行力、継続力で日本のトップ公共FM先進地となられたことに敬意を表します。

さて、次の日訪問した武蔵野市は、人口約14万人、面積10.73平方キロメートル、全国市町村中第2位の人口過密都市です。松前町の半分ぐらいの面積にこれだけ多くの人が住んでいるこの都市は、東京23区と多摩地区の接点に位置し、コンパクトで利便性の高い緑豊かな住環境の広がる暮らしやすい町として評価されています。ただ大規模な開発の余地の少ない成熟した都市となっていますが、少子高齢化が進み、単身世帯が増えるなど税収の増加が見込めないことや、早期に整備した都市基盤や公共施設が老朽化により再整備の時期を迎えていることなどで政策転換が求められています。

平成27年度普通会計上の歳出決算額656億円、経常収支比率80.8%、財政指数1.47、つまりいわゆる不交付団体であります。ですが、上記のような社会環境の変化に早くから対

応すべく、計画的施設整備の導入に取り組み、そのベースに公共FMが取り入れられたようで、佐倉市とは対照的に技術部門からのボトムアップ方式で進めていくやり方で当初は建設課の2名の職員でスタートし、紙ベースで既存施設の台帳を作成することから始めたそうです。施設情報の管理は、平成15年度にシステム、F-MAXを開発、導入し、作成しましたが、その後汎用システムができたので、安価で利用できるようになったとのことでした。

また、武蔵野市は既存の建物の量より質の見直しから始めて劣化保全整備に力を入れ、そのとき道連れ工事という考え方も導入し、二度手間にならないような関連工事も続いて行うなど優れたコスト計算の下、地道なデータ集積と情報チェックによりFMを実施されているようです。さらに将来に向けて公共施設白書から公共施設の工事にかかる将来コスト試算をし、その需給バランスも考えて公共施設等総合管理計画策定の取組を行っていく、一見地味なようで着実な公共FMの実施に学ぶことは多く、こんなに潤沢な財政基盤がある都市でも将来を見据えた子や孫にしっかりと引き継いでもらえるような計画を立て、実施されていることに驚きました。

2日間を通して改めてファシリティマネジメントという手法を知り、そのやり方はいろいろあって、その自治体の財政規模や環境に合わせた方法で進めていけばいいのだろうということは分かったのですが、これをより深く公会計とも関連してより多くの議員、職員の方々にも理解していただきたいものだと感じました。

各委員におかれましては、質問等の事前準備を含め終始熱心に研修され、実り多いものであったのではないかと思います。なお、委員各位には、今回の研修後にそれぞれの感想や今後の取組についての意見を表記したレポートを提出していただきました。これらについて次回の総務産業建設常任委員会の折に意見交換の場を持ちたいと考えております。今回の研修を今後の議員活動に生かさせていただければ幸いです。

最後に、視察、研修を受け入れ、対応していただいた関係各位に感謝を申し上げ、今回の研修報告といたします。平成29年8月29日。総務産業建設常任委員長藤岡緑。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 総務産業建設常任委員長の研修報告を終わります。

次、文教厚生常任委員会委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員） 文教厚生常任委員会の研修報告を行います。

去る7月31日、8月1日の日程で神奈川県横浜市と同県二宮町において、幼保連携の取組、放課後児童健全育成事業の取組について視察研修を行いましたので、御報告いたします。

初めに、横浜市は、神奈川県東部に位置し、東京に次ぐ我が国第2の都市であります。明治以来飛躍的な発展を遂げるとともに、常に我が国をリードしています。

横浜市のゆうゆうのもり幼保園では、平成17年4月開園、19年4月に認定こども園、27年に学校法人認定こども園となり、204名の園児が毎日楽しく暮らしています。横浜市内では、待機児童を0にするため、毎年40くらいの施設をつくっております。市としてのその実行力には感心いたしました。

この園では、母親より古くからの貴重なノウハウが受け継がれており、それを土台に計算された新たな試みを展開しております。このように継続された事業だからこそ、それができたことであり、経験や知識の重要性を改めて痛感しました。この施設では、わくわくするような立体的に様々な工夫がなされており、園児たちは生き生きとしており、とても楽しそうでした。また、しつけや優しさは園児自身が自発的にそれを身に付くよう指導しているとのことでした。園舎は広いが、見通しがよく、行動の把握が容易であると思いました。事業者はこれに満足せず、世界の保育の先進地を視察するなど常に事業内容の向上に留意しており、頭の中で考えるだけでなく、その実行力には感心しました。

また、保護者同士の意思疎通や活動の拠点となる場所を休日を含め常時開放しており、地域に開かれた園舎になっております。幼稚園保護者と保育園保護者では育児観の違いはあるようで、真摯な対応が課題であるとも聞きました。

次に、神奈川県二宮町での放課後児童健全育成事業の取組について御報告いたします。

二宮町は神奈川県南部に位置し、湘南海岸の香りがする町です。この町内には3小学校区があり、二宮小学校放課後児童クラブを視察いたしました。

平成28年までは保護者会が行う公設民営の形でしたが、保護者の負担が大きいことから町内保育園運営の各法人への委託を打診したところ、社会福祉法人寿考会のみが可能であったので、スムーズに民営委託となりました。民間委託の効果は費用方法が同じのため効果は出ておりません。ちなみに、28年度が約2,080万円、29年度が約2,053万円で、費用は保育料と折半です。

場所は小学校の空いた教室を利用しているため、学童の移動が容易であり、利便性がよく、防犯、防災上も有利と考えられます。

この事業には、若い女性、それに女子高校生が5人いて、みんな和やかな雰囲気が感じられました。テーブルは古くなった座卓が多くあり、費用がかからず、リサイクルの意味からもよいアイデアと感じました。

これらを参考に、今後の町政に生かしていきたいと考えております。

最後に、今回の研修に当たり御対応いただいた神奈川県横浜市と二宮町の皆さんに感謝を申し上げ、文教厚生常任委員会の研修報告といたします。

○議長（岡井馨一郎） 文教厚生常任委員長の研修報告を終わります。

議会広報常任委員長八束正議員。

○議会広報常任委員長（八束 正議員） 議会広報常任委員会の研修報告を行います。

去る7月5日から7日にかけて愛知県幸田町と東京都全国町村議員会館で議会広報クリニック研修会に出席し、最新の議会広報編集について研修を行いました。

まず初日に、名古屋都市圏内の岡崎市に近い幸田町での研修を行いました。

幸田町は全国町村議会コンクールにおいて数々の賞を受賞されている先進地であります。7年前に1度訪問し、指導を受けて読みやすい広報紙へと改革の足掛かりになったところでもあります。今回事前に送付した松前町議会だよりも見ていただき、指導をしていただきました。参考になったのは、見出しは14文字以内でインパクトのある表現や議会への関心を引くように次回開催の定例議会の日程を記載していること、またブルー色は避けるべくなるべく暖かい色使いをし、インデックスの採用や一般質問ページも本文を問答形式にしたりしており、読んでもらうための工夫を感じました。

2日目は、東京都全国町村議員会館での研修で、西日本の議会編集委員会約100名が集まり、講師の芳野氏より議会だよりのイロハを聞き、その後クリニックを受けました。

内容については、議会広報は、議事公開から行政監視、政策提案の議会の活動を伝え、住民とのコミュニケーションの役割を担うもので、そこが行政広報とは異なる点である。特に予算、決算の情報の出し方は、その視点の違いを明確に表現すべきだ。チェックポイントは、いかに読者を引き付け、分かりやすく、読みやすくするかであると芳野氏から講義を受けました。

その後、事前に資料送付していた7町村の議会だよりのクリニックに入り、松前町もアドバイスを受けました。具体的には、表紙の人物にコンテンツがかぶっていて読みにくい場合、上の空間処理をうまくすれば解決する。当初予算の見出しやタイトルの付け方に工夫が必要。数字は小さくし、行政広報との違いを明確にする。一般質問のタイトルは短くし、インパクトを強くする。研修報告は、見出しやリードの使いようでもっと読みやすくできる。賛否表の内容の記載に工夫を。そして、傍聴席、町民の声、町の話題など住民を巻き込んだ企画はとて素晴らしいと褒められました。

今回の研修でまだまだ努力すべきところがたくさんあることを実感しました。今回の研修で学んだことを生かし、住民目線で伝わる広報へと改革をしていきたいと強く感じ、今回の研修は大変有意義なものになりました。町民の方々に更に議会活動を知っていただき、御理解いただける広報紙となるよう、この研修で学んだことを生かし、広報委員一同努力してまいります。

最後になりますが、今回の研修に当たり御対応いただいた愛知県幸田町の皆さんに感謝を申し上げ、議会広報常任委員会の研修報告といたします。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 議会広報常任委員長の研修報告を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後0時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 城 村 ト キ 子

9月4日（第2号）

平成29年松前町議会第3回定例会会議録

平成29年9月4日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 住 田 英 次	2 番 田 中 周 作	3 番 金 澤 浩
4 番 影 岡 俊 範	5 番 稲 田 輝 宏	6 番 城 村 トキ子
7 番 村 井 慶太郎	8 番 藤 岡 緑	9 番 加 藤 博 徳
10 番 八 束 正	11 番 岡 井 馨一郎	12 番 早 瀬 武 臣
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊 賀 上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
総 務 部 長	久 津 那 良 幸
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	徳 居 芳 之
教育委員会 事務局 長	大 政 博 文
総 務 課 長	山 本 有 三
財 政 課 長	合 田 光 隆
財 政 課 技 監	近 藤 俊 彦
税 務 課 長	早 瀬 晴 美
国体推進課長	塩 梅 淳

福祉課長	西岡 きわ子
町民課長	重松 修平
保険課長	小池 良治
健康課長	和田 欣也
まちづくり課長	松岡 謙三
産業課長	横山 眞史
上下水道課長	黒田 泰弘
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤 浩樹
社会教育課長	仲島 昌二

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	栗田 真吾
議会事務局書記	楠田 匡志

平成29年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

平成29年9月4日（月）	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問（提出順位）	

午前9時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

7番村井慶太郎議員、8番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、一般質問を行います。

その先に、お願いしておきます。

先日の全員協議会で一般質問については、質問事項が3件、4件ある場合は、1件ずつ質問をしていただいて、それぞれに回答をいただく。そして、質疑、討論あるようでしたら、それはしていただいて次の件に移るという形でやっていただきたいと。

それと、もう一つは、時間配分をうまくしていただかないと、所定の45分、質問途中あるいは質問できなくて終わる場合もありますが、45分で打ち切らせていただきますので、その点は十分御考慮ください。

それでは、質問者の順位は通告書の提出順により行います。今言いましたことを全て書いておりますので、次に参ります。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました8番藤岡緑でございます。質問形式が今議長が言われましたように件名ごとになっておりますので、通告書の中の件名ごとにお聞きして、更に中身が分かっている場合は、それについて順番に回答いただき、また再度質問する場合は、全て一問一答の形式でお願いしたいと思います。

それでは、件名の1番として、小・中学校のブラック部活動顧問という社会問題についてお聞きしてまいりたいと思います。

まず、背景として、公立校の教諭の土日1日当たりの学校内勤務時間というのは、平均で小学校が1時間7分、中学校が3時間22分で、いずれも10年前から増えたことが、28日の文科省の2016年度の教員実態調査結果で分かりました。特に、中学校教諭は1時間49分増しで、部活動、クラブ活動の倍増が大きな要因となっています。小学校教諭は49分増でした。これはちょっと古いデータではあるんですが。

最近、部活動に関する教員負担の重さは以前から指摘されており、スポーツ省は休養日

設定のガイドライン策定を進めております。文科省も4月から外部人材を部活動支援員として学校職員に位置付けするなど負担軽減には取り組んでいるようです。ただ、全国的に学習指導要領違反である生徒に対する部活動の加入強制とか、あるいは労働基準法違反である教員の部活動顧問業務による時間外サービス、無給になるんですか、そういう労働というさながらブラック企業のような状態が増えている実態が社会問題となっています。

このような背景を踏まえ、以下のような質問をさせていただきたいと思います。これについて1番から4番までいろいろ項目に分けておりますので、まずそれを申し上げたいと思います。

1項目めとして、業務状況という視点から、近年、教育の通常業務が増加し、勤務時間が長くなり、半ば強制的に部活動の顧問を担当し、平日の放課後だけでなく、土日も出勤して部活動の指導や引率に当たる現状をブラックな職場環境だと社会問題視している向きもあります。働く者の環境やワーク・ライフ・バランスの確保の観点からも、町内の小・中学校の部活動顧問の実態はどうなっているのでしょうか。町の考えを聞きます。

それから、2点目、2項目めとして、課外活動の在り方も問われておりますが、現状での対策という視点ではどうでしょうか。この問題の解決策の一つとして通常業務の見直しも考えられます。書面づくりや学校運営の管理遂行を担当する事務職のウエートを減らし、本来の子どもたちと触れ合う授業の充実、専門教科の研究や子どもたちに情熱や知恵を注げるような職場づくりが必要なのではないのでしょうか。現場ではそういう方向性、ブラックにならないような対策がなされているのでしょうか。町の考えをお聞きいたします。

3項目めとして、外部の力を借りて部活動を進めていくことについてなんですが、地域には、野球、サッカー、バスケット、バレー、テニス、卓球など様々なスポーツを指導できるような人がいます。プロのように優れたということではないんですが、学生時代や社会人になってから結構ノウハウをきわめた人たちが案外といるものです。そういうボランティアだけそれなりにできる人材を活用していくことも必要ではないのでしょうか。もちろん、子どもたちの安心・安全を担保できる仕組みができればの話でございますが。全くスポーツの経験も知識もない教員の皆さんの指導よりも成果が上がるのではないのでしょうか。もちろん、教師の負担も減り、子どもたちの技術や実績も上がれば、なおさらいい効果を生み出すのではないのでしょうか。町の考えを伺います。

そして、1件目の最後として、4項目めとして外部委託の取組という形で磐田市の公営部活の例がありますので、これを簡単に紹介いたしたいと思います。

磐田市では、今年5月に立ち上がった磐田スポーツ部活というものがあるんで、運営するのは学校でなく、自治体が運営するいわゆる公営部活の取組を始めています。公営部活は、やりたい競技があっても自分が通う中学校にその種目の部活がない生徒に対して活動

の場を提供しようというのが始まりだったそうです。このような受血的なものがある、子どもたちの部活選択の幅を広げ、指導の専門性を高め、多忙な教員の負担を減らそうと、部活指導を自治体や民間に委託する試みも各地で始まっています。町としてこういった取組についてどういった御見解をお持ちなのかお聞きしていきたいと思えます。

まずは、1件目のこの4項目についてお願いしたいと思えます。

○議長（岡井馨一郎） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） まず、松前町における部活動顧問の実態についてお答えいたします。なお、小学校については部活動はありませんので、中学校の状況についてお答えいたします。

中学校の部活動は、現在、町内3中学校で運動部、文化部合わせ32あり、これらの部活動の顧問、副顧問は教員が担当しております。これらの顧問、副顧問は、議員の御指摘のとおり、日々の練習の指導のほか、土曜、日曜に練習や練習試合、大会等がある場合には出勤し、必ず引率することが原則となっています。

部活動は成長期の生徒の人格形成に大きく影響し、重要なものではあります。教員の長時間労働の一因となっています。そのため、部活動の在り方について昨年10月から町教育委員会と校長会で協議を重ねた結果、部活動の休養日を置くことに決定し、休養日は、授業日は週1日以上、土曜、日曜、祝日は月2日以上、また、長期休業中は週2日以上と定め、平成29年6月16日付けで町教育委員会から全ての中学生の保護者に文書で通知しました。そのため、現在は、部活の顧問をしているからといって特別長時間労働になっているような状況にはありません。

次に、長時間労働を是正するための通常業務の見直しについてお答えをいたします。

子どものより良い教育のためには、教員のワーク・ライフ・バランスを推進し、教員自らの意欲と能力を最大限発揮できるような勤務環境を整備することが重要であり、そのため、教員の長時間労働を是正する必要があると考えております。教員の長時間労働の主な原因は、部活動のほか、報告文書や校内文書の作成、多種多様な調査への対応、会議の多さや長時間の会議、研究指定校の研究などの通常業務にあります。

現在、文部科学省、県教育委員会、町教育委員会が連携して教員の通常業務の改善に取り組んでおります。

文部科学省では、既に平成28年6月に都道府県教育委員会に学校現場における業務の適正化について通知するとともに、今後の学校が担うべき業務の在り方、学校の組織運営体制の在り方など働き方改革について中央教育審議会に諮問をしています。

県教育委員会では、報告文書や各種調査の簡素化、研究指定校の削減等を行うとともに、平成28年10月に愛媛県教職員業務改善方針を示しています。各学校ではこの方針に基づき、教職員の意識改革、学校行事や会議の見直し、ICTを活用した業務の効率化、教

職員が休暇を取得しやすい環境づくりなどに取り組んでいるところです。

町教育委員会では、教職員の意識改革、学校行事や会議の見直しなどを推進するとともに、昨年10月から教職員の長時間労働の改善について校長会と協議を重ね、今年6月から教員の出勤時間の適正化と出退勤時刻の記録、お盆の3日間の学校閉鎖の実施、ノー残業デーの試行などに取り組んでいるところです。

次に、外部の力を借りての部活動運営についてお答えいたします。

現在、町内3中学校では、32人いる部活動顧問のうち担当する部活動について豊富な経験を有する教員は15人で、経験のない又は経験の浅い教員は17人という状況であることから、軟式野球、バスケットボール、バレーボール、柔道、剣道の5種目の部活動については、7人の外部指導者の協力を得ています。外部指導者のほとんどは、仕事を持ち、ボランティアとして活動してくれています。

中学校における部活動は、教育課程外の活動ではありますが、成長期の生徒の人格形成にも大きな影響があるため、成績第一主義ではありません。そのため、外部指導者には、競技の専門性だけでなく、部活動の教育的意義、生徒理解、教員との連携などが強く求められます。こうしたことから、外部指導者の確保については、各学校が各種競技団体と協議をしたり、直接面談をしたりして、適任であるか判断をして選任しているところです。

最後に、部活動の外部委託についてお答えいたします。

議員に御紹介いただきました磐田市の取組は、全国でも珍しく、新しい取組であると思います。磐田市が取り組む磐田スポーツ部活は、議員がおっしゃられましたように、自分が通う中学校に希望する部活がない生徒の運動、スポーツ機会の確保のために、陸上競技部とラグビー部が中学校の枠を超え設置されているようです。磐田市においてそのような取組ができるのは、同市には日本でも強豪チームである社会人ラグビー部や若手育成のためのラグビースクールなどがあったり、また、大学や磐田市陸上競技協会があったりして、優秀な指導者やグラウンドなどの設備がそろっているためです。松前町には、磐田市のようなスポーツの基盤や環境が整っていないことから、実施は困難であると考えています。

部活動の外部委託については、ある大都市でモデル事業として8中学校で8つの部活動を外部委託している例があります。しかしながら、1つの部活動当たり1年間に300万円もの経費がかかり、外部委託の拡大に伴う経費の増加への対応が現時点でも課題になると聞いています。

松前町では、部活動の休養日の設定や外部指導者の協力などによって部活動による教員の長時間労働が軽減されている状況にあることから、町教育委員会としては、現時点において磐田市のような取組や部活動の外部委託を取り入れるつもりはありません。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、一つ一つに御丁寧な回答をいただきました。

まず、1つ目の業務状況というところで、教員が負担にならないような休養日をとったりとか、あるいは土日祝日を2日以上とったりとか、長期休暇のときは1週に2日は休暇とるとか、お盆の3日間の閉鎖とかいろんなことを試みているということは、これはもう既に行っておられるのか、聞き漏らしたので、そこだけお聞きしたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 先ほど申し上げたとおり、6月に校長会で決定をし、既に行っております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そしたら、そういうような状況でもう既に2か月余りたっているということでございますが。その前に、多分いろいろな社会問題になっていたときに、例えば実際に学校の先生からこういう状況についてとか、先生に対して考えを聞いたりとか、そういったものが参考になって校長会での話になったのか、ベースの部分はどうだったのかということ、アンケートをとられたかどうかということ、そのあたりをお聞きしたいなと思います。

○議長（岡井馨一郎） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 平成27年3月に学校から学校評価あるいは関係者評価というのが出てきまして、保護者の中で家庭でゆっくりと生徒と過ごせないあるいは子どもの体力が心配であるというような意見、また、先生方に対してももう少し自分の家庭のことを大事にすべきだというようなことが意見がございまして、それで昨年度の時期は遅れたんですけども、10月から校長会との協議を開始いたしました。

それで、10月から今年の3月まで休養日の設定について試行を实はしてございましたけれども、各学校間で休養日の設定に格差がある、1つの学校でやっていると他の学校の状況が分からないので休みたくても部活の顧問として休めない、ほかのところは気になる、それからその1つの学校に対して不満や苦情が出てくるというようなことを保護者や教職員から聞きまして、校長会で論議をしました。その後、どうすれば一番いいのかということで、教育委員会が全ての保護者の方に通知をすべきだということで通知をした次第です。

8月に聞き取り調査なんですけれども、教員の方は、土日に休めて体力的に回復ができる、それから通常日に部活動が休部になるので、議員が御指摘になったように、教材研究がやりやすくなった、それからほかの学校も休んでいるので気兼ねなくその日は休めるというような意見が出てきております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 非常にいい効果が出てきているようだというような御回答だっ

たと思うんですけれども。

昨日の新聞にちょうどタイムリーかなと思うんですが、静岡県吉田町の夏休み短縮計画というのが出てたと思うんですが。私も極端かなと思ったんですが、もう来年は16日間にしようということで、この一つの理由として、ゆとり教育のひずみで夏休みを少し短くして、通常授業に振り分けていこうと、平均的に、こういう考えの下にこういうふうな計画というのが出てきたということで。保護者も、それから子どもたちも、教師の皆さんも戸惑っておられるような感じなんです。そういう夏休み自体を短くするとか、そういうような考えについては率直にどのようにお考えなのかお聞きしたいなと思います。

○議長（岡井馨一郎） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） その件につきましては、いろいろな校長であるとか、四国の町村の教育長と話したんですけれども、まだ実態的に夏休みというものについて極端ではないかという意見が大勢でございます。一部もう既に他の都道府県では、夏休みを短縮しているところがあります。これは教育委員会規則でどのようにでもなるんですけれども、その前提の条件としては、学校にクーラーを設置している。だから、暑い夏休みにでもクーラーをつけて1週間程度短縮をしているところが多いようでございます。これからの検討課題と考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ということは、そのためには、内容もそうですが、そういった設備的なこともあるというようなことでございますね。

1項目めについてはそういうようなことでお話をしてきたんですけれども、課外活動とそれからその外部委託の取組というようなことで、③、④が大体それに関係するような中なんですけれども。③について7人の外部指導者を使ってもう実際にやっているというようなお答えだったと思うんですけれども。

ここで、さっき教育長も触れられたんですが、成績第一主義ではないと。ですから、大事な体力的なこととか別の相乗効果も含めて成績を一番にするのではなくて、スポーツをやりながら人間形成にというようなことが第一義的なものだというお話だったんですけれども。ややもすると、子どもたちや先生もそうなんですが、周りが、例えば町だとか県だとかいろいろな成績が出てくると、うちの学校はどうなってるんだとか、特に教育後援会の費用を出してしてると、ついつい周りの方が成績がこれではいかんのではないかというようないろいろと。そうすると、指導している側ももっとこうせないかんとか、時にはきつい言葉とか罵倒をしたりとか、そしたらそれからまた子どもたちが何か行きたくないとかということで、そういう悪循環になっているところもないとは言えない。ふだんちらちら入ってくる場所もあるんですけれども。そういった点について、外部指導者に対する

こちらの教育委員会としての指導というか、そういったものについてはどういうふうにされているのか、そこをプラスをお願いしたいんですけども。

○議長（岡井馨一郎） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 外部指導者が各学校で確保されているので、そういうところについては、教育委員会としてというよりも、校長先生が説明をしているところです。確かに、議員が御指摘になったように、言ってはいけない言葉を言うとか、あるいは強くなってくると熱心な保護者の要望があります。あそこの学校のこの部は非常に強かったんですけども今何をしているのか、弱いじゃないかというような町民の方からの声もあります。それは事実です。しかしながら、部活動の教育的意義というのを教員は知っておりますので、強かっても当日負けることもあります。そういう中で、子どもたちの達成感、先生たちと子どもたちの成就感である、あるいは負けたときに次どう克服していくのか、そういうことが教育的視点だと考えております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ぜひそういうような教育的視点から余りエスカレートしないで、子どもたちが、それよりも、1年たったら1つでも2つでも進むということで、余り上をとというようなことになると無理がいくのかなという気がいたします。

4項目めの外部委託の取組のこと、磐田市のことを私御紹介させていただいたんですが、ここにはもう当然社会人ラグビー部とか指導者の立派な方がおられたり、グラウンドの設備とかこういった背景があるから、これでこそできるんだというお話もあったんですが。そういう点からいきますと、松前町にもホッケー公園ができて、すばらしいグラウンドができてくるんじゃないかなと。今後の話にはなると思うんですけども。そういう点からいうと、私はこういうこともホッケーについては期待ができるんじゃないかなということで。3番目の項目と関連にはなるかもしれないんですけども、ある程度外部的なそういうような要因というものができてきたら、そういったことも考えにあるというようなあたりは、この辺はどうお考えでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 子どものホッケー教室であるとか、そういう場合にグラウンドを使用して、愛媛県のホッケー協会の選手や指導の方にお力をいただいています。

また、公営部活ではありませんけれども、今、松前町にあるホッケークラブ、これは3中学校が一緒になって現在活動しています。同じくホッケー協会の指導員や選手によって現在も指導を受けているので、そういうところでの発展性はあるのかなと考えています。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 以上で1項目めについては私回答いただきましたので、2項目めに行きたいと思います。

まず、次に、危機管理と情報システムの考えについてお伺いしていききたいと思います。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、大事故による突発的な環境の変化など不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画、BCPと申します。具体的には、危機管理基本マニュアルでは明確になっていない非常時優先業務の執行体制対応手順を明確にすることにより、災害発生直後の混乱が軽減され、早期により多くの非常時優先業務を実施することができるようになります。

1項目めのBCPの策定に向けてお伺いしたいと思います。

もともと企業レベルのリスクマネジメントの考え方なのですが、自治体においても大規模災害や不正アクセスウイルス被害によるシステム停止など、重要情報にダメージを及ぼすような自体が発生した場合でも、被害を最小限にとどめるように事前に対策が必要だと思います。そのための事業継続計画を策定していく考えについて町の方の考えを伺います。

そして、2点目としまして、これはそれを更に特化したことになるんだと思うんですが、大災害の方になってくると思うんですが、被災者支援システムの導入という視点は、前回の影岡議員のお話というか、一般質問にも出てきたとは思いますが、更に別の視点から少しお聞きしたいなと思います。

災害業務支援システムの中核をなすシステムで住民基本台帳を基盤にして被災者の氏名、住所等の基本情報に加え、住家等を含む被災状況全般を管理するもので、平常時に電子自治体として機能するように準備しておく、災害時により的確にスピーディーな対応ができます。住民の安心・安全を守る危機管理は、地方公共団体の務めです。備えあれば憂いなし、まさに危機管理のポイントであります。地方公共団体汎用システムは無償で利用できますし、全国のサポートセンターもあります。ぜひ検討していただきたいのですが、町の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本有三） まず、BCP、事業継続計画についてお答えいたします。

BCP、事業継続計画とは、災害や緊急事態発生により業務が果たせない状況に陥った場合、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、被害の拡大を最小限にとどめ、早期に業務を再開するため、優先的に実施すべき業務、すなわち非常時優先業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保などの対応策をあ

らかじめ定めた計画であります。

消防庁が実施した大規模災害を想定した地方公共団体における業務継続計画の策定状況調査では、平成28年4月1日現在、全国1,741市町村のうち41.9%の730団体が策定し、愛媛県内では、20市町のうち8市町が策定している状況でございます。

本町においては、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、平成25年3月に松前町事業継続計画（地震対策編）を、また、新型インフルエンザの発生に備えて、平成21年8月には新型インフルエンザ業務継続計画を策定しております。

議員御指摘の不正アクセスによるシステム停止などの事態に対しましては、情報セキュリティ緊急時対応計画を定め被害を最小限にとどめるための緊急時の対応をとることにしていますが、業務継続計画は策定しておりません。なお、町管理の電算機器及び各種業務システムが被災した場合には、電算機器や電算システムの復旧、電算機器類の貸与など応急復旧支援に関する協定を愛媛電算と締結しているところですので、システム停止などの事態にも対応してもらえるよう、今後、愛媛電算と協議していきたいというふうに思っております。

次に、被災者支援システムの導入についてお答えいたします。

大規模な災害が発生し、住民が被災したときには、被災者の保護、支援を速やかに実施する必要があります。そのためには、被災者に関する各種の最新情報を迅速に収集、整理、集約し、庁内外で情報共有できる仕組みの構築が不可欠となります。

そこで、愛媛県では、県内市町で統一したシステムを使用することによる市町間の応援の円滑化や被害認定調査結果のばらつきの抑制等のため、県下一斉の被災者生活再建支援システム導入に向け、今年度、システム導入に当たっての課題を検討協議するワーキンググループを設置いたしました。

このワーキンググループは、県内20市町全てがメンバーに入っており、今後、システムの必要性や導入意向の賛否について意見を集約した後、システムの在り方や費用按分についての検討を行っていくことになっております。本町といたしましても、このワーキンググループを通して県や他市町と協議しながら、システム導入に向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） BCPについては、それぞれの危機的な状況が起こったときのいろいろケース・バイ・ケースで、例えば震災とか、また新型インフルエンザとかそれぞれについてされているのですが、今私が言いました不正アクセスのウイルスの件については、まだ事業の継続計画についてはできてないというお話だったんですけども、これもまた今いろいろなところで、松前町については今起こってませんけれども、起こらないと

いう保証は全くありませんので、このあたりも急いでつくっていただければなど。それから、愛媛電算との協議でそういうようなことも、災害等のときの復旧なんかについてもしっかりと協議をしているということではあるんですけども。

私、なぜこのようなことを言いますかと言いますと、この夏に神戸の方に個人的な研修で行きましたときに、結構いろんな自治体の町議さんたちとか、市議さんとか県議さんとか来られてる会だったんですが、そこで結構BCPのことについて話題になっておりました。私も、恥ずかしながらそのときにBCPについて、あ、こういうことがあるんだなということを学びまして。そして、町とかそういう自治体にとってこういうことというのは、企業では当たり前のことかもしれないんですけども、なかなかそういったところまで深く入ってないなというところで、質問等にもそういったものがなかなか出てきていないということに気付かしまして、そのことをお尋ねさせていただきました。

1番については今後の期待ということでしたいと思うんですが、2番目の被災者支援システムの導入のことについては、県が20市町一緒になって、県とか20市町全体でワーキンググループをつくって、その中に松前町も当然入ってというような話だと思うんですけども。総務課から入られるというか、どういう形でそのワーキンググループに参加するような予定でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） このワーキンググループはもう既に立ち上げておまして、今年の7月に1回目のワーキンググループを行った状況になっております。先ほど言いましたように、市町間の応援の円滑化、それから熊本地震で被災者認定調査の結果のばらつきがあったりするというふうなことを念頭に置いて、それぞれ県下が一斉に同じシステムを使えば局所的な対応にも迅速にできるだろうというふうなことで、20市町全てが行うような形を今計画しているところでございます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 県内で使うものだというので、それでもそれぞれについて自治体の規模が違いますし、いろいろな入ってくる数字というのは、入れ込むものは変わってくると思うんですけど。全国の汎用としてJ-LISというのがあるんですけども、そういったところで実際に数字を入れてみたりとか、それからそういうことで汎用のものがあるんですが、実際にそれをやってみられたことはありますか。

○議長（岡井馨一郎） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 議員さんが言われましたJ-LISでの、これ多分デモがあるかと思えます。先般、一部あけてはみましたけれども、実際にどういった状況で行っていったらいいかというふうな細かいところまではまだいっていない状況でございます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） それについての全国のサポートセンターとして西宮の自治体がしっかりと先進でやっておられる。いつでも対応できますからということでしたので、J-LISの分で更に深めていただきたい。そして、ワーキングの方で両断でやっていかれたら中身がよく分かるんじゃないかなと思いますので、これは私からできればということで参考にさせていただければと思います。

それから、被災者支援システムの更にとということ、り災証明のことなんかが多分主目的のシステムになってくると思うんですが、そこで言われた中で、これが多岐にわたって使えるものであるようなものにしていくことが大事だということ、り災証明を発行することが主目的のシステムというよりは、いろいろなものに汎用できるようなものの仕組みと連動しているシステムを考えられた方がいいということが、そういう見解が出ておりましたので、そういった点も参考にさせていただけたらと思います。

それでは、3項目めの松前町ホッケー公園の今後についてという項目に入りたいと思います。

松前町ホッケー公園の今後についてお伺いいたします。

もう開幕まで残り1か月を切ったえひめ国体です。松前町も3つの競技の開催地となっておりますし、特にホッケーについては年月をかけて競技会場となる公園、施設、周辺道路などを整備してきました。こけら落としにはオーストラリアの高校生のチームとの親善試合を開催するなど機運を高めてきましたが、せっかくホッケー専用競技場をつくったホッケー競技場、今後どのように生かしていくのか、将来的な構想という視点で考えていただきたいと思います。

まず、1項目めとして、どう利用し、費用対効果を出していくのかという点を考えますと、多額のお金を投じてつくられた松前町ホッケー公園を国体後どのように有効利用し、町民に対して納得のいく公園として存続させていくのか。まだまだホッケー人口の少ない松前においてホッケーの町松前と豪語できるには、それだけの普及や知名度も上げていかなければならないと思います。今後の方策について町の考えをお聞かせください。

そして、更に2点目に、ここが指定管理者制度が導入されて、施設管理を行うというようですけれども、上記の方策に関連して施設運営は業者任せでもいいのかもしれないんですが、スポーツとしてのホッケーを普及し、競技人口を増やしていくには、小・中学生やスポーツクラブ、ホッケーの愛好家、OB、OGなど一般の人々を巻き込んだ幅広い取組が必要ではないかと思うんですが、このあたりも町の考えをお伺いしたいと思います。

この2点でお願いします。

○議長（岡井馨一郎） 仲島社会教育課長。

○社会教育課長（仲島昌二） 松前町のホッケー公園の今後についてお答えいたします。

松前町のホッケー公園は、松前町が第72回えひめ国体のホッケー会場となることから、

6億2,000万円の費用を投じ整備したものでございます。そのため、国体終了後いかに有効利用するかが重要となってきております。

現在、松前町ホッケー公園のホッケー場はホッケー専用としていますが、国体終了後は、町民の方々がホッケーを体験することはもちろん、グラウンドゴルフやフットサルなど人工芝に支障がない範囲で利用可能にします。なお、松前町ホッケー公園の多目的グラウンド及び体育館につきましては、各地区の運動会やコミュニティ活動、またスポーツ少年団の活動の場として現在も従来どおり利用可能としております。

これまでホッケーの普及を図るため、愛媛県ホッケー協会と連携し、ホッケー教室を毎週土曜日に実施してきました。また、今年度からは、小学生を対象としたホッケー体験を学校、放課後子ども教室、放課後児童クラブにおいて実施しております。ホッケー場の稼働は、供用開始の昨年7月から今年8月までの427日のうち326日、約76%であり、そのうち71日は県外選手の強化練習に利用され、認知度も向上しております。

このような取組により、今年10月に開催されるえひめ国体のホッケー競技に参加する愛媛県代表選手54名のうち松前町在住の選手は17名で、約3割を占めています。そのうち7名はホッケー教室出身の選手で、更に1名は高校日本代表候補者選手にも選出されており、ホッケーの町松前の知名度は徐々に向上しております。

今後、松前町ホッケー公園につきましても指定管理者制度の導入を検討しておりますが、ホッケー公園の利用促進、ホッケーの普及については、今以上に町が主体的にホッケー教室等の事業を継続して実施するとともに、ホッケー競技について広くPRを行うことにより、町民の関心も高めていきたいと思っております。

また、本町のホッケー場は愛媛県で唯一の日本ホッケー協会公認の競技場であることから、強豪チームや有名選手の招致また魅力のある各種イベント等を更に充実させ、ホッケーの普及と競技人口の拡大に努め、ホッケーの町松前を築き上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、つくられてから費用は非常に大きなものですが、町自体は国とか県の補助がありますから、町自体が6億円出したということではないと思うんですけども。

かなり力入れてホッケー公園をつくって、そしてこれを生かしていかないわけにはいかないので、私も何回か行かせていただいたんですが、そのあたりは周辺道路もきれいになってあれなんですけど、そこだけがぽこっと浮いているような感じがして、そこへ行くのにもうちょっと何か、今後はですよ。何かもうここにホッケー公園がありますよというか、ここにこういうところがありますよということがもうちょっとこう何か遠く

から見てても分かるような何かがあるという気もいたしております。これは個人的な考えなんですけれども。

今聞きますと、結構稼働率も高く、427日の間に76%も利用されてるということです。これは国体の機運というのも結構影響しているのではないかなという気がいたしますので、今後は、国体の火が消えた後、稼働率がぐっと下がってくるのではないかとということで、そのあたりを2番目の項目で町が非常に力を入れて主体的にやっということなんですけれども。

私、そこを考えたときに、ホッケー公園の横に確かに体育館ですか、ありますけれども、指定管理の方が入られて常時そこで見て管理するような形をとるのか、どういう形になるのかというのが全然イメージが湧いてこないんですけれども。例えば競技しているときにけがをしたりとか何かあったときとか、そういうようないろんなことが想像はされるんですけれども、どんな形を考えておられるのか。そのあたりをお聞きしたいなと思っているんですけれども。

○議長（岡井馨一郎） 仲島社会教育課長。

○社会教育課長（仲島昌二） 先ほどの指定管理の業務でございますが、あくまでも指定管理業者には管理と運営というふうに位置付けはしております。ただ、今、文化センター、松前公園体育館等々で指定管理2者の方が業務をしておりますが、その運営の中で当然スポーツを、それとか文化活動をされますが、けがとかなされた場合とかの応急処置等々は指定管理業者の方で今でも対応していただいております。ですから、松前ホッケー公園に関しましても、指定管理の業務に関しましては、体育館同様の業務になろうかとは考えております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） できる限りそういうことに対応がスピーディーにできるような体制を町であろうが、指定管理であろうが、それはしておかないとイメージが良くないと思いますので、それはぜひやっていただきたいなと思います。

その後のホッケー後の拡散というか、そういったものをするときに、広げていくときのいろんなやり方として、小学生とか非常に若い年齢を対象にして、これから時間をかけて広く広げていこうという取組については、私も賛同できるんですけれども。そういうときに、小学生だったら、例えば小学生に対して保護者の方とかいろんな方も来られると思いますので、そういったかかってくるいろんな広がり、そういったところをもう少し何か取り込めるような、また競技も人工芝が傷まないようなもので増やすというようなこともあるんですけど、あそこ1面ですから、例えば横で練習場とかという場所はないですね。そういったところを何面か分けてするとか、何かそのあたりの考えとか、今のところは特にそのぐらいのレベルなんですか。そこのところだけもう一点聞かせてください。

○議長（岡井馨一郎） 大政事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） ただいまホッケー公園をいかに有効利用するかという御提案いただいたと思いますけれども。例えばホッケー公園を何面かに分けて、片一方で運動会みたいな、高齢者の人がスポーツする、片一方で練習する。御存じのように、ホッケーの球というのは非常に硬いものでありまして、当たれば大変なけがにもつながるといふことがありますので、ホッケーをしながら何かをするというふうな利用の仕方は難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） その辺は十分又検討していただいて、今後を期待したいと思います。

それでは、4点目に入りたいと思います。

計画的施設設備についてということでお尋ねいたします。

平成27年から40年後の総人口の推計は約15%減、生産年齢人口が減り、高齢人口が65歳以上と考えて、その率が非常に上昇し、少子高齢化というのは一段と進んでいくと思います。

こういった中で公共施設の総量の見直しやニーズの変化に当然対応していくことが必要だと思えます。生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少傾向、逆に行政サービスに係る扶助費の増加傾向という流れは止められないと思えます。しかも、公共施設の6割が築30年以上を経過して老朽化に対する施設の大規模改修が必要となる上、インフラ施設更新に係る整備費も約1.3倍に上がり、現状のままでは施設整備そのものができなくなるという状況が予測されます。

そういった背景をもとに、まず1項目めとして、厳しい財政状況の中で町民のニーズに応えつつ、どう施設整備を行っていくかという視点から質問をしたいと思います。

公共施設管理計画を長期的なスパンで実行しつつ、将来の不測の事態に備えてある一定程度の基金の積立ても必要です。今まで以上に鋭いコスト感覚を持って事業展開していくことが必要になってきます。特に大きな経費を要する施設の建設や維持補修費等については、効率的な施設運営が求められます。これについて町の見解はいかがでしょうか。

2番目として、横文字のようなあれで、ファシリティマネジメントの考え方ということについてお答えください。

7月に行った、これ私たちが行きました総務産建の視察研修でファシリティマネジメント、略称してFMというんですが、FMの取組が、まさに計画的施設整備を進める際に大きな力を発していることを学びました。FMとは、土地、建物、施設といったファシリティを対象として、経済的視点から施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のことをいいます。徹底した既設施設の調査とか維持経費のチェックを行い、計

画的な改修で長期使用し、将来的な更新需要も抑制していきます。一方で、人口構成の変化に合わせた施設機能の在り方や見直し、環境問題にも対応した適切な維持管理による省エネルギー対策など、各課ごとの視点でない、より縦断的な視点でマネジメント全体を考えることにつながっていくと思います。FMについて町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、計画的施設整備について1つ目の質問にお答えします。

松前町公共施設等総合管理計画は、人口減少が進む中、これからの公共施設等の管理における基本的な考え方を定め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を進めていくために策定したものです。

計画推進に向けた取組として、公共施設等を適切に管理運営するために、施設の建築年、耐震性、管理や利用の状況、コストなどにより多角的な視点から個々の施設を評価し、その評価を基に、施設の廃止、集約、長寿命化や施設運営の見直しなど具体的な取組につなげていくこととしています。評価内容は、町民の皆様の施設の状況や取組への理解を深めるため、全て公開し、見える化を図ってまいりたいと考えています。

長寿命化を図る取組としては、既に先進自治体で実践されている壊れてから直す事後保全型の維持管理から、施設の損傷を早期に発見し、計画的な修繕を行う予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の良好な状態を長く維持させることで大規模改修の時期を遅らせ経費節減につなげるほか、工事の施工に当たり二重投資を避けるため、関連する複数の改修箇所を同時に施工する手法や設備機器等の省エネ対策など、多様な経費節減の検討を行い、これらの取組で節減した経費を総合管理計画での実施経費として活用したいと考えています。

また、公共施設や公共サービスの在り方の見直しが必要な場合は、施設の評価内容を基に町民の皆さんと施設の状況や問題点を共有し、施設の統廃合、公共施設の内容や施設使用料の在り方などについて町民の皆さんと話し合うなど、町民の皆さんとの協働により見直しを行っていきたいと考えています。

次に、2つ目の質問のファシリティマネジメントの観点についてお答えします。

ファシリティマネジメントは、公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会において、企業、団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動と定義されています。

松前町公共施設等総合管理計画は、経営戦略的視点によるファシリティマネジメントの計画であり、今後の実施に当たっては、ファシリティマネジメントの考え方を踏まえて進

めていきたいと考えています。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ①、②、つながっているといえばつながっていることなんですけれども、計画的施設整備について今課長がいろいろとお話しされたように、今順番にいろいろ施策を考えておられるようなことなんですけれども。松前町には、御存じのとおり古い公共施設がたくさんあります。施設内容を知るために、多分固定資産台帳など資料から細かなチェックが必要になってくると思うんですけれども。これらについてもう全てについて見るものがあるのでしょうか。調べることができるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 施設台帳というのは、基本的には建築年とか面積、あと建てた時期等の関係しかありません。あと、固定資産台帳は、現在の評価の内容になります。

ここで多分議員さんの問題になるのは、過去の履歴ということだとは思いますが、過去の履歴につきましては、当然各課で持っている工事の書類等で確認するしかすべがないんですが、それにつきましては、保存年限の関係で保存して現在所有している分についてのみ記録として検証し、そのデータを管理して、それを又検討していきたいとは考えてます。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 古いものによったら、当時の背景では環境とかあるいは耐震性とかというものについてさほど問題でないことが、今現在それをどうかしてなければ建物としてそのまま使っちゃいけないというような社会的ないろんなそういう背景があると思うんですけれども。各課によってそういう履歴を持っているものを統合して1つのところで見ていくというようなことは、今後についてはそういったこともお考えの中にあるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 当然、各課で所有している情報につきましては、1つずつまとめさせていただいて、1つの大きなデータとして管理していきたいと考えてます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） それをしていかないと全体的な計画とか、そういう管理計画の中につながっていかないとしますので、時間もかかるし、手間もかかると思うんですけれども、その方向でつなげていただけたらと思います。

それから、私、この3月に出された計画書ですか、これ国が出すようにということで、松前町の公共施設等総合管理計画というのをつくられて出されていると思うんですが。この中にアンケートというのがあって、私もそのアンケートがいつ出されたのかもよく知ら

なかったんですけれども。これで見るとホームページで出てるんですけれども、公共施設に関するアンケート調査結果によると、施設の規模を縮小する取組とかあるいは施設の縮減についても8割とか9割の方が肯定的な意見を持っておられるというアンケートが出ていますけれども。実際にそういうようなことが皆さんで考えられているのかな、どうなのかなと。実際にそういうことをするという事になると、何であれを壊すんだとか、何であれを縮減するんだとかということで結構周りの反発というか、皆さんのあれがある。だから、十分な説明がなされてないままに、アンケートでこうだったからとかというようにことなされていくと、なかなか住民の理解が難しいと思いますので、その辺をやらなきゃいけないことの意味と、そういったことを踏まえて説明をしていきながら進めていっていただきたいんですけれども、そのあたりについてお考えをお伺いしたいんですけれども。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 松前町の場合は、ほかの自治体と違いまして、合併を行っておりません。その関係で重複した施設というのは松前町内にはございません。現在は、皆さん有意義に使われている施設ばかりです。その関係で、あと今後、藤岡議員さんの指摘にありましたように、人口減少とか、あと施設の管理状態にもよるんですが、今後そういう問題が発生してくる場合には、当然統廃合という問題とか新たな建て替えとかという問題が生じてきます。そのときには、当然、事前に町民の皆様方に情報公開しながら、その問題に対してどのような御意見を求めているのかを聞きながら計画を練っていきたいとは考えてます。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 最後になりますけれども、2項目めのファシリティマネジメントの考え方については、計画書の中の50ページの最後のところに、まさに下3行のところで考え方として書いてありますので、この方針でぜひ進めていただけたらなということで、時間もかかりますけれども、急がないといけないし、財政的なことの問題とも絡みがありますので、その辺進めていただけたらと思います。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（岡井馨一郎） それでは、再開いたします。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 議席ナンバー4番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の方の質問に関しまして、まず1件目といたしまして教育環境整備ということで、内容的には小・中学校の教室の空調設置はということになります。

文部科学省が3年1回の割合で行っている調査によれば、平成25年度全国の小・中学校のエアコン設置率は29.9%、その前回の調査の18.9%に比べると大幅に増えておりますが、依然公立小・中学校のうちの7割はエアコンがついておりません。

一方、気象庁が1931年から2010年に全国の15地点で調査した結果、最近30年間の最高気温35度以上の年間日数が最初の30年間の1.7倍に上がっていることが分かります。気象庁は、地球温暖化の影響を指摘しております。文科省が教室の温度について人間の生理的な負担から、夏は30度以下、冬は10度以上、最も学習に望ましいのは、夏季で、夏で25度から28度程度としていることを考えれば、教育環境からしても公立小・中学校のエアコン設置率は低いと言えらると思います。

なぜ設置されている小・中学校が少ないのでしょうか。

昭和20年、30年代生まれにありがちですが、教育関係者や市町村に子どもには暑さを我慢させることが必要といった心頭滅却火もまた涼しというふうな精神論が根強くあるためとも言われております。実際、熱中症対策などから小・中学校へのエアコン設置を求めた懇願をある市議会が不採択とした際に、エアコンを設置して体調を崩したこともある、環境への適用能力を付けるにはある程度耐える能力を鍛えることも必要だと発言して話題になったこともあります。昭和30年代に小学生であった私の記憶でも、30度が頂点でそれを超える気温になることは非常にまれであったと思います。今や、先に述べましたデータでも、気象条件が大幅に異なっているのが実態であります。

愛媛県自体設置率が全国第42位と遅れておりますが、松山市は本年度中学校、来年度には小学校に設置するということになっております。財政の問題等あるとしても、教育環境に格差があってはならないと思います。松前町の小・中学校の空調設置に向けての考えをお尋ねいたします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） それでは、小・中学校の空調設置についてお答えいたします。

本町の小・中学校には、保健室、コンピューター室、会議室、職員室、特別支援学級の一部などに空調を設置しています。これ以外の各教室には空調がないため扇風機を配置しておりますが、近年の猛暑への対応は十分とは言えません。

議員の御質問にありました公立学校施設の空調設備状況調査の平成29年4月1日現在の

最新の結果によりますと、全国の公立小・中学校における普通教室、特別教室への空調設備の設置状況は41.7%で、前回の29.9%から11.8ポイント増と、更に設置が進んでいる状況です。愛媛県の空調設備の設置状況は、普通教室、特別教室合わせて13.2%で、全国では41位の結果となっており、特に普通教室の設置率は5.9%でしかありません。

こうしたことから、空調施設整備の必要性は認識しておりますが、整備に当たっては国の補助制度を活用する方法や民間活力を導入したPFI事業などの手法もありますので、今後松前町にとって有利となる整備手法を検討し、財政状況を勘案しながら空調施設の設置に向け研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 研究していくということではありますが、そこでPFIという手法もございますが、初期投資を抑えるというか、コストの平準化というか、やり方としてはリースというやり方もありますが、そのやり方については御検討なされるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） ただいま申し上げましたように、整備手法、議員さんも御指摘いただいたようにいろいろな手法があります。先進的に整備している市町の状況を見てみますと、エアコンの設置といいますのは建物建設とか耐震工事と違ってある程度シンプルな工事であると。ですから、いろいろな業者が参入しやすいということもありますので、そのあたり。それから、もう一点は、国の補助制度3分の1ございますけれども、これについては財産を取得して補助金をもらうということですから、リース方式にした場合には補助金が受けられないと。それから、ただ価格だけで競争するのではなくて、今後の運用もあつたりしますので、総合評価システムという考え方もあります。

ですから、いろいろなことを今後検討して、整備に向けて研究してまいりたいということでございます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） それで、PFIというお話も出てまいりました。これは事業規模が関係してこようかと思えます。私の素人考えですが、伊予市にしろ砥部にしろ、まだ設置されておられません。そういった意味で、1市3町と1市2町というか、規模としてそのあたりが集合体となって、PFIの基準に合うような形でPFIを進めていくとかということもあろうかと思えます。

あるいは、もう一つは、松前町で考えられることは、前回質問させていただきましたが、町内の防犯灯、これらを一挙にLED化する事業とこのエアコン事業と、そういった電気関係に関する設備の一新ということを統合化して、PFIというそういう規模に将来

を見据えれば、P F I というふうなことの事業に仕立て上げるというふうな考え方もできるのではないかとと思いますが、その点に関してはいかがなものでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） エアコンの設置とL E D、これが事業者が同様の手法でできるかどうか、そのあたりも必要でしょうし、P F I、基本的にはプライベートファイナンスイニシアチブ、民間の資金を利用して公共施設を進めるという事業でございますから、そのあたりも含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） リースについては補助金が出ないということですが、P F Iについては国の助成もあろうかと思っておりますので、そのあたり総合的に考えて、町の財政問題も考えて、将来的に考えて、総合的にP F Iというふうなこと、あるいはさっき言いましたように1市3町ではないですが、周辺地区との学校事業のエアコンということで、それを集合体とすれば対象になろうかというふうなことの検討もお願いしたいというふうに思っています。

では、次の質問に参ります。

警戒警報発令時の学校の対処ということで、警報発令時の登下校についてを質問させていただきます。

当町の警報発令時の休校の判断基準は、判断を保護者へ連絡する手段はということが1点。

登校後の警報発令についての対応。

3番目に、集団下校は児童クラブの生徒も一律下校という形になっているのかどうか。この点につきまして質問申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 私の方からは、警報発令時の登下校についてお答えいたします。

近年では、日本各地で局地的な大雨や台風の接近に伴い、警報が多く発令されている状況です。そんな中、町内各小・中学校では、児童・生徒の安全確保を第一に考え、警報発令時の登下校について次のように決め、全保護者に年度当初に文書で通知しております。

登校については、松前町に暴風雪警報、大雨警報、洪水警報や特別警報のうち一つでも発令されている場合は自宅待機とし、午前7時までには警報が解除された場合は、その状況に応じて登校時刻を遅らせ、授業を実施することとしています。午前7時の段階で解除にならない場合は、臨時休業としています。

また、在校中に警報が発令された場合は、小・中学校とも安全を考慮し、状況を見て下校させることとしています。小学校では、下校させるときに集団下校で教員が引率することとしています。遠方の場合は、保護者に迎えに来てもらう場合もあります。保護者への臨時休業や下校についての連絡は、学校にメール登録している保護者はメールで、登録していない保護者には電話連絡をしています。

放課後児童クラブからの帰宅については、まず、教育委員会から福祉課に連絡をしたり、学校から児童クラブに連絡をしたりしています。放課後児童クラブを利用する児童の保護者は就業等により自宅に不在であることを勘案し、一律に帰宅させるのではなく、児童クラブでの待機とし、保護者に迎えに来てもらうこととしています。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 私が一番聞きたかったのが、最後にお答えいただいた集団下校、児童クラブでの対応ということをお聞きしたかったのではありますが。要するに、御答弁いただいたように、児童クラブに登録されてる御家庭というのは、御夫婦とも仕事されてる。そのときに迎えに来てくださいよという連絡入れても、実際的には迎えに来れない場合が多いんじゃないかと。無理やり帰らせると家には誰もいないというところで、一律に下校させてるのかなということが疑問でありましたけれども、今答弁いただいたように、状況によって保護者が迎えに来られるまで児童クラブで預かっておくというか、そういう形をとっておられるということによろしいでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 福祉課の方からそのように聞いております。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

もし、児童クラブで一律に下校されてるんであればということで用意してました質問とかお話が、伊予市の場合は、形態は違いますが、社会福祉法人で児童クラブを運営しているようです。そこでは、給食が出ておれば預かりますよというふうなことのようです。それに関しては、そういう条件は松前町においてはございませんね。

○議長（岡井馨一郎） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 児童クラブの場合も給食が出てたら、最後まで、保護者が迎えに来るまで預かるという形になっております。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 給食が出てない場合はどうなんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 午前7時までに登校になると給食が出てますので、それを食

べてになりますので、間違いないかと思えます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

ともかく、共働きの場合においては、こういうことが発生した場合、連絡があっても迎えに行けないというふうなこともあろうかと思えます。そういった意味で質問させていただきましたけど、当町では基本的にはそういうことで、児童クラブの生徒であっても一律的に帰すのではなくて、クラブの方で子どもの安全を考えておられるということで安心いたしました。

では次に、3番目といたしまして、子育て支援ということではありますが、当町の子育て援助活動支援事業ということでファミリー・サポート・センターというのがあるかと思えます。この内容について、設置場所、支援内容あるいは登録制度だとか利用運営状況について御説明いただけたらと思えます。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 私の方から、松前町子育て援助活動支援事業についてお答えいたします。

子育て援助活動とは、子育てを地域で支えるため、登録している会員同士が助けたり助けられたりと相互に援助する活動です。その相互援助活動をお手伝いする組織がファミリー・サポート・センターであり、事務所は、松前町総合福祉センターの2階にある地域子育て支援センターにあります。

具体的な相互援助活動としては、保育施設への送迎や、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、保護者の病気や急用などにおける預かりや世話、病児、病後児を預かる緊急援助活動などで、活動の場所は、児童の家やサポートする側の家などです。

援助活動を支援するため、ファミリー・サポート・センターは、会員の募集、登録や会員同士の相互援助活動の調整、サポートする会員としての活動に必要な知識を習得していただくための24時間の養成講座及び託児実習の開催、会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催、保育所や医療機関などの子育て支援関連施設との連絡調整などを行っています。

登録する会員は、ゼロ歳から小学校6年生までの児童の保護者で、サポートを希望する利用会員と20歳以上のサポートを行いたいサポート会員の2種類があり、両会員としての登録も可能です。現在の登録数は、利用会員が284人、サポート会員が69人で、このうち9人は両方を兼ねています。

利用運用状況については、平成28年度の活動実施総件数は1,377件でした。その内訳は、保育所、児童クラブ等の送迎が670件、保育施設の保育開始前や保育終了後の預かり

などが650件、緊急援助活動が39件です。実際に利用した人からは、サポート会員の温かい心遣いを感じ、子育ての相談相手がいることに安心して仕事や子育てができるという声が寄せられ、特に新しく松前町へ引っ越してきた家庭の中には、援助活動を通して少しずつ新しい環境になじんでいく姿が見受けられています。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 分かりました。

現状で支援員と登録者との関係でバランス的にどうなのかということなんですが、支援員はもっと必要なのか、それとも現状でうまく回っているのかということをお教えいただけますか。

○議長（岡井馨一郎） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 今のところは、うまく運営は回っているかと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 分かりました。

この制度というのは、私もよく知らなかったんですが、現在町の方でやっているということですが。これは、昔でしたら3世代同居の時代であれば、若夫婦が働いているときにじいちゃん、ばあちゃんが面倒を見てるという時代はありましたけれども、ここに至っては、核家族社会に至っては、地域で子どもを育てようというシステムだろうと思います。町民も行政の方も協力してこのシステムを運用して行って、松前町の子育て支援と、こういうところを頑張ってるよということで、もっともっと町民なり全体が協力し合えるような、こういう制度を利用して、子育てが充実した町だというふうなことでPRしていけたらなというふうに思っております。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤浩です。議長のお許しが出ましたので、ただいまから一般質問いたします。

今日は5つあります。

まず、1つ目から申し上げたいと思います。

1つ目は、防災担当理事の業務についてお尋ねしたいと思います。

要旨といたしましては、通告書に記載ございますが、内閣府防災担当が市町村に下ろしております防災対応3原則、1つ目として疑わしきときは行動せよ、2つ目として最悪事態を想定して行動せよ、3つ目として空振りには許されるが見逃しは許されないというのがございます。これに基づいて防災対応の仕組みづくりをどのようにされているか、具体的には次のような形でお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目、防災担当理事職の設置以来、町民や部下職員に対してどのような組織的な立場で、何をどのように仕組みづくりをされてきたのか、簡潔かつ具体的にお答えください。お答えとしては、こちら記載しております1番として事前の啓もうに関して、2つ目として発災時の初動態勢に関して、3つ目として避難、4つ目が交通、5番目が風水害、6番目が津波、7番目が原発対策などです。昨日の防災訓練では地震を想定したものでありましたが、今の出ましたようなことに関して具体的にお答えいただければと思います。

あと、2つ目といたしましては、そのような取組をした結果、現在定着したものは何なのか。すなわち成果はどのようなものが今出ているのかということをお教えいただきたいと思っています。

あと、3つ目としまして、これは町民の声そのものなんですけれども、防災担当理事職というのは天下りの温床的なポストではないかといまだにおっしゃる方が少なくありません。それに対して費用対効果、このポストの費用対効果をどのように考えていらっしゃるのかお教えいただきたいと思っています。

4つ目としまして、これは今のことと関係すると思うんですが、年間費用、人件費です、防災担当理事職の人件費幾らかかっているのかということと。

あとは5番目としまして、ほかの自治体、松前町と同程度の自治体と比べて、この種の職に対する、役職に対する費用のバランスというものはどうなんでしょうか。多いのか少ないのか、または費用対効果とか余り考えないのか、そこのあたりを具体的にお答えいただければと思います。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 靖） 防災担当理事の業務についてお答えをします。

松前町では、東日本大震災の発生を受け、将来発生が予想される南海トラフ巨大地震に備えるため、平成24年度から防災担当副町長を置き、防災対策の充実を図ってきたところでございます。平成28年度に副町長2人制の廃止に伴い、継続した防災対策が必要であることから、再任用職員を防災担当理事として配置し、これまでの防災の取組の継続と町の防災体制の充実を図っているものであります。

防災担当理事は、組織的には町長直轄の立場で、町長からの特命事項としての町の防災対策や防災体制全般を検証し、必要な指示を出し、対策の実現や体制の充実を図ることを担当させています。

具体的には、各部局長や庁内関係課長で構成する災害対策プロジェクトチーム対策推進班の委員長として南海トラフ巨大地震等に対する防災対策の推進のため、様々な課題に対する対策の進行管理や新たな課題についての協議や防災対策の計画的実施と防災体制の充

実について中心的役割を果たしてもらっています。

防災担当理事の成果としては、庁内横断的な体制で防災への取組を進めたほか、地域防災計画の策定、原子力災害による避難者受け入れ計画の策定、また、総合防災訓練の企画立案等が挙げられます。

防災担当理事は、退職者の再任用制度により任用した再任用職員であり、あくまでも現職の職員と同様の位置付けです。天下りというのは全く当たりません。また、御指摘のような町民の声は、一度も聞いたことがありません。

防災担当理事の給与については、松前町理事設置規則の規定により職務の級を7級とし、松前町職員の給与に関する条例に基づき給料月額を支給しています。この条例の給料表は国の行政職給料表に準拠していることから、国や他市町とのバランスはとれていると考えています。また、副町長2人制と比べ経費節減になっていると考えています。なお、年間の支給額については、個人情報となりますので答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 再質問させていただきます。

防災担当理事が町長直轄で特命という担当ということでございますけれども。ということは、東北の震災などで残念ながら町長や副町長が行方が分からないといった場合、指揮命令系統に乱れが出たといったようなこともあります。これは防災のシステム上、副町長の次席という形でほかのメンバー、委員長ということでもあるんですけども、次席ということで認知されていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 次席ということになりますと、副町長が存在しますので、次席は副町長と考えています。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 名称はそうですかね。万が一の場合、町長と副町長が指揮をとれなくなった場合には、それにとって代わることができるという、そういう聞き方に聞き直したいと思います。それでよろしいのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） おっしゃるとおりでございます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 質問続けたいと思います。

昨日の防災訓練のとき、プロジェクトチームの委員長という立場に理事はおありになるということなんですけれども、いろいろされている割には、PRが不足で何をされているのか見えないと。だからこそ、言葉は悪いんですけれども、天下りのなというふうに見る

方もいらっしゃるんじゃないかなと私は思ったわけでございます。

それで、昨日の防災訓練、企画立案もなさってるということなんですけれども、昨日の今日なんでできているかどうか分かりませんが、昨日の訓練から確認できた成果、また今後の課題などというのは昨日見つかったんでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） まだそこまでの検証はできておりません。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 昨日の今日なんでなかなかそれは厳しかったのかなと思いますけれども。

防災担当理事に関しても、職員と準じた地位にあるということでもありますので、昨日のような場でも発言されるであるとか、出てきて昨年比べて今年はどういうことを対策してみたり、まさに各皆様が業務でなさってるプラン・ドゥー・チェック・アクション、PDCAサイクルですよね。常にバージョンアップする訓練である、そのようなことが必要だと思いますので、早々にそのような、去年よりは今年はこちらができるようになったとか、そのようなことを言っていただければと思います。

更に質問を追加してまいりたいと思います。

昨日の訓練は地震を想定したものでありましたけれども、例えば水害とか津波の場合どうなのかということが疑問が残ります。そこでいろいろなさっているというお答えがあった中でできればお答えいただきたいんですけれども。昨年的一般質問で、私、鉄道事業者についての質問をいたしました。これは、災害が起こった場合、鉄道事業者は、これは伊予鉄さんやJRさん入りますけれども、地震が起きていろいろあった場合、踏切が落ちると、大体どこの地方、いろいろ全国的に見ると落ちる、そのように記載があります。その場合、逃げるときに踏切を壊していいのかと、踏切も結構なお値段するみたいなので。そこで、昨年的一般質問では、昨年は伊予鉄さんの話しかしてませんが、協定などはどうなのかということで、まだだというお話です。まず一つ、まず協定などは結ばれたのかどうか。

あともう一つまとめていきたいと思います。

例えば集中豪雨、最近関東以北でよく続いておりますけれども、集中豪雨になった場合、私も松前に来てまだ間もないんですけれども、西古泉のあたりまで水が来て、船で歩くような形でとんでもない時代もあったとお聞きしております。そこでいろいろ伺いますと、岡田に水門があって、ポンプの動作をさせて水を川の方へこうくみ上げると。その際、ポンプを動かす要員というのはこれ当然決まっているはずなんですけれども。先ほどの町長、副町長が連絡とれなくなった場合と同じようなことが起き得るんじゃないかなと

思うんです。そういったことも日頃の訓練ではやっているのではないかなと想像するところなんですけれども。そのようなやるべき人ができない状況になっている場合も想定してやられているのかどうか、そこのあたりどうなっているのか、お答えいただきたい。

以上2点お答えいただければと思います。

○議長（岡井馨一郎） 休憩。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（岡井馨一郎） 再開します。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 質問の仕方が悪かったみたいなので、もう一度申し上げますと、まず、津波に。

○議長（岡井馨一郎） もういいですから。

○3番（金澤 浩議員） いいですか。

鉄道に関しては遮断機が下りるということです。遮断機です。遮断機が災害があった場合は鉄道事業者必ず落とすようにできているということなんで、協定組んでないと勝手に壊してという話も非常時はあるとは思いますが、事前にとれるものはそれ協定結ぶべきだと昨年申しました。

あと、岡田の水門に関しては先ほどのおりでございます。水門のポンプのスイッチを入れる職員がいると聞いてましたので、その件に関してです。

○議長（岡井馨一郎） 質問がちょっと外れとるような気配がありますので、そのあたり。

（3番金澤 浩議員「外れてますか」の声あり）

この質問事項の中でのについてそこまでのものが出てない。ただ発生時の初動態勢がどう、風水害がどうというのは出ているけれども、どこまでを質問するかということについて出てないから。

だから、ここに載せてる分についての質問ということで了解を願います。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 調べないとすぐには即答できないということですが、遮断機に関しては分からないですか。協定されてるかされてないかぐらいは、はっきりするんじゃないかと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 遮断機につきましては、現在のところ協定はまだ行ってない状況でございます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それであればこれからの課題ということになるかと思imasので。例えば車で逃げの人が多かったりとか、そういった場合も含めて遮断機というのは避難の障害になるものでありますので、今後、検討の中に入れていただいて対処いただければと思います。

それでは、次の2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問では、まず公の施設の管理に関して御質問したいと思います。

公の施設の中で特に町立保育所の廃止のお話が先般ございましたので、それを中心に具体的なところをお尋ねいたします。

まず、1番としまして、既に数年前に廃止になりました若葉保育所、今回廃止の予定になっている二名保育所の施設に関して建物の維持保全の記録はあるのでしょうか。ある場合は、その内容はどんなもののでしょうか、お知らせいただきたいと思imas。

あと、2つ目、それらの施設で補修が必要な場合、現場から報告が上がる仕組み、またそれが上がった後に補修に取り組む仕組みはあるのでしょうか。また、補修実績の記録は残っているのでしょうか。そこを教えてくださいたいと思imas。

あと、3番目、今の2番とこれ関係すると思うんですけども、各施設の施設管理台帳、一般的に言われているのがここに括弧書きで書かせていただけてます予防保全対策、整備補修計画、補修履歴、診断評価、更新計画などが掲載されているものを施設管理台帳と申しますけれども、そういったものはあるのでしょうか。

4番目として、これは保育所以外にもなるんですけども、公の施設等総合管理計画、試算では約400億円かかるという予算策定が出ていることを先般の全員協議会などで伺っておりますけれども、予算策定の仕方と優先順位は誰がどのように決めていくのかと、そこを具体的に簡潔にお答えいただければと思imas。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） 初めに、御質問の1点目から3点目についてまとめてお答えをさせていただきます。

現場から報告が上がる仕組みといたしましては、各保育所において運営、維持管理上修繕が必要となった場合、保育所長から福祉課にその状況や修繕が必要な理由、現況写真等を付した修繕伺いが提出されます。補修に取り組む仕組みといたしましては、この修繕伺いに基づき内容に応じて現地確認し、緊急性や必要性、経費等を検討し、対応が必要な場合は速やかに修繕しています。内容を検討して大規模な修繕や予防的修繕の場合は、個別案件ごとに工事請負費として予算確保をするなどした上で、適宜修繕対応しております。

それらの補修内容を示す文書は、案件ごとに文書の保存年限の範囲内で保管、管理して

いますが、補修の履歴を整理した補修実績の記録は、作成していません。

また、若葉保育所、二名保育所の施設の維持保全記録や各施設の予防保全対策や整備補修計画を掲載したような施設管理台帳はありません。

次に、公共施設等総合管理計画の予算査定の仕方と優先順位は誰がどう決めるのかについてお答えいたします。

公共施設等総合管理計画の実施に当たっては、今後、施設の評価として、建物の建築年、耐震性、利用状況、コスト等多角的な視点から施設の評価を行う予定であり、その評価に基づき、施設を管理する所管課が、各施設について今後10年間程度の間計画する改修や更新に関する工程表を作成します。施設の工程表を取りまとめた上で、庁内会議である松前町公共施設等総合管理計画推進検討委員会及び松前町公共施設等推進本部会議において必要性の検討や実施時期の調整を行い、最終的には町の財政状況を踏まえ、町長が実施の優先順位を決定し、実施年度において予算化を行います。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、再質問したいと思います。

管理台帳、実績の記録などはないというような話だったんですけども。

昨日、防災訓練をやった北伊予小学校、防災訓練の傍ら建物見ましたけれども、前にこんな話がありました。非常階段の壁面が剥離していると。直した写真、こういうのがあったんですけど、昨日も見てまいりました。その際、非常階段の壁の剥離ということで、下通ったら非常に危ないと、これ緊急性があるところですよ。子どもたちが大半を過ごす場所ゆえ、安全性というのは非常に重要だったと思います。先ほど副町長おっしゃったように、これは緊急性があるケースだったと思うんです。

これ町民感情からしますと、なぜすぐやってくれないのかと。半年ぐらいかかったと聞いているんです。その間、予算とかなんとかいろいろプロセスはあるんだと思うんですけども、その間万が一事故があったらどうするのかと。小学生ですので、柵、柵でくくったところで入る子もいるんじゃないかといったように思うんですけども。

あと、お金の問題、予算関係の書類なんか見ますと、工事の執行残が多くて、結構大きな繰越金などというのがある。すぐ使えないのかもしれないんですけども。そのようなお金があるにもかかわらず、すぐ工事着工できないというのは、町民感情からすると疑問のようなんですけれども。そのあたりはどのように説明なさるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 今の質問につきまして、公の施設の管理に関してという件名で、要旨は町立保育所の廃止についてという要旨で来ております。そうすると、要旨説明になるとそれに基づいての要旨説明だと思いますので、そのあたりの観点で質問をしていただかないと、資料的にもいろいろな面での答弁もしにくいと思いますので、そのあたり、議

員、よろしく申し上げます。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 議長そのようなお話しされますけれど、私は副町長のお言葉に対してキャッチボールで返していただけなんです。緊急性に対してというお話で。緊急性と言われれば、昨日の防災訓練の会場だった北伊予小です。以前からそういう壁の剥離というのを聞いてましたので、ついでに拝見しました。なぜ、そういう緊急性がある場合速やかにとおっしゃったけれども、それ例外だったみたいなんです。私が工事台帳うんぬんとかと聞いたところと関係するところなので、特に無理な質問している認識はないんですけれども。副町長いかがですか。そのあたりはお答えしてできないことでしょうか。事情とかも含めてお答えいただければ町民の方にも納得いただけるのかと思います。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 個別案件は別にして、一般的な考え方ということでお答えをさせていただきます。

施設に被害が出た場合は、まず最初にその原因がどこにあるのか、どの程度に影響が及んでいるのか、そういうこと全体を見ないと分かりませんので、そういうような時間も必要と考えております。また、それによっては大規模な改修になるということになると、実施設計も必要でしょうし、予算の確保、そういった部分も必要になってくると考えております。そういったこと全体を踏まえた上で最終的に実施に至るといふふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 個別にいろいろ検討することが非常に多いということなんですね。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） そのとおりです。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 廃止に関しても、先ほど合田課長の方からも前の議員の質問のときにお答えありましたけれども。予防的な措置というのはこれまで松前町だけでなく、国全体として行われてこなかったと。今からやるんだという話だと思っておりますけれども。要は、これまでのこといろいろ言ってもある意味しょうがないわけで、今後そのような台帳などもきっちり整備した上で、より効率的にしていくというのが本旨のところだと思いますので、そのあたり管理台帳に関して今後は公の施設等総合管理計画で。あくまで400億円というのは試算上の話で、それぞれの台帳があるわけじゃないですよ、はっきり言って。現物で試算しているわけではないと思いますので、今後よりその記録どうとっていくのか、早急にとらないと予算策定、あとは将来的にどうなるのかということでも

支障が出てまいると思います。

特に、総務産建の常任委員会が東京の武蔵野市に研修に行かれたということなんですけれども。かなりの額の貯金がある。でも、平成52年には赤字転落するといったようなシミュレーション、非常に詳しいシミュレーションがございました。財政力指数なんかでも松前をはるかに上回るどころです。そこでさえそういうシミュレーションがあるくらいなので、更にこういう感じ、総合施設等管理計画の策定に基づくベースとなる書類、ないところはしょうがないにしても、あるところは早急に対策に含めていただければと思います。

それでは、この点は以上としまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、3点目の質問を申し上げます。

3点目は、町立二名保育所の廃止の問題に関して質問いたします。

まず、その中の要旨としましては、町立若葉保育所の廃止プロセス、これは数年前ですけど、前例ということで廃止プロセスはどうか。前回は質問の中になかったということでお答えいただけてなかったんです。今回入れさせてもらいました。

あともう一つ、私立青葉幼稚園との、これは認定になった後ということでございましたけれども、連携について、それに関して具体的には次の5点についてお尋ねしたいと思います。

まず、1番目、二名保育所と若葉保育所を比較したいので、町立若葉保育所廃止に至るプロセスを起案の時期から時系列に従って具体的にどうだったのかということをお教えいただきたいと思います。

あと、2つ目、町長は、6月の議会で、地元の青葉幼稚園との連携を公平公正以前の問題で公募せず、町長自身が御自身の言葉として青葉幼稚園を選定するのが当然と答弁されました。答弁された以上、それなりの選定根拠というのがあっての判断だと思いますので、選定の根拠、何を判断根拠としてされたのか教えていただきたいと思います。

3番目、また、3月議会で町長このような発言もされました。個々の保育は町営でなくても十分、私立の保育園で賄えると考えている。抽象的なんで具体的にどこまでのお考えかこの答弁だけでは分からないんですけれども。ここに関しても、町立でなく私立で大丈夫ということなんです。通常、比較だと指標とかで比較するんじゃないかなと思うんですけれども、どんな数値で比較したのかということ。また、保育の専門家によりますと、数値だけで比較できないものもあると伺っております。数値で比較できないものはどんな根拠で指標で判断されたのか、これもお答えいただきたいと思います。

あと、4つ目としまして、二名保育所の廃止後、保育の質の担保をどう考えられているのでしょうか。お金の話は全員協議会とその後の書類など担当部署からいただいております。あくまでお金の話はある程度分かっているんですけれども、それ以外のお話はまだ伺っておりません。

あと、5番目としまして、町営と民営、民営といっても今回民営化でないということなんです。民間に任せるといって渡した場合、保護者の負担は変わらないということですが、保育園、保育所に対する松前町の負担というのは、補助などです、負担はどう変わっていくのか。廃止を予定している二名保育所の場合に関しては、廃止の前後の、まだ予測数値だと思うんですけども、予測数値を。また、若葉保育所は廃止の前後、これはもうデータとして実績残っていると思いますので、実績を示すことによってどのように変わっているのか。これも簡潔にお答えいただければと思います。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 町立若葉保育所の廃止関連についてお答えします。

まず、町立若葉保育所の廃止に至るプロセスについてお答えします。

平成17年度の行政改革推進本部会において町立保育所の運営方針について検討することとなりました。これを受け、平成18年6月、民間有識者等で構成する保育所運営検討委員会を設置し、松前町立保育所の運営の方向性について諮問し、平成19年9月に答申を受けました。この答申では、民間活力の導入、町立保育所の統廃合、幼・保の連携、一元化についての方向性が示され、効率的な運営を図るため松前町における適正な町立保育所数を3か所程度に想定し、保育所の統廃合を行うのが望ましいとされました。これを受けて、平成20年度に各保育所の再編について内部検討を行いました。

若葉保育所については、昭和50年の建築で築後33年を経過し、開設当初の定員120人に対し、当時の定員数は45人であり、規模的に効率的な運営が行われていない状況で、また、近くに私立認定こども園の建設予定があるという状況でした。こうした状況や施設の改修や建て替えの経費を踏まえると、効率的な運営に改善するためには、町内の保育施設の競合を避け、民間活力を導入することにより安定した保育所運営を図る必要があると判断し、認定こども園開設後、若葉保育所を廃止する方針を決定しました。この方針の下、平成24年6月に議員全員協議会でその旨を説明し、その後保護者への説明を行い、平成24年第4回定例議会において平成25年3月31日をもって廃止する条例改正案の議決を得ました。

青葉幼稚園についての御質問にお答えします。

3月議会からの答弁の繰り返しになりますが、まず、前提条件があることを御理解ください。それは、二名保育所の耐震診断の結果、耐震改修を行っても耐震性の確保ができないという結果が示され、民間と連携した施設の統合などを視野に入れながら対応を模索していた状況の中、青葉幼稚園から認定こども園を目指した園舎の建て替えの意向が示されたということです。このような外部要因の変化の中、青葉幼稚園が幼稚園から認定こども園へ事業拡張する場合、一定の保育量が確保できることから、二名保育所を存続させる必

要がなくなること、二名保育所の建て替えに比べ、青葉幼稚園の園舎建て替えに伴う助成額の方が財政負担が少ないことなどから、二名保育所を存続させるよりも青葉幼稚園の認定こども園設立を支援する方が合理的であると判断し、認定こども園開設後、二名保育所を閉園する方針を決定したものであり、公立保育所の委託先として青葉幼稚園を選定したものではありません。会議録を確認しましたが、町長も青葉幼稚園を選定するとの発言はしていません。

なお、二名保育所の建て替えに係る費用は、若葉保育所を参考とした解体費用は2,000万円、松前ひまわり保育所を参考とした新築費用は2億9,000万、合わせて3億1,000万円が見込まれるのに対し、私立の認定こども園建設に対する交付金は、平成28年度の国の要綱を基準とした場合、9,000万円が上限となり、差引き2億2,000万円の経費削減が見込まれます。

3月議会での個々の保育は町営でなくても十分、私立の保育園で賄えると考えていると答弁されたが、どんな数値で比較したのかとの質問についてお答えします。

金澤議員の御質問の町営で保育所を運営するという意味についての見解を求められたことに対し、町長は、保育施設が公立保育所であろうと私立保育所であろうと子どもに対する保育の質は一定の水準を保っていることを前提に、町営保育所の存在意義としては、私立の保育施設を含めて町内全体の保育の質の向上を図るべく、指導的立場でけん引することであるとの趣旨でお答えしたものであって、数値という概念はありません。

保育の質の担保についてお答えします。

認可を受けている保育施設は、条例で定める人員基準、設備基準及び運営基準等を満たさなければなりません。また、それぞれの保育施設は、国の定める保育指針に従って保育を行うこととされており、その上でそれぞれの特性を生かした保育の提供を行っていることから、公立、私立を問わず、どこの保育施設でも一定の質の担保はされているものと認識しております。

松前町においては、公立、私立にかかわらず、保育施設の保育の質の向上のため、町主催で保育士研修会を開催しています。また、松前町幼保連携交流部会を設置し、町内の保育所、幼稚園、認定こども園が公私の垣根を越えて交流保育の取組を行い、これらを通じて職員間交流や個々の職員のスキルアップを図っています。さらに、新築移転する松前ひまわり保育所では、町の中心保育施設として保育の質の更なる向上に取り組むたいと考えています。

町営と民営において松前町の負担はどう変わるのかについて申し上げます。

まず、若葉保育所の廃止前後の町営保育所全体の運営費の実績について申し上げます。

若葉保育所は、平成24年度末をもって廃園しましたが、平成24年度は受け入れる幼児数やそれに伴う保育士の人員など規模縮小をしましたので、比較経費としては、その前年度

の平成23年度と廃止の翌年度である平成25年度の公立保育所全体の決算額で比較します。

全体運営費には、若葉保育所以外の保育所の費用や年度により異なる工事費や修繕費等を含んでいることから一概には言えませんが、平成23年度運営費 1億7,300万円に対し、平成25年度は 1億2,600万円です。公立保育所の運営費は4,700万円の経費削減となっています。また、平成24年度に私立認定こども園が開設され、当時の委託制度に基づく保育に対する委託事業費として平成24年度に新たに町が負担した額は1,400万円ですが、この費用には、町内認定こども園へ委託した55人の保育費用のほか、松山市の2施設へ委託した3人の費用も含まれています。先ほどの公立保育所の運営費削減額との単純比較になりますが、差し引きしますと運営費はおおむね3,300万円の軽減となりました。

次に、二名保育所の運営に要する年間費用については、平成27年度決算ベースで申し上げますと、正規職員の人件費を除くと約2,100万円です。町内の子どもが認定こども園を利用した場合、若葉保育所の廃止の頃とは違い、現在は施設に対し施設型給付費を支払うこととなりますが、青葉幼稚園の保育予定定員75人のうち松前町の子どもが88%利用すると仮定した場合、町の施設型給付費の負担額は年間約1,600万円と見込んでいます。

したがって、今述べたような仮定においては、民営の方が町の負担額は約500万円少なくなります。

なお、これらの費用試算につきましては、平成29年3月15日開催の予算決算常任委員会後の協議会において資料を提示して説明しているところであります。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） お答えいただいた内容で伺いますと、特に、私、今回ここで伺いたいのは、お金の話は今の答弁の中でも経費的な面、建設費用であるとか、そのようなことは追うて出てきましたので、ま、なるほどという部分もあるなと思います。

ただ、ここで前回、前々回の町長の答弁の内容です。抽象的なお話なんでどこまで分からなかったのかで伺ったわけなんですけれども、今の部長のお話の中でも、3月議会に関して、3番です、個々の保育は町営でなくても十分私立の保育園で賄えると思うと。これは保育施設に関してで、質を保っていることを前提に町長がお話しされたという答弁今ありました。まさに、ここの部分、質に関してお話にないわけなんです。特に質に関して今の答弁の中でも質を吟味したというのは、認可保育園であれば認可という基準があるわけですから、それをクリアしてれば全てオーケーのようなお話だったわけなんですけれども。現実、ニュースを見ますと、実際調査に行ったら全然違うことをやってたという保育園、松前の保育園を悪く言うわけじゃないんですけど、一般的にはよくそういう話もあります。知らなかった、分からなかったという話ですよ。ということは、裏を返せば、あくまで認可は認可するときだけの話であって、質を見るものではないと言えるんじゃないかな

いかなと私は思うわけです。

そこで、ここで考えていただきたいのが、公立でやる必要性ということなんです。そもそもなぜ公立で運営してこなければいけなかったのか。

それは、私も保育関係者、私がいた会社でも保育園経営してましたので、関係者にも聞いてみました。これ、理由聞きますと、民間が運営すると赤字になるからできないとか、やらなかったんだそうです、実際。特にコストが見合わない、保育の質を担保するためには人件費が非常にかかる。特に、最近、学校とかでも問題になっている発達障がいのお子さんが増えてきているであるとか、あとはたまたほかの障がいのある方の子どものケアというのは、職員の配置とか考えても民間でやるとコストがかかり過ぎると。すなわち、民間会社というのはコストに見合わなければやらないというのが通常でございますので、その分民間ではできないし、仮にやったとしても保育の質が下がる。だからこそ、赤字だからこそ、税金で負担してきてやっているんじゃないかと私も思うわけなんですけれども。特に、近隣市町村、伊予市さんなんか伺いますと、そういうことがあるんで、議会がやっぱり公立中心じゃないとだめだということで判断したというような話も聞いております。

ですから、保育の質を今伺ったわけなんですけれども、質に関してはあくまで認可に認してだけの認識というのは甘いんじゃないかなと思います。質、特に民間の場合だと人件費。青葉さんに関しては、私、誤解なきようにお伝えしておきたいんですが、青葉さんがいいとか悪いとかと言ってるんじゃないんです。要は、誰の目にも、ああ、これがこういうふうに判断して青葉さんに決まったんだったら本当によかったねと言ってもらえるようなものがあってほしいと思うわけなんです。あくまで私の考えは、子どもさん中心ということ。考えてほしいと思うわけです。

ですから、あとは、今の話を基にしますと、認可基準以外の保育の質、これは保育に従事されている方じゃないと分からないと思います。所長の先生方とか集められてやると出てくると思うんですけれども、そういった方々からの意見を基にした判断基準、公募の場合はそういうのが出てきてやるんでしょうけれども、ほかの自治体なんかでは公募の場合は明確なクリアすべき基準というのがあります。第三者なども入って決めた基準というのが実際書面としてありますけれども。そうすると、その町で保育をするためには、明確な努力目標というのが運営者側の方にも提示できるわけでありますので、そういった基準必要じゃないかなと、私の意見として。今後、二名はそのまま行くんでしょうけれども、そういった基準をはっきりしてもらいたいと思います。青葉さんもまだ実態がそろっているわけではない。今後、人員も募集したりとかいろいろつくっていくと思うんですけれども、どうせがそれがなるんだったら、そういったことを町の方できっちりと定めてやっていただきたいと思います。

さらに、今こういうふうにする根拠としまして、一つだけお伝えしたいと思っておりますけれども、文教厚生常任委員会の研修で7月に神奈川の幼・保一体型の一体施設の先駆けになっているところを見学に参りました。ここ、まさに全国でも先駆けのところで、ヨーロッパにまで視察に行つて子どもの施設をつくつたと伺いました。特に、施設をつくるに当たつて、そこの理事長さんの言葉、印象的だったのは、欧米では子どもの施設はコンペ、すなわち公募、競争させるということが基本なんだそうです。なぜかという、特に欧米はキリスト教圏らしいんですけども、子どものことをギフトイルチャイルドと呼んでるそうです。すなわち神から与えられた子ども、次世代を担う子どもたちなんで、非常に大事だと。だから、余計質などを考えてやらないといけないという思想が根強いんだそうです。だから、そういうのも背景とあつて、非常にコンペが重要ということをおっしゃつていました。非常に私印象的でした。そこの方は松山の東雲の幼稚園さんとも、設立とか新たな運営に関してのコンサルもされてるみたいです。いろいろ縁もあるようで、お話印象的だったんですけども、質、なぜこれまで公立で運営してきたのかという部分です。今後更に検討いただきまして、進めていただきたいなと思うところでございます。これ意見でございます。

それで、次の質問に移りたいと思います。

議長、どうしますか。

(「休憩入れて」「休憩したらどうなのか」の声あり)

どうされますか、議長。

○議長(岡井馨一郎) 12時半までどんなでしょうか。だめ。

(「暫時休憩にしたらええじゃない」の声あり)

暫時休憩にしましょうか。

いや、質問者構いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) それでは、13時まで昼食休憩といたします。

午後0時0分 休憩

午後1時0分 再開

○議長(岡井馨一郎) それでは、休憩に引き続きまして再開いたします。

金澤議員に対しての答弁といたしますか、町長、理事者側から話がありますので、次の質問の前によろしくお願いします。

それでは、理事者の答弁を求めます。

西岡福祉課長。

○福祉課長(西岡きわ子) 先ほどの議員の御意見に対し補足説明いたします。

質の担保に対する町の取組の現状を申し上げます。

施設認可の後においても、県の児童福祉施設等指導監査を毎年実施しており、その際も町の保育の経験のある職員が同行し、確認を行っております。

なお、保護者から個々の相談があった場合も、町の保育士資格を持った経験のある者が現状確認を行っております。

したがって、新たな基準は定めておりません。現在の新制度では、通常の保育や通常の施設整備を行っている場合は、施設型給付費を支給しているため、赤字になることはありません。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今、担当課長から御説明いただきましたけれども、あくまで事後の話でありまして、選定に関して明確な指標なしに選ぼうとしていたという事実が分かっただけのことなので、先ほど私が申し上げた点、ぜひ御検討いただければと思います。

それで、次の質問に、よろしいですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） もう一度申し上げますが、今回は青葉幼稚園を選定しているわけではないんです。あくまで選定ではないということ、何回も申し上げても選定、選定とおっしゃられるんですけど、選定ではないということをもう一度申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 町長、今選定ではないとおっしゃいましたけど、これ6月の議会でこのように、町長の言葉そのままもう一回申し上げます。私立青葉幼稚園は、松前町内にある歴史ある学校法人ですと。そこが保育事業を計画する中、どこの馬の骨とも言いませんが、よそから引っ張ってきて青葉幼稚園をのけてそれを置くというようなことが本当に正しい判断だろうか。青葉幼稚園をお願いをするのが正しい判断だと思う。公平公正という話が出る以前の問題だと御本人おっしゃってるわけですよ。ですから、私が話してます。ですから、今のお話というのはおかしいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） もう3月から何回も申し上げてるんですけど、今回の事案というのは、青葉幼稚園が認定こども園に拡充をするというお話からスタートしているわけでありまして、認定こども園は県の認可でありますから、青葉幼稚園が県に申請をして、それが認められれば、青葉幼稚園は認定こども園になるわけです。我々は何もしなくても、青葉幼稚園は認定こども園に認定されることになります。そうすれば、今の計画では、75人の保育の量を青葉幼稚園で受け入れることができることになる。そういう事実があるわけです。それに対して、我が方、町としてはどう対応するかというのが今回の問題でありまして、私どもが青葉幼稚園を選んだり、頼んだりしているものではないというこ

と、事実関係が違うということをもう一回申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 答弁に食い違いがあることには変わりません。それであれば、6月にそのようなことを言わなければいいですし、あと3月でも連携するというような、青葉さんの話が出ることで自体がおかしいんじゃないかと私は思いますけれども。それに関しては平行線になって、また時間もありますので、次の質問に移っていきたいと思います。次回の議会でやりたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 先ほど言われた私が青葉を歴史のある学校法人だからそれを放っておいてよそのをとることはないじゃないかと申し上げたのは、議員が公募をなささい、公募をして任せる保育所を選びなささいとおっしゃられたから、そういう言葉で御説明しただけで、実態は、先ほど言ったように、青葉幼稚園が認定こども園になるという申請をされると、そういう事実があるだけなんです。ですから、議員がそれやったら公募せえと言っておっしゃられたから、公募するという状況じゃないわけです。だから、青葉幼稚園がそこで認定こども園になれば、歴史のある今まで幼児教育をされておるところがそういうふうにするのであるならば、町はそこを活用するとか、そちらにお任せするという選択をするのが正しい道ではないかと、こういうふうに申し上げただけで、議員の公募というものに対する反論として発言したわけですから、そこをお間違えのないように。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今、私の公募という発言に基づいて、その話、実は6月にも町長そういうふうにおっしゃってるんですよ。それで、私、3月の議事録確認しました。そしたら、公募に関してどうこうと言った形で町長が乗った話ではないんです。事実誤認があるような気がいたします、私は。いずれにせよ、これ最後の町長の言葉で青葉さんの話とされてますので、ここは何度言ってもそのように今返されてるので、あくまで平行線のままだと思いますけれども、言ったことに事実これは変わらない話なんで、おっしゃってることに関しては。あと、これに関しては、今後改めて別の場でただしていきたいと思いますので、本日この件に関してはここで次の質問もありますので、とじたいと思います。

それでは、次の4番目の質問に移りたいと思います。

4番目は、職員の資質向上についてという質問でございます。

要旨としましては、専門職の教育、すなわち育成をどのように考えているか、これを質問いたしたいと思います。

具体的には、1番として、工事費など積算できる職員がいないということが前々回の議会のときに、委員会の中で判明いたしました。非常に残念なことだと思います。そこで、

職員の資質向上について、首長、町長としてどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

あと、2番目としまして、マネジメント管理プロセス、すなわちP D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクション、常に向上させるための管理プロセスでございますけれども。当然のことながらこれを実行していると思いますが、人材育成とどのように積算できる職員を養成しているかと、どのように具現化しようとしているのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 職員の資質向上についてお答えします。

まず、議員の御質問にある工事費等が積算できる職員がいないというのは、事実ではありません。町が発注する土木工事の設計は、舗装工事、小規模な道路維持工事及びかんがい排水工事については原則として職員が行い、その他の土木工事については内容が複雑で高度なものが多いことから、原則として専門業者に委託しています。土木工事の工事費等の積算については、全て職員が行っています。

次に、町が発注する建築工事の設計及び積算は、小規模な施設の修繕工事については原則として職員が行い、その他の建築工事については、工種が多岐にわたるものや専門性が高いものが多いことから、専門業者に委託しています。このほか鉄道施設の工事については、本町が管理する施設ではない上に、特に専門性が高く、特殊なものであるため、設計と積算を鉄道事業者に委託しています。

技術職員の技術面の専門的知識の習得やスキルアップについては、主に研修により実施しています。専門の研修機関への派遣や各種の講習会、セミナーなどへの参加、そのほか日常業務を通じた経験と知識の蓄積、先輩職員からの技術の伝承などにより、職員の技術力向上に取り組んでいます。また、業務に直接役立つ資格の取得を奨励しており、必要に応じて職務専念義務を免除するなどキャリアアップを応援しています。

職員の資質向上については、松前町職員人材育成基本方針を定め、職員力の向上を目指しており、特に今年度からは人事評価制度を導入して、P D C Aサイクルによる職員個別の業務管理を行っています。各所属長は、毎年所属職員に組織目標を示し、職員個々の業務目標を計画させ、その実施について自己評価させるとともに、進捗状況の確認や実績を検証し、評価を行い、次の個人目標や組織目標につなげることであります。この短期的なP D C Aサイクルの積み重ねにより業務能力の向上を図るほか、各種の研修を通じて公務員として必要な能力や意識、職位に応じて必要となる能力の向上や啓発に取り組み、一人一人が責任を自覚して行動する職員となるよう、人材育成を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今、総務部長から積算できる職員がいないと私言ったことに対して、それは事実ではないと。あたかも私がうそを言ったかのごとく発言あるんですが、それは聞き捨てならないことです。これ積算できる職員がいなかったのは、私とか議員が言った話でなく、そちらの職員さんが言ったんです。職員さんが議員の質問に対してできないとおっしゃったわけなんです。それを基に話しているわけです。これは、後ろにいる議員、先輩議員も含めましてみんな聞いている話なんです。

単に職員の教育、教育と言うと、何でそういうことを言うのかという話あるかと傍聴の方々も分からないと思うんですけども。ここは先ほどから何度も出てきている公共施設等総合管理計画、これからは予防保全型でやっていかないと財政が幾らあっても足りない。先ほど武蔵野市の例ありましたけど、300億円の預金があるところでさえ、財政指数が1.41のところでも平成52年には赤字に転落する、そういうシミュレーションがちゃんとあるわけです、こうやって。ところが、松前の方はまだという話らしいんですけど。

そういうことを考えたとき、例えば先ほど来から出てきている建物の補修に関して、放っておけば被害、危険が大きくなって、修理費用もそれに比例して大きくなる傾向というのはありますよね。武蔵野市でもそういうところを積算能力、積算能力どういうことかという、最小限の費用で最大の効果、すなわち税金と建物の品質のやりくりのうまい人です。積算能力が十分あるとそういう見極めができるわけです。ですから、そういうことを見抜くことができる能力、それを積算という形で議会の委員会の中で出たときには、先輩議員からそんな話が出てたわけです。それで、できる人がいるのかと先輩議員が職員さんに伺ったところ、できる人がいないという答えだったわけなんです。

できないからどうこう私は言っているわけではないので、誤解いただきたくないんですけども。全くできないということはそれはないと信じているんですけども、それをどうやってできるようにしていくかというのが今後の課題であると思いますし、それをどうやっていくのかということについて伺っているわけなんです。

あと、現状、分からないところは業者任せということなんですけども、ある面仕方がないところもあるんですけども。一般的に業者というのは、自社の利益を最大にするために動くのは当たり前のことなんです。慈善事業しているわけではありませんから。ですから、それをどうそういった人材を育成していくかということが課題になりますけれども。

その中で再質問1つしますと、PDCAサイクルの中で自己評価ってお話しになりましたけれども、あくまで評価は第三者でないとだめなんです、PDCAの場合。民間では、あくまで自己評価は評価に当たらないんです。そうでないと、それができるんだったら、自分でどんどん大きくなれるんで。ですから、そのあたりどうかなと思います。

そこで、質問なんですけど、よく職員さん、原因の一つは職員さんの能力うんぬんと、そうそうできない人がいるとは思いませんので、仕組み上、二、三年で担当部署が変わってくると。人事の仕組み自体が職員さんの経験値を向上できないんじゃないかなと私考えるわけなんです。PDCA、各1年ずつだったら4年ということになりますけれども、最低4年はその部署でやるといったような仕組みの上でPDCAしっかり身につけていくといったような形ができないかなと思うんですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 少し御説明させていただきます。

以前、確かに委員会で御説明した案件については、鉄道会社の敷地内にある工事についてのことが焦点でございました。それについては、電気設備とか軌道磁器とかというものの特長があるものがありますので、それについては職員は設計できませんというふうにお答えしたように思っております。そのほかについては、先ほど部長のほうから説明がありましたように、職員が設計したり、積算、単価入れをしたりをしておりますし、外注した案件についても成果について検討、精査をしておりますので、申し添えておきます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今のお話、ということは、できないと言ったのは一部の話で、できるということと理解していいんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 特長のあるもの以外は、原則松前町の職員が設計、積算しております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私、工事関係詳しいわけではないので、工事関係詳しい議員のほうが見極めというのはできると思いますので。今、できるとおっしゃったわけなんで、今後その方向でいろいろな面でまた対処なり、伺っていきたいと思いますので、今日のこの場としてはできるという回答をいただいたということによろしいですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 先ほど総務課長が説明したように、内容が複雑で高度なものなどについては外注しておりますが、そのほかの軽微なものなどは職員がやっております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 職員がやっているというよりは、私が言った積算工事ができる人というのは、最小限の費用で最大の効果を出す見極めができるんだということなんです

けれども、それで間違いないですか、いいですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 特に特殊基礎とかいろんな工法があると思うんですけども、それらについては最小限の額で最大の効果を求めるように検討しております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ここで詳しく言ったところで全くしょうがないと思いますので。あとはほかの委員会などで建築に詳しい先輩議員なんかも入れた上で、再度確認させてもらいたいと思いますので。以上、できるということですのでいただいております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

（「答弁」の声あり）

答弁ありますか。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 4年を目安として異動させてはどうかというお話ですけども、それぞれのそのときの状況もありますし、人事ということで、技術職員についてはなかなか一般事務をするということにはございませんけれども、4年で回すということが確約できることはありませんので、それは御理解いただきたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） まずは、それは確かにおっしゃるとおりのこともあるとは思いますが。特に、これから公共施設等総合管理計画、非常に重要なことだと思います。実際、これは総務産建委員会の、先ほど藤岡議員からもお話ありましたけれども、ファミリーマネジメント、合田課長なんかも同行いただいて、感動して帰ってこられたというお話もありますので、そのようなことを実行するに従って必要なことであれば、多少これまでのルールを曲げてでもやっていただくのが町民の利益にかなうことではないかなと思いますので、そのあたりはそういう勘案はいかがでしょうか、できますか、そういう意味で。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 技術系の職員ですけども、松前町の場合、そんなに数が多いというわけでもございませんし、やらなければならない業務は、土木工事のほか下水道があつたり、水道があつたりいろんな部署があります。そういった関係で、1つの課にずっと置いて、そこだけのことを見れる職員を養成するというやり方も一つあるでしょうし、いろんな業務に精通してもらおうというやり方もあると思います。松前町の場合は、異動については技術職員はそういった技術系のところに配置しております、前のところでやった知識が全く無駄になるというようなことではございません。

それと、どうしても人数が少ないということで、ある程度長い経験年数を有している技

術職員の方がどちらかというといふに認識しておりますので、その点について御了解いただきたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 少ない人数に多大な期待がかかるということだと思ふんですけども。そのあたりはそれなりの期待がかかっているということを職員さんの方にも改めて認識していただいて、更に改善できる、PDCAはバージョンアップしないとPDCAの意味とは全くないわけなんで、更に尽力いただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

5番目として、理事者専決事項についてというテーマでお尋ねいたします。

要旨としましては、理事者専決事項か、これは二名保育所の閉園に関する件に関してでございます。

現状、先ほど町長ともいろいろ保育所に関してお話にありましたけれども、議会のチェック機能を行使できない仕組みに現状なっていると感じておりますので、またそういう声も町民の方からいただいておりますので、あえてここでテーマを挙げて質問させていただきます。

まず、第1点目、二名保育所の今年の入園式で、議決もしていないのに廃止する旨を保護者に発表した事実というのがございます。これは議員は誰も知りませんでした。この事実は、行政側が行う廃止に対する議会のチェック機能、すなわち可否の判断が働いていない事例であると考えております。議決せずに発表できると内規か条例にあるのか、何を根拠にそういうことをされたのかということをお伺いしたいと思います。

今度、2つ目、事業の開始及び終了時には、議会の議決が必要と明記されております。議決前にこういう軽はずみな行動をとるということは、議会軽視ではないのでしょうか。認識を伺いたいと思います。

3つ目、これまで公の施設廃止をする場合、設置管理条例の廃止、すなわち一部施設の廃止、一部改正です。例えば若葉保育所を閉じるときは、保育所の設置条例の若葉保育所の項目を削除すれば廃止の議決ができるということで、そのようにされてきたみたいです。しかし、特に重要な施設の廃止には、今後、町民や議会の意思を十分反映させる措置が必要ではないかと思ふます。あくまで廃止すると決めて、事後承諾、反対がなかったとか、そんな話がずっと出てますけれども、そういうのではなくて、廃止しようと思っているなら、思っているけれども皆さんどうかと第三者を入れて話し合うのが私は民主的な町政ではないかなと考えております。

それで、具体的にどういうことかといいますと、地方自治法を調べますと、第96条第2項の規定に議会の議決すべき事件を定める条例を定めれば、今度議決としては3分の2以上が必要になりまして、先ほど申し上げた一部廃止、名前の廃止は2分の1の議決なんで

す。3分の2を廃止これするときには、それなりの判断材料というのもこれ出てきますので、あえてこの条例定めるわけなんですけれども、残念ながら松前町ではこの条例は定められておりません、現在。ただ、ほかの自治体見ますと、保育所など重要なところはその条例を定めて、十分審議をした上で議決を得ているという事実があるわけなんです。そういう他市町の事例を見た上で、私は議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例というのを定めて民主的にやるべきではないかなと思いますので、その点町長どのようにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 一つだけ、私の方からお答えさせていただきます。聞き捨てならない御発言がありましたので、訂正をさせていただきます。

今、二名保育所の入園式で廃止をする予定であるということを発表した事実がある、それは議会は全然知らなかったというお話がありました。今日は傍聴の皆さんもたくさんおられますので、そのことについて申し上げます。

その前の議会の全員協議会でこのことは皆さんに御説明をして、保護者にそういう方針で説明しますということのをこれを御説明した上での発表でしたので、そういうその虚偽のことを議会で言うのをやめていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 入園式で発表するなどという発表はありませんでしたよ。私は入園式で発表するということを言っているわけで。それと併せて、議会に対してちょうど前回の理事者の答弁ではこのようなのがあったわけです。3月議会の前にやった全員協議会、そこで二名保育所の閉園に関してというお話を伺いました。その後、すぐ私が一般質問でその件したものですから、町が発表する前に皆さんに知れることになってしまった。そんな話があったわけです。そういう事実が。そのことを今おっしゃっているんだと思います。

ところが、前回の理事者側の答弁見ますと、昨年の町政懇談会でもそういう発言をなさってみたいですね、どうも。議会に教える前に町政懇談会で二名保育所を廃園にしようと思うけれどもどうかというようなことをしたと、そちらの答弁、これ議事録の中にしっかりあるわけなんです。私、それを聞いたときびっくりしました。それ、去年話してるんだったら、議会、全員協議会で聞く前に既に一般町民の方々にそんな話されてるんじゃないかと思うわけです。それはどう捉えるんですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） まず、1つ、入園式で言うというのは確かに言ってないと思います。ただし、いろいろな機会を捉えて保護者の方に説明をし、理解を求めていくということは申し上げていると思いますので、それをどう理解されるか分かりませんが、今の少な

くとも先ほどの御発言は、議員さん方に一切説明をしてなかった、我々がというような町民の皆さんに誤解を与える発言でしたので、訂正をさせていただきました。

もう一つ、町政懇談会で申し上げたのは、二名保育所が耐震性を工事をしても確保できない状況がありますと。これに対しての対応としては、民間との連携ということも視野に入れながら検討していきます、こういう発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） どうもかみ合いませんね。

二名保育所の入園式では、閉じると、もう閉園すると聞いたと保護者の方から声が出ているわけですよ。おかしいじゃないですか。予定だという形でその方向で進んでいってまだ確定してないというのはいいんですけれども、あくまで閉じるという形で保護者に言ったということなんですよ。

それで、そういう事実を基にして、今お話しにならないとかとおっしゃってますけれども、何かそういう、私の質問に答えていただきたいんですけれども、条例とか何かそういうのがあるんですか。ある意味専決事項なんで、だめなのかどうか分かりませんが、それはどうなんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 議決事項ですけれども、議員のおっしゃってる専決事項というのがよく分からないんですけれども。専決事項というのは、自治法の中で規定されていて、議会を開くことができない場合とか、何かそういうことがある場合に町長が議会にかかわって決定をして、それを後で直近の議会に報告するという内容のものです。そもそも、議会の議決事件ですけれども、これは地方自治法の第96条第1項及び第2項に規定する事項に限られておりまして、それ以外の事件については、議会の議決を要することなく町長の権限において意思決定を行います。ただし、町長の権限において意思決定を行うものであっても、二元代表制である議会を尊重するために町が実施する事業について事前説明や経過説明を行って議会の理解を求めています。

議員の御指摘にありました二名保育所の閉園につきましても、今年の2月に町の方針を決定し、その方針をまず議会の皆さんに説明した後で、保護者の方には今年の4月に報告、説明を行いました。

現在は閉園に向けて準備を進めておりまして、最終的には条例改正の議案を提出して、議会の御議決をいただきたいというふうに考えております。

次に、事業の開始及び終了時における議決については、先ほど申し上げましたとおり議会の議決を必要とする事項ではありませんが、議決が不要な案件につきましても、事前説明や経過説明を通して議会の御理解を求めているところであります。

本町では、教育文化施設や体育施設、社会福祉施設などを設置する全ての公の施設を優劣なく等しく重要な施設と考えており、特に重要な施設として位置付ける施設はありません。

また、県内市町では、2つの市において議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止に関する条例が制定されておりますけれども、議決の対象となる公の施設は上水道事業施設等の公営企業施設がほとんどです。上水道施設は確かに特に重要な施設ではありますが、水道事業をやめるということは考えられませんので、御指摘の条例を制定するという考えは持っておりません。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私、なぜこういう質問しているか分かってないみたいなんですよ。二名保育所を廃園するに当たって、耐震の基準に見合わなかった、コストが合わない、それが発端になっているわけですよ。ある意味それはしょうがないことだと思います。その後、理事者だけで決めた。先ほど、私何度も申し上げた町長の発言とかも踏まえますと、理事者だけで決めたという答弁だったんですけども、その議事録もない、しかもラフな場だったということで、そんな一々議事録とってるあれじゃなかったということ町長の答弁の中に、議事録の中にあるわけです。だったら、議会は何をもってこれ判断したらいいのかということがはっきり分からないわけです。あくまで議会というのは町政のチェック機能ですから、ちゃんとやったと言葉で言っても、何をどのように検討してそう決めたのかということをチェックして、町民の方々に報告する義務があるんです。これ当たり前のことなんです。

そういう視点で見た場合、あらゆるものが、ないものが多過ぎるわけです。そこで私の提案としては、条例です。子どもに関するものというのは非常に重要だという認識を私持ってますし、欧米ではそれが普通だというようなことを保育のオーソリティーの方からもこの間伺ってまいりましたし。そこでいかなものかといったときに、これ伺ったわけなんですけれども、そういうつもりはないと。

改めてお伺いします。子どもの施設、大事だと思うので、今後こういうことを重要な施設に入れるお考えというのは全くございませんか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 今、議論になっている特に重要な施設とするかしないかということについては、特に重要な施設として条例で定めると、その廃止について、今普通は2分の1以上の議決でもって議決をされるわけですけども、特に重要な公の施設として条例で指定をすると、3分の2以上の議決がないと廃止ができないと、こういう趣旨の条例のことだと思います。

今、松前町の施設全体を見渡したときに、様々な施設があるわけですが、先ほども答弁にありましたように、どれが特に重要かというような優劣がないわけです。そうすると、議員の言うように、重要なのなら全部3分の2に上げなさいと、こういう議論にひよっとしたらなるのかもしれませんが、実は多数決というのは2分の1で通すと、法律も2分の1で通すと、これが原則なんです。それでは事が足りない特別なものについてだけ特別多数の議決をつくるというのが基本的な考え方です。全部を3分の2にするというような考え方はないわけです。そういう前提で物事を考えたときに、例えば保育所だけを3分の2の特別多数議決にする必要は私はないと考えています。ほかにもいっぱいあるわけですから。そういう意味でも、私は今保育所だけを取り上げて3分の2の特別多数議決にする必要はないと考えています。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 時間が参りましたので、以上で金澤議員の一般質問は終わらせてもらいます。

9番加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 議席番号9番加藤博徳が議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、公共施設等総合管理計画における事業費用についてをお尋ねいたします。

6月議会の私の一般質問の中での答弁では、個々の施設を細かく見て修繕等を図った上で試算した金額ではないとの答弁をいただきましたが、そのようにアバウトな費用算出した費用、公共施設等総合管理計画の書類をいただきましたが、そういうふうなことで総合管理計画を作成されたのでしょうか。

2番目に、詳細金額は今どのように誰が算出するのでしょうか。

3番目に、何のために算出費用が40年で400億円なのか、そのような分析内容で取組を考えていますか。例えば、先般の質問では、ない年もあるというふうなことを6月議会でお答えいただきましたけれども、いただいた資料には、27年から毎年5億円要するというふうな表現の書類になっておりました。

現在の公共施設等維持管理基金は積立額は幾らあるのでしょうか。

そのようなことから、真値の費用分析の内容揭示がないと政策判断ができないし、我々も判断できないので、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

まず、1点目、お願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、公共施設等総合管理計画における事業費についてまとめて答弁させていただきます。

公共施設等総合管理計画における40年で必要となる費用の見込額は、今の既存施設全ての維持を前提として、施設の更新と大規模改修に要する費用を国が示した単価を用いて概算として計算し、約400億円となったものです。この金額は、今後何ら対策を講じなければ莫大な財政負担が生じることを町民の皆さんに理解していただくために必要と考え、示したものです。

今後は、総合管理計画に基づき、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、400億円をいかに減らしていくかを検討し、対策を講じていくわけですから、既存の施設全てをそのまま維持することを前提として必要となる費用の詳細金額を求める必要性もなく、政策判断の基礎になるものでもないため、算出は行いません。

現在の公共施設等維持管理基金の積立金額につきましては、平成28年度決算書に記載のとおり、3,000万円の積立てを行っております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 一遍にたくさん言われたので、書く暇がなかったのですが、分かっている範囲から御質問します。

そうしますと、この資料をいただきましたが、これに平成27年度から毎年5億円要ると、こういうふうに書いてまして、今平成29年ですから、もうその費用はどうなっているのかというふうなことになるかと思うんですけど、これについての御説明を。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 今先ほど答弁いたしましたように、仮に今の施設を全部維持し、40年間持っていきますという前提で、国の単価を用いて出した400億円です。ですので、これが実際要る金額ではございません。これからこの400億円をいかに減らしていくかということを考えていく計画書です。ですので、400億円の数字を基にマネジメントするわけではございません。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、今年の3月に公共施設等総合管理計画、これ詳細に出していただいているんですよね。出していただいている中身の資料がそういうふうなことに基づいた形では出してないよと、これから出していくよと、こういう金額なんですか。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） これも先ほど答弁させていただいたんですけど、今町が所有している全施設を何ら対策も講じず、そのまま維持管理をしていけば、400億円ほどの数字が国の単価を使えば出てきたわけですから、そういうように。この400億円というのはこ

うというような状態を続けてしまえば、ばく大な財政負担が生じることを皆さんに理解していただくために提示した金額になります。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 朝から各議員が質問してましたけれども、それぞれの建物の履歴がなくて、保守した費用もなくて、そしてこの資料ができて、いつ、どういうふうな形で今何をせにゃいかんかというのが把握されてないというふうな資料なんですか、これは。

○議長（岡井馨一郎） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） もともと400億円という積算の方法は、先ほど述べましたように、現在所有している公共施設について、その建物が必要な大規模改修とか建て替えとかというものを、延べ床面積を単純に国の単価を用いて計算したものであって、そのまま出した金額が約400億円です。

今回の計画につきましては、そういうような状態になりますので、今後、じゃあどういう形で施設を管理運営していけばいいのかという大きな指針を今回の計画で出したものの内訳になります。ですので、細かい内容につきましては、今後、その方針に向かって計画を立てていくというのが今回の内容になります。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） この施設管理計画は薄いんですけど、もうちょっとごついのをいただいていると思うんですが、かなり詳細にいろんな取組の内容とか書かれておったと思うんです。先ほど来から言いよりますが、今の現状の建物がどういう状況になって、今後どうしていきましようかという資料だと思ってたんです、私は。だからこそ、前の保健センターの跡、壊さないかんとかという話が出とるわけでしょ。そういうふうな今ある現状のものを分析して、どうするこうする。例えば先ほど言われましたけど、二名保育所も耐震したらいかんよというふうなので取り壊しせないかん。どこそこの建物はどういう状態であるということを誰が分析して、どうしようというふうなんをした資料じゃないんですか、これ。1,600万円ぐらいかかるとるわけでしょ、つくるのに。そういうふうな内容が包含された資料ではなかったということですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） そのとおりです。

ここで定めた基本的な考え方、方針に基づいてこれから個々の施設をどうしていくかを検討していくという一番基になる考え方をまとめた計画だというふうに御理解いただいたらと思います。

400億円は先ほどから説明がありますように、今ある施設をずっと持つとするならば何ぼかかるかを施設ごとの、例えば体育館であったら大規模改修するのは1平米当たり何円

という単価が国から来てまして、それを単に面積に掛けて積み上げているだけのそういう400億円ですので、それを詳細に計算することも今の段階ではできませんし、また計算する意味もないということでございます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、ここに出ている資料が何を意味するのかよく分からなくなってくるんですが。平成26年の総務省の通達で平成29年までにつくって、今後の対策をきちっとしなさいよというふうなことだったろうと思うんですが。私は、てっきりそういう26年に、24年か、忘れましたが、その間にかんりの日にちがたっているんで、その間に調べて、こういうふうな書類ができたと思っておったんです。

そういった中で、後でもお聞きしようと思ったんですが、そういうふうな建物の老化、雨漏りに対してどうせないかんか、建物をどういうふうにメンテしていかなければならぬかという技術者がいなければ、そういう判断ができないと思うんですよ。雨漏りを優先なんか、基礎が優先なんかというふうな分かる技術者がいなければ、公共施設等総合管理計画の中身を充実した形では判断できない。先般の議員さんから質問出てましたけれども、佐倉市にしても、研修に行きました武蔵野市にしても、そういう専門の方がいらして、10年、5年かかって建物を詳細に分析して、これはいつ頃どういうふうな計画の修理が要るから幾らぐらい費用が要るというふうなのを詳細に出して、そしてそういった中でこの400億円ができてたというふうに解釈をしてたのが間違いだということですかね。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） そのとおりです。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 先般、北伊予自由通路の説明のときに、今後、北伊予自由通路がどういうふうな形でこの何年間、サービスやメンテが要る費用というような分析の資料を説明していただきましたが、ああいう形で全てのものの設備を評価しているのかなと思って、それを見せていただこうかなと思ってたんですけど、そういうわけじゃないということですね、町長。

（町長岡本 靖「そのとおりです」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、ここに書いてる資料は、そういう思いでつくったというだけのことなんですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 国の方からの指示でそういう計算をしているわけですけども、その趣旨は先ほど財政課長が申し上げたように、例えば、今、人口減少、地方創生のときにも、このまま何も放置しなければ、日本の人口は何年先に何ぼになるというようなのを国

が発表しました。松前町でも、このまま放置しておけば、2060年には1万9,000人ほどになると。これと同じ手法を国が各地方に求めたと。だから、このまま何もしないでしておけば、漫然と更新だけをしていけばこんなにばくだいなお金がかかるんだよというのを我々にも認識させようとしていると思いますし。だから、そんなお金は当然ないだろうから、頑張っているいろいろ工夫もするし、縮小もするし、統合もするし、運営の見直しもするし、そういう措置をしながら乗り切っていきましょうねということを認識し、乗り切り方を規定するのが、基本的な考え方を決めたのが総合管理計画というように。国は、そういうふうに各自治体にもそういうことを認識させるがために、そんなことをしたんじゃないかなと、これ私の推測ですけれども、そう思っております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 先ほども言いましたけれども、先進国や町では、相当な馬力が要するというふうなことを聞いておりますし、専門の技術者がおっても、全部の設備や建物を洗い出して、どういうふうに細かに計算していかないと、先ほどありましたけど、武蔵野市にしても、300億円の基金があった中で何十年後には破綻するというふうな設備状況になってくると思うんです。そういう面では、質問の中にもありますけど、後でも出るのかな、専門にそういう技術者を置いて、細かくやっていこうというお考えはございませんか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） したがいまして、今まで言いましたように、総合管理計画、そういう意味合いの計画でありますので、これから個々の施設について様々な検討をしていながら、統合や廃止あるいは運営の見直し、そういうことを詰めていって、計画を実施していくと、こういうことになるわけですから。その中で議員がお話のようなことが必要であれば、それなりの対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、詳細な金額については、ほとんど何年間ぐらいをめどに正確なのを出してやっていこうと。今、ちなみに雨漏りしているところも設備の中ではあるわけですね。それは把握されてない部分もあるかもしれませんが、そういうふうなことを早急にやって、被害を少なくしていくようなことをやっていかないかと思うんですが、これを今後どういうふうに動かしていこうとお考えなんですか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 先ほど、どなたの質問だったか、財政課長の方から答弁をいたしましたけれども、イメージとしては申し上げたとおりなんですけど、各施設を所管している所管課で、大体10年ぐらいごとの施設についてどういうふうに維持管理を図っていくかという計画をざくっと、これもざくっとです。大きなざくっとした時期、金額あたりを出し

ていただいて、それを全庁的にまとめます。そうすると、この時期に修繕するのが重なってくるとか、ここは空いてるとか、いろいろスケジュールにしても随分ばらつきが出てきますから、全施設のそういう全体の工程というものを各所属から出していただいたものを取りまとめた上で今度は全庁的に見て、どういう順番で、どういう優先順位でいつ何をやっていくかというのをまずだんだん決めていって、事業年度が来るごとにそれぞれ事業費をおっしゃるように詳細に算定し、やっていくと。それは10年ごとに1年ずつ繰り延べてローリングしていくというような、こんなイメージになるのかなというふうに今私は思っているところです。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） この問題については、今町長がおっしゃられましたように、所管でまとめてやっていくというふうな類いのプロセスじゃ、私がお聞きしている範囲ではできないと思うんです。専用のプロジェクトをつかって、それが町長所管でトップダウンでやっていくのか、それとも集まった数名でボトムアップでやっていくのか、そういうふうなことをきちっと決めた上でやらないとできませんよというふうなことをお聞きしてますが、そういうふうな計画はございませんか。

○議長（岡井馨一郎） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 議員のおっしゃるとおり、各課各課がばらばらにやったのではできないというふうに考えております。そのために、庁内組織、先ほども御答弁させていただいたんですけれども、公共施設等総合管理計画をこれから実効性のあるものにしていくために、各部課長で組織しております総合計画推進検討委員会、これ全庁的な組織です、これをつくっております。その上に公共施設等管理計画推進本部というのをつくっております。これは、副町長、教育長、部長で組織しておりますので、その中でもう一つ全庁的に見渡して計画を考えていくという形にしております。その上で、最終的には、施設の例えば統廃合であるとか廃止とかということになってくると、また住民の皆さんや利用者の皆さんの御意見も聞かなければならないと思いますし、そういうことを行った上で町としての最終的な方向性が見えた段階で、その中でも優先して予算化していくかどうかというような判断は、最終的には町長の方にしていただくことというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） まだ計画がまとまっていないようなので、次の12月に質問をさせていただきますこととします。時間がありませんので。

次に、2番目、松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例についてをお尋ね申し上げます。

この条例の中では、公共施設、公共の場所のことしか書いてなかったわけですが、民間地への放置の対策は条例の中でどういうふうに処理されようとしているのですか。

2つ目は、第4条第3項について、放置された自転車が盗難され、壊された高額な自転車であっても直ちに移動するのでしょうか。この2点。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 民間地への放置の対応策はについてお答えします。

民間地に放置された自転車等がある場合は、本条例の適用外です。土地の管理者と自転車などの所有者という私人同士の問題となりますので、行政では対応することができません。ただし、お問合せがあった場合は、御相談に応じることとしております。

2番目の第4条第3項について、放置された自転車が盗難され、壊された高額な自転車であっても直ちに移動保管するののかについてお答えします。

条例第4条第3項の規定により、直ちに移動及び保管いたします。なお、保管後、警察に照会し、所有者及び盗難の有無を確認するなど返還するために必要な措置を講じます。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 公共施設、公共地以外のところは対応していませんということなのですが、そういうふうなことを対応していませんよ、できませんよというふうなこと等を含めて、そういうときには、不明なときにはどこの部署へ連絡してくれというふうなことを条例の中へ包含はされますでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 条例の方には記載いたしませんけど、この条例が可決いたしましたら、広報、ホームページ等で住民の方にはお知らせするようにしたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 自転車の問題は、当初、もう数年前からいろんな形でお話が出てたと思うんですが、今回になって急に持ち上がって条例化したというのは、何かあるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） この問題については、管理しているところが各課にまたがっておりまして、数年前から各課と調整いたしまして、やっと今回上程することができるようになりました。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） できるだけトラブルのないような処置をお願いしたいと思います。

続きまして、伊予鉄郡中線古泉駅松前駅間鉄道施設廃止と新設工事についてお尋ねいた

します。

今、役場から北へ行った踏切の廃止とフィッタのところのラウンドアバウトの工事のことだろうと思うんですが、このことについて、旧踏切の廃止時期はいつ頃の計画予定でしょうか。フィッタ横の新設踏切の運用開始時期、俗にラウンドアバウトと言われているところ、それと新しく踏切ができて、ここのところ、筒井西古泉線と接続ができないと思うんですが、その辺をどうするんでしょうか。

筒井西古泉線の完成日が未定と6月で答弁がありました。その原因と3か月たちましたけど、進捗はどんなんでしょうか。

今回の補正予算で建設費が出ておりましたが、誰がどの部署で算出されて、適正価格が担保されているんでしょうかについてを御質問いたします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） それでは、町道西古泉線、筒井線の整備に係る踏切の廃止及び新設についてお答えいたします。

町道西古泉筒井線は、道路延長700メートルのうち約400メートルの盛土工事が完了しており、徐々に道路の形が見えてきました。本年度は、エミフル側の交差点改良と伊予鉄道郡中線の踏切新設工事に着手し、引き続き工事の進捗を図っていきたいと考えております。

踏切の新設に伴い廃止される踏切は、岡田農協踏切と筒井東踏切になります。岡田農協踏切は、線路で分断された岡田農協、現の松山市農協でございますが、岡田農協の敷地の往來のため利用されていた踏切であり、現在、松山市農協が自主的に柵等を設置し、通行ができない状態となっていることから、平成30年12月に線路に敷かれた踏切板を撤去し、踏切を廃止する予定としております。筒井東踏切は、現在も周辺住民の方が利用されており、町道西古泉筒井線開通時の新設踏切運用開始に合わせて踏切を廃止する予定としております。

新設踏切は、町道西古泉筒井線の開通に合わせ運用を開始する予定としていますが、路線の起点から終点までの全体工程を管理する中で、今年度に着手することにいたしました。

次に、町道西古泉筒井線の完成時期については、本年6月定例会の一般質問で国の補助金の交付額が要望額に対して非常に低い状況であるため未定であるとお答えしましたが、国からの補助金が今の水準で交付されることを前提とし、改めて検討した結果、平成33年度中の完成を目指してまいります。ただし、様々な社会情勢の中で補助金の交付状況が悪くなった場合は、工事の完了が延期することも考えられます。

最後に、鉄道施設である電気線路設備や軌道及び踏切保安設備などは、特殊で専門性の

高い工事であり、その費用については鉄道事業者が算出することになっており、今回の工事費用についても伊予鉄道が算出しております。また、工事についても伊予鉄道に委託して実施することになり、町としては、国と鉄道事業者とが協議して定めた公共工事における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせに従って提出された関係書類をチェックし、適正な工事が実施されたことを確認します。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 一通り説明をいただいたんですが、解釈にずれがあるかも分かりませんので、お尋ねをいたします。

筒井西古泉線の完成は平成33年というふうに、今が平成29年、4年後ということで間違いないのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 国の今の補助体制であれば、おおむね平成33年度中には完成する見込みでございます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうしますと、フィッタの横のラウンドアバウトと新踏切は完成はいつでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 筒井踏切は、今年度と来年度の2か年にわたって工事を行います。

ラウンドアバウトについては、暫定的に今年度工事をいたしまして、今年度中には完成を目指しております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうしますと、今、筒井の新踏切ができて、今の筒井徳丸線では通れないという解釈でいいんですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 平成33年度中の完成を目指しておりますので、工事完成したら同時に供用開始を行いますので、その時点では通行できるというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、2年間か3年間はつくったままで通れないと、こういうことですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 通行することはできません。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうしたら、一般的に考えて、通行できないものを先につくっておいてということは、資金繰りの何かやり方が一般的に考えておかしいんじゃないかなという感じがするんですけど、そうじゃございませんか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 新設の踏切を今年度から来年度着手するのは、当然北側にも道をつくるわけですので、北側の道をつくるためには新設の踏切を完成しておく必要がありますので、工程管理上、今年度、来年度、2か年かけて工事を完成させるというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 踏切つくっても通れないでしょ。今、北側に道路をつくるというふうな話されたけど、道路というのは、線路沿いに東西に道路をつくって、そこは通れると、こういう解釈なんですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 工事用車両のことでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） いや、地図の中に今課長が言われた道路が記載されているのかどうか分かりませんが、要するに踏切ができたけれども、そこは筒井徳丸線へは行けないけれども、線路の北側に道路ができて、そこでの行き来はできると、こういう解釈かどうかということをお尋ねしたんです。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 西古泉筒井線は、平成33年度工事完成を目指しておりますので、平成33年度に全線開通する予定です。それまでは通行できません。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 踏切も通れないということですね。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） そのとおりです。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 通れないということで。そうすると、私の申し上げている通れないのを今お金出してつくるということ自身が、33年頃につくったほうが今のお金が有効的に使えるんじゃないかなという御質問だったんです。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 先ほど御説明したとおり、新しい踏切に接続させる道路については、新しい踏切が先に完成していなければ施工できませんので、先に着手するよ

うにいたしました。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 先にできてないといけないということで分かりました。

それでは次に、4番目の専門職、技術職員についてを御質問いたします。

事業計画の算出には専用ソフトで算出できるが、事業及び工事内容、工程等の作業分析ができないと、見積りもソフトに適正に入力できないと思うんですけれども、そういう人の人材育成についての計画はありますか。

また、直近の対応はどうされているのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 専門職、技術職員についてお答えします。

工事費用の積算は、職員が現場をあらかじめ確認した上で施工条件を把握し、現場の実情に即して適正に行っています。

技術職員の技術面の専門的知識の習得やスキルアップについては、主に研修により実施しています。専門の研修機関への派遣や各種の講習会、セミナーなどへの参加、そのほか日常業務を通じた経験と知識の蓄積、先輩職員からの技術の伝承などにより、職員の技術力向上に取り組んでいます。

また、来年度は、建設技術全般のスキルアップを図るために、既に南予や東予で実績のある愛媛県建設技術支援センター主催の研修を導入することを計画しており、できるだけ多くの技術職員を参加させたいと考えています。

最近では、昨年愛媛大学が主催した社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座や同じく昨年日本水道協会が主催した水道技術研修会に職員を参加させており、技術職員の専門的知識と技術の習得に取り組んでいます。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） この項目については、各議員からるる質問が出ておったようなんですが。大体理解はしておりますが、直近の今の町の職員の中で技術者の方は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 前回もあったかと思うんですけど、今回用意しておりませんので、すぐによろしくお願いしません。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それでは、直近の対応はどうされるんですか。身近な。

○議長（岡井馨一郎） 質問、もうちょっと詳しく。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 先ほどありましたように、作業分析できないと見積りもできないと思うんです。というのは、単価はパソコンで打ち込んだら金額は出るようになってると思うんですけど、パソコンに入力するにも工程が分析できなければ、パソコンの中に入力できないと思うんですけど。今の工事単価を出す場合においては、そういうパソコンがあるというふうなことをお聞きしましたが、言ってることが分かりませんか。

○議長（岡井馨一郎） 今の質問、尻切れとんぼになっとなるから最後まで。

（13番三好勝利議員「ソフトあるねん、できますと言うたら済むことやないか。ソフトがあるが。役場の。どうして分からないの、それぐらい」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員、質問いいですか。

○9番（加藤博徳議員） いいです。

○議長（岡井馨一郎） それでは、松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 土木関係に関する専用ソフトがございますので、入力できます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 専用ソフトがあるのはこの前教えていただいたんですけども、その専用ソフトにインプットするためには、作業の分析ができなったらインプットできないんじゃないんですかという質問なんです。いや、それがなくてもできるというんだったらそれでいいんです。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） まず、設計を起こして、図面を作図して、ボリュームをチェックします。ボリュームを出します。ボリュームに対して単価を入れると自動的に積算されるようになってますので、自動的に積算はできます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすれば、中身が分からなくても積算できると、こういう解釈でいいんですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） うちの職員は中身が分からない職員いませんので、中身が分かった上で入力できますので。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 今のを記録しておきます。

次に、5番目に、松前町西公民館の耐震工事についてお尋ねをします。

西公民館耐震されるというふうなことでありますが、津波対策についてはどのようにお

考えでしょうか。

また、今ある老人憩の家を移転して、西公民館の中へ移動するというふうなことをお聞きしていますが、西公民館の中にそういうスペースは確保できていますか。

3番目に、せっかくの耐震工事をされるわけですけれども、放課後児童クラブとか保育所跡の活用との関連性はどのようなふうにご考えておられますか。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

仲島社会教育課長。

○社会教育課長（仲島昌二） それでは、私の方から松前町西公民館についてお答えいたします。

松前町西公民館は、築後38年が経過し、老朽化が進んでいます。このため耐震診断を実施した結果、耐震性が確保できなかったことから、今議会に予算を計上し、耐震工事を実施することとしています。

耐震工事終了後は、発生が危惧されています南海トラフ巨大地震への揺れへの備えはできます。津波対策につきましては、松前町防災計画において大潮の満潮時に4.2メートルの津波が想定されておりますが、津波は揺れと違い、到達するまでに約120分から150分の時間が想定されていますので、その間に指定避難所や安全な場所へ避難することとしています。仮に西公民館におられたとしても、西公民館は3階建てで約8メートルの高さがございます。3階に避難すれば安全は確保できます。

今回の西公民館の耐震補強工事に伴いまして老朽化が進む松前老人憩の家を複合施設として一体化に整備し、利用者の安全と利便性の向上を図ることとしています。老人憩の家のスペースにつきましては、厚労省の通知により利用者1人当たり1平方メートル程度という基準がございます。松前老人憩の家の近年の最大利用者は18人であり、今回整備する松前老人憩の家の面積は、約32平方メートルであることから、広さが確保されていると考えております。

放課後児童クラブと保育所跡の活用と関連性の御質問につきましては、西公民館を松前小学校放課後児童クラブとして利用できないかという趣旨と理解し、お答えいたします。

松前小学校放課後児童クラブは、受け入れ対象児童が6年生までになることから、利用人数を約200人と想定しており、西公民館では受け入れるだけのスペースを確保することはできません。そのため西公民館を放課後児童クラブとして利用することは不可能です。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 一部全協で説明していただいたものとダブっております。一般質問の締め切りが全協の説明の後もう締め切っておりますので、変更ができませんでした。以

降については、このあたりの時間ラグを調整させていただいて、こういうダブりのないようにしていきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、6番目の北伊予自由通路についてお尋ねをします。

北伊予自由通路の単価上昇の説明が先般ございましたが、コストダウンの検討につきましては、26年6月、町長の答弁の中に自由通路そのものは2億8,000万円であって、当時ですよ、それでも1億3,000万円の開きがあって、人件費や物価高騰、また信号保線などの付随費用もあり金額が上がったと、今後我々努力することはこの開きを縮めることだと答弁されていますが、この時点でもまたエレベーターがついて費用単価が上がったの説明がありましたけれども、このあたりのお考えはいかがですか。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） JR北伊予駅自由通路の整備についてお答えいたします。

JR北伊予駅自由通路は、計画見直しに伴う修正設計も完了し、本格的な工事の着工に向け、本会議に用地取得費や工事請負費の予算案を計上しているところです。

本町では、少しでも事業費を抑えるため、自由通路の橋桁の製作及び運搬など鉄道営業線に近接していない場所で実施する工事については、鉄道の運転保安上の支障を生じるおそれがないことから、鉄道事業者に委託することなく町自らが発注することにより、委託工事に係る管理費の節減を図りました。また、鋼材の防食塗装を必要としない耐候性鋼材を使用することにより、維持管理費を抑制することでライフサイクルコストの削減を図っています。

このようにコスト縮減対策を行っておりますが、建設業界の人手不足による人件費の高騰や平成28年の土木工事標準積算基準の改正により事業費が約6,700万円上昇する見込みです。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 説明ありがとうございました。

このままで放っておきますと、建設費用がどんどんどんどん上がってくると思うんです。今、部長に説明いただいたように、いろんなものが上がっていているというのは事実です。しかしながら、バブルのときのよう高度経済成長はもう終わってる。そしてまた、経済成長も安定の時期から低成長の時代が来ているというふうなことで、これから経済そのものが非常に不安定な低成長の時代の中で物価も不安定な中で安定している。そういった中で鋼材が上がったりしているということは、そんなにむちゃくちゃ昔のように上がってない。給料はもちろん下がっているし、経済成長率は1.46%ぐらいにしか上がってないわけですから、そういった中で建設費用の抑制というのは非常に大切だと思うんで

すよね。さっきからるるいろんな御説明をお話しさせてもらっているけれども、そういった中でいかに建設費を安くできるということを分析していただいて、少しでも安くできるように努力をしていただきたいなというふうに思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） もちろん今後いろいろ事業を推進する間、節減については努力をしていきたいと思えます。

なお、先ほど説明しました耐候性鋼材につきましても、普通の鉄骨造りであれば耐用年数が40年ですが、耐候性鋼材につきましてもは耐用年数が100年ということで、まず普通の鋼材に微量な銅やマクロを添加した鋼材で、まず鋼材表面に保護性さびと呼ばれる緻密なさびを表面につけ、それが一定程度腐食が進行した後はそれ以上腐食が進まないというような特徴があって、耐用年数が100年ということになっております。それを利用することで塗装の塗り替え等も行わなくなりますので、そういうふうなことで経費の削減に努めてまいっております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） るる説明していただきまして分かりました。

先般6月の一般質問の中で、課長のほうから愛媛県設計業務等共通仕様書の案に基づき実施するというふうな話があったんですが、これについては今もこれを使用されているのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 標準書については、平成28年に改正されましたが、その内容で今も進んでおります。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） これは案であると思うんですが、いつになったらこの案が消えるという解釈なんですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 6月の資料が手元にございませぬので、確認することはできません。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 松山市なんかはこれをベースに松山市用につくり直してるんです。そういう計画はないのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 松前町の場合は愛媛県の分を使用しております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 松山市は40ページぐらいにまとめているんですが、愛媛県の場合は、私も打ち出そうかなと思ったんですけど、581ページあるんです。要らない部分は削除して、松前町用におつくりになられたらええんじゃないか、分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、そのあたりどうでしょう。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 松前町は、先ほど申しあげましたように、愛媛県に準拠しておりますので、要らない部分は削除して使用しております。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうしましたら、先ほど課長説明いただきましたけど、案を消して、次に御説明のときはそうしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 今手元にございませんで、確認したいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） はい、分かりました。詳細についてはまた答弁を分析して、次に質問したいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後2時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑

9月13日（第3号）

平成29年松前町議会第3回定例会会議録

平成29年9月13日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 住 田 英 次	2 番 田 中 周 作	3 番 金 澤 浩
4 番 影 岡 俊 範	5 番 稲 田 輝 宏	6 番 城 村 トキ子
7 番 村 井 慶太郎	8 番 藤 岡 緑	9 番 加 藤 博 徳
10 番 八 束 正	11 番 岡 井 馨一郎	12 番 早 瀬 武 臣
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊 賀 上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
総 務 部 長	久 津 那 良 幸
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	徳 居 芳 之
教育委員会 事務局長	大 政 博 文
総 務 課 長	山 本 有 三
財 政 課 長	合 田 光 隆
財政課技監	近 藤 俊 彦
税 務 課 長	早 瀬 晴 美
国体推進課長	塩 梅 淳

福祉課長	西岡 きわ子
町民課長	重松 修平
保険課長	小池 良治
健康課長	和田 欣也
まちづくり 課長	松岡 謙三
産業課長	横山 眞史
上下水道課長	黒田 泰弘
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤 浩樹
社会教育課長	仲島 昌二

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	栗田 真吾
議会事務局 書記	楠田 匡志

平成29年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.3

	平成29年9月13日(水)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議員提出議案第2号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について		
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第3	議案第47号 松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第4	議案第49号 松前町工場立地促進条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第5	議案第59号 平成28年度松前町歳入歳出決算認定について		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第6	議案第60号 平成28年度松前町水道事業会計決算認定について		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第7	議案第61号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第8	議案第62号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第3号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第9	議案第63号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第10	議案第64号 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第11	議案第65号 郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事基本協定の締結について		
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
追加日程第1	議長辞職の件		
追加日程第2	議長の選挙		
追加日程第3	会議録署名議員の指名		
追加日程第4	副議長の選挙		

日程第12 議選第 1号 松前町議会常任委員会委員の選任について
上程

日程第13 議選第 2号 松前町議会運営委員会委員の選任について
上程

追加日程第5 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件

追加日程第6 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件

追加日程第7 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件

追加日程第8 伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件

追加日程第9 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙

追加日程第10 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙

追加日程第11 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙

追加日程第12 伊予消防等事務組合議会議員の選挙

日程第14 議員派遣の件

閉 議

町長挨拶

閉 会

午前10時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

9番加藤博徳議員、10番八束正議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議員提出議案第2号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 議員提出議案第2号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり松前町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月13日。

松前町議会議長岡井馨一郎様。

提出者、松前町議会議員藤岡緑、賛成者、松前町議会議員伊賀上明治、同三好勝利、同早瀬武臣、同八束正、同加藤博徳、同村井慶太郎、同城村トキ子、同稲田輝宏、同影岡俊範、同金澤浩、同田中周作、同住田英次。

提案理由。

来年度以降の補助率等の実質的な低減は、迅速かつ着実な道路整備の停滞を招き、全力を掲げて取り組んでいる地方創生の実現に大きな影響を与えるものである。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

なお、提出する意見書及び提出先は、お手元に配付したとおりであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議員提出議案第2号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第47号 松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する  
条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採  
決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第3、議案第47号松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長(稲田輝宏議員) 去る8月29日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第47号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、放置自転車の発生を防止し、安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、新たに制定するものです。

審査の過程におきましては、JRの駅にある放置自転車を町が管理するのはなぜかとの質疑に対し、底地の持ち主が管理することになっているためであるとの答弁がありました。

細部について規則で定めることとしているが、条例中に定めないのはなぜかとの質疑に対し、運用については規則で柔軟に対応するためであるとの答弁がありました。

同様の条例を実施している市町の状況に関する質疑に対し、県内の町では年間3台から6台程度の処分実績はあるが、放置自転車への防止効果については実感がないと聞いていますと答弁がありました。

放置禁止区域の指定に関する質疑があり、松前町内では大規模な放置箇所はないため指定していない。今後の状況を勘案し、検討していくとの答弁がありました。

条例の運用方法に関する質疑に対し、放置自転車として保管地へ移動した後は、まずは



所有者を探し、連絡をとった上でその後の処置を進めていく。放置とみなす期間については、駐輪場なら警告書を添付してから2週間を目安としているが、路上など交通支障となる場合は速やかに保管地へ移動する。チェーン等で自転車が移動できない場合は、その場で保管し、所有が町となった処分の段階でチェーンを切断する。処分は、4回程度になると見込んでいる。マニュアルを作成し各施設の所管課で対応できるようにするとの答弁がありました。

保管地に放置自転車を置くことで通学路の見通しが悪くならないかとの質疑に対し、保管地は通学路に影響のない位置に設定しているとの答弁がありました。

委員から放置自転車は町が処分するということをはっきり示す必要があるとの意見があり、駐輪場へのラミネート看板の設置やホームページでの周知を行うとの答弁がありました。

放置自転車の管理は所管課ごとに行うのではなく、一括管理する担当課を決めた方が良いのではないかという意見に対し、今後の運用状況から検討するとの答弁がありました。

放置防止のための抑止力としては内容が弱いのではとの意見に対し、現時点では放置自転車の処理を中心とした条例になっている。施行後の状況を検討し、必要に応じて条例改正で対応したいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第49号 松前町工場立地促進条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第4、議案第49号松前町工場立地促進条例の一部を改正する

条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 去る8月29日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第49号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、農村地域工業等導入促進法の改正に伴う根拠法の名称変更及び支援対象業種の拡大に対応するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程におきまして、改正後に南黒田工業団地は対象となるのか。との質疑に対し、現在の条例を適用している地域は、工業専用地域、工業地域、法律で指定している地域となる、現在、南黒田地区は指定されていないとの答弁がありました。

また、対象業種が、国の審議の中で「工業」から「産業一般」となり、業種を限定しない産業一般としているようだが、福祉や介護サービスはどうなるのか具体的に聞きたい。との質疑に対し、これまでは業種を工業に限定していたが、「産業」とすることにより工業以外でも参入の可能性を広げた。農水産物加工場、直売所、農家レストラン等を想定してはいるが、その他の詳細なところは国から示されていない。福祉、介護サービスについても同様に運用基準が示されていないので分からないとの答弁がありました。

また、農村地域は市街化調整区域で開発に制限があるが、今回の法改正でその規制が緩和されるのか。判断は町とするのか。との質疑に対し、市街化調整区域では、農地法や農業振興地域の整備に関する法律、農振法の問題をクリアすることが必要。今後は県が基本計画を策定し、町が事業実施する際に実施計画を定めることとなっている。その中で判断したい。これらの法律の判断は県が行っているので、町単独での判断はできない。との答弁がありました。

また、条例改正して町にとって有利となるかとの質疑に対し、業種が工業等から産業となったことにより拡大されるが、関係法の問題点のクリアやそのほかの法令との関連もあり、現時点での判断はできない。との答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第59号 平成28年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第6 議案第60号 平成28年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第5、議案第59号平成28年度松前町歳入歳出決算認定について及び日程第6、議案第60号平成28年度松前町水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長早瀬武臣議員。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 去る8月29日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第59号及び第60号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第59号松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

町政懇談会の参加人数と開催の成果についての質疑に対し、参加者は各地区20名から50名程度となっている。町政について直接聞くことができた幅広い意見と対応については、ホームページで公表しており、区長さんには各校区分の意見を一覧にして渡している。との答弁がありました。また、今後の町政懇談会について、町長の意向は来年度以降も実施していく考えである。との答弁もありました。

有給休暇の取得率の状況についての質疑に対し、平均の取得日数になるが、平成26年度は1人当たり7.8日、平成27年度は1人当たり8.3日となっている。有給休暇の取得率は、平成28年度、20%を少し切る程度である。有給休暇の取得については、月に1日、ワークライフバランス休暇を取得するよう積極的に取り組んでいる。との答弁がありました。また、委員より、時間外勤務が一部の職員に偏っているように見受けられる。健康管理面を含め、1人の職員に事務が偏らないようしっかりフォロー体制をとっていただきたい。との意見がありました。

業務は大きくプロジェクトで実施するものとルーティーンで実施するものがあると思うが、このうちルーティーン業務で平成27年度決算認定での反省点を踏まえ、平成28年度に

実施したものはあるのかとの質疑に対し、昨年度、事務事業評価を実施し、課及び係の目標の進捗状況を把握し、次年度予算に反映するよう対応している。との答弁がありました。

6億9,000万円の余剰金についての質疑に対し、余剰金は事業を実施した結果、入札減少金や経費の削減等により余剰が生じたものである。また、基本的には一般財源であり、町税が予算額より増額となるなどの歳入の増加と歳出の削減を合わせたものであるが、増加部分と減少部分の内訳は個々には算出してないとの答弁がありました。

監査報告で経常収支比率について、今後改善のための努力が求められると指摘されているがどのような努力をしているのか。との質疑に対し、扶助費が毎年1億円以上増加している。予算全体をできるだけ精査し、改善に努めたい。との答弁がありました。

口座振替可能な銀行の新規開拓や住民税特別徴収の口座振替の検討についての質疑に対し、口座振替可能な銀行の新規開拓は県外納税者の利便性を考えて検討を行ったが、現状では支障がないため検討だけで終わった。住民税特別徴収の口座振替の検討については、県内の自治体でもほとんど行っておらず、事務処理も煩雑になるため実施できていない。ただし、口座振替の要望もあるので、引き続き検討を行う。との答弁がありました。

税の徴収率が上がっているが、平成28年度の成果はどうかとの質疑に対し、平成28年度については、新たな取組として県との相互併任制度を導入して徴収率の向上を目指した。継続的な徴収事務の取組により4年連続県下1位の徴収率になっている。との答弁がありました。

工業振興の雇用促進奨励金の交付算定基準についての質疑に対し、交付金額は条例で1人40万円と定められている。企業から申請があったものを町で審査し、基準を満たしたものに交付している。との答弁がありました。

また、新規事業以外の28年度の事業で前年度の決算審査結果を反映した事業についての質疑に対し、松山圏域の中小企業の販路開拓市に28年度から参加し、県内外の企業に町内5業者のPRや販路の開拓ができた。29年度も継続する。また、四国珍味商工協同組合への事業で東京で開かれた全国のバイヤーが集まる2つのイベントに参加し、商談を実施した。その結果、80の業者と商談、うち29件が成立し、契約金額1,550万円の成果が上がった。との答弁がありました。

公共下水道事業特別会計において、受益者負担金の徴収率と下水道への接続率について質疑があり、負担金徴収については徴収増に向け努力していく。接続推進のため、工事実施前には戸別訪問を行い、今後とも接続してもらうよう説明を行っていく。との答弁がありました。

放課後児童クラブ保育料の滞納対策に関する質疑に対し、今は滞納者に納付書を送付し、納付を促している。また、了解を得た方については、児童手当から滞納分を差し引く

ようにしている。払い忘れを防止するため口座振替で納付できるよう、条例改正の準備を進め、滞納解消に努める。との答弁がありました。

事業の見直しに関する質疑に対し、相談実績のなかったDV電話相談事業を廃止し、その対応として、DV関連相談窓口の案内を充実させることとした。また、平成29年度からは、保育幼稚園係を新設しており、保育所と幼稚園の窓口を一本化して住民サービスを向上するとともに、職務分担を見直し、偏りがないうよう努めている。との答弁がありました。委員からは、改善状況が住民にも分かりやすい数字で見えるよう努力を続けてほしい。との意見がありました。

コミュニティバスの路線に関する質疑に対し、今年度、各停留所の利用者数を調査した。調査結果を基に路線の見直しを検討する。との答弁がありました。

個人番号カード交付事業に関する質疑に対し、交付率は7月末時点で県内4位である。個人番号カード普及のためホームページで広報を行うほか、土日しか来庁できない方のため、閉庁日にも交付窓口を開くようにしている。との答弁がありました。

介護ロボット導入促進事業補助金に関する質疑があり、センサーマット及びコミュニケーションロボットの2種類のロボットを導入した。現在、導入しているのは2業者のみのため、使用状況等について他事業所へも情報提供を行い、介護従事者の負担軽減につなげていきたい。との答弁がありました。

保険事業勘定の不用額が大きい、介護保険料を下げることはできないのかとの質疑に対し、介護保険料は基本3年ごとに見直すこととなっている。来年度からの保険料は、現在策定中の第7期計画により定める。策定中のため介護保険料が上下するかは不明だが、介護保険事業運営基金は第7期計画時に投入する予定である。との答弁がありました。

避難行動要支援者名簿作成についての質疑があり、同意を得た方の名簿は、自主防災組織や民生委員などに配付し、地域の状況を把握してもらう。有事の際は、法律に基づき、関係機関等と連携し、要支援者の救助に活用する。また、総務課所管の被災者支援システムにも連携可能である。との答弁がありました。委員からは、災害時の円滑な対応につながるよう活用方法を研究してほしいとの意見がありました。

がん検診についての質疑があり、検診後、精密検査が必要な方については、電話等により受診勧奨を行っている。との答弁がありました。委員からは、がん発見率をホームページ等で公開するなど受診への関心を高めるよう工夫してほしいとの意見がありました。

平成28年度に実施した各小・中学校のテレビの更新についての質疑があり、購入する場合とリースする場合の費用を比較し、安価で5年後に町へ譲渡されるという条件も勘案し、リース方式に更新にした。パソコンも接続できるテレビを選んでいる。との答弁がありました。

学校営繕に関し、危険箇所の工事着手を早期にできないのか。との質疑があり、工期の

関係で、夏休み等の児童・生徒がいない時期になってしまう。危険箇所については、工事完了まで児童・生徒が入れないよう処置していた。調査、設計等で時間がかかる場合もあるが、早急に取り組むべき工事は早期に着手できるよう検討する。との答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全員一致をもって認定と決しましたので御報告いたします。

次に、議案第60号松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

水道の有収率についての質疑に対し、水道管の漏水対策を実施したことで少しずつ改善しているが、95%程度が限界であると考えている。今後、数値が下がった場合は、漏水調査を実施し、対応したいと考えている。との答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告をいたします。

以上で議案第59号及び議案第60号の審査の内容とその結果について御報告を終了いたします。

○議長（岡井馨一郎） 予算決算常任委員長の報告を終わります。

議案第59号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第59号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告どおり認定することに決しました。

議案第60号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第60号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告どおり認定することに決しました。

~~~~~

日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 9 年度松前町一般会計補正予算(第 2 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 9 年度松前町一般会計補正予算(第 3 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 9 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 9 年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(岡井馨一郎) 日程第 7、議案第 61 号平成 29 年度松前町一般会計補正予算第 2 号、日程第 8、議案第 62 号平成 29 年度松前町一般会計補正予算第 3 号、日程第 9、議案第 63 号平成 29 年度松前町介護保険特別会計補正予算第 2 号及び日程第 10、議案第 64 号平成 29 年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長早瀬武臣議員。

○予算決算常任委員長(早瀬武臣議員) 去る 8 月 29 日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第 61 号から議案第 64 号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第 61 号松前町一般会計補正予算第 2 号は、既定の歳入歳出予算に 2 億 4,680 万 6,000 円を増額し、総額を 102 億 7,998 万 2,000 円とするものです。

歳入予算で主なものは、国庫支出金を 9,288 万 6,000 円、県支出金を 4,676 万円、町債を 6,584 万円増額し、地方交付税を 1,859 万 2,000 円減額するものです。

歳出予算の主なものは、民生費を 4,452 万 9,000 円、農林水産業費を 2,955 万 6,000 円、土木費を 1 億 2,995 万 6,000 円、公債費を 2,421 万 1,000 円増額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、滞納整理システムの改修の費用対効果について質疑があり、滞納整理に係る人件費の削減、業務の省力化、効率化を図るといふ考えに基づき改正するものである。との答弁がありました。

次に、産業建設部所管については、紅い雫生産拡大支援事業及び新規漁業就業者定着促進事業の県補助金について質疑があり、紅い雫事業の県要綱は単年度事業になっている

が、県担当者は3年間程度の継続を考えており、新規漁業就業者に対しては、最大3年間の継続事業となっている。との答弁がありました。

また、新規就農者の定着に対しての確認作業やサポート体制について質疑があり、新規就農者から提出された計画書を町が確認、認定し、現地でも施設の確認を実施している。また、県の農業指導班が営農に対しての指導を行い、定着に対してサポートを実施している。との答弁がありました。

また、北伊予駅自由通路の完成時期について質疑があり、当初は平成30年度を予定していたが、エレベーターを設置するように変更したため、平成31年度末の完成を目指す。との答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、岡田中学校に設置する特別支援教室の空調設備について質疑があり、空調設備の内訳としては、体温調整ができていない児童が来年中学校に入学のため、教室に業務用エアコン1台を設置する。との答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、保育所に設置する防犯カメラについて質疑があり、統合保育所に4台、黒田保育所に3台、小富士保育所に3台、二名保育所に2台、白鶴保育所に1台、計13台設置したい。との答弁がありました。

全体的な意見として、委員より、予算書での説明では各事業の内容や金額の確認が難しいので改善してほしいとの意見があり、現在、主要事業については参考資料に記載しているが、全部の内容の記載については今後検討していく。との答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第62号松前町一般会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この補正予算は、議案第50号で説明されました訴訟上の和解における和解金でありまして、和解金を議会で議決してもらっていない段階で一般会計補正予算第2号と一緒に計上するのは好ましくないということで、分けて出されたものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第63号松前町介護保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴い、国、支払基金及び一般会計に返納するとともに運営基金に積み立てるものです。また、庁内LAN整備の経費を補正するものです。

審査において質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

次に、議案第64号松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、公共下水道事業に公営企業会計を導入するため、企業会計への移行業務の経費を補正するものです。

審査の過程におきまして、公営企業会計導入について総務省からの通知が平成27年度であるが、なぜ今年度実施するのかとの質疑があり、当初詳細な説明がなかったが、近隣市町の動向を注視し、国などに問い合わせるなどした結果、平成31年度までに企業会計に移行すれば地方債の対象となり、交付税措置もあるということなので今年度から取り組んでいくことにした。との答弁がありました。また、公営企業会計導入に向けた作業では、資産調査、評価、移行業務支援について今年度指名競争入札を行い、次年度以降、固定資産システム構築と企業会計システム構築について別々にプロポーザルで実施したい。との答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第61号から議案第64号の審査の内容とその結果について御報告を終了いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

議案第61号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第62号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第63号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第63号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第64号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第65号 郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事基本協定の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第11、議案第65号郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事基本協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第65号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、松岡まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を求めます。

松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） それでは、議案第65号郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事基本協定の締結について補足して説明をいたします。

本案件は、6月議会で今年度の予算と平成30年度の債務負担行為について議決していただいた案件で、町道西古泉筒井線の路線と交差する伊予鉄郡中線の部分に踏切を新設するための基本協定です。

追加議案書の1ページを御覧ください。

委託工事名、郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事。

契約方法、特命随意契約。

施行場所、松前町大字東古泉、昌農内。

期間、着手、議決のあった日、完了、平成31年2月28日。

協定額、1億3,232万円。

協定の相手方、松山市湊町4丁目4番地1、伊予鉄道株式会社代表取締役社長清水一郎。

参考資料の1ページを御覧ください。

左側に町道西古泉筒井線を記載しております。この協定は、平成29年度から平成30年度にわたる基本協定です。まず、平成29年度に施工する中ほどにある電車線路設備他移設工事は、平成30年度に実施する右下の土木・軌道工事及び踏切保安設備工事の支障となる電気線の支柱や電気線を移設する工事です。次に、平成30年度に施工する工事は、今年度支障となる物件の移設をした後の踏切の新設工事となり、図面に記載しているとおり土木・軌道工事と踏切保安設備工事です。土木・軌道工事の主なものは、踏切道となる踏みかけ板の設置とレールの敷設がえ工事です。また、踏切保安設備工事の主なものは、警報器、遮断機の新設と障害物探知装置の新設となります。右上にある岡田農協踏切は、平成30年度に撤去いたします。左下にある筒井東踏切は、町道西古泉筒井線の供用開始とともに廃止する予定です。

2ページを御覧ください。

中ほどの左側にある黒い部分が新設する踏切の位置です。

3ページを御覧ください。

踏切保安装置の構造図で、下にある図面は踏切保安装置の立面図です。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 今日、資料いただいて、唐突にといいますか、ざっくりとしか。これ、1億3,200万円しかないんですけど、撤去が2か所の新設が1か所でしょ。内訳の金額を教えてくださいんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 資料については今手元にございませぬし、これから伊予鉄道の方と工程関係も協議していきますので、事後になります。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） じゃあ、この金額、何も分からんのにこの金額が出てきたということですか。撤去で何ぼ要りますよ、新設で何ぼ要りますよというた分、そういうふうなんがあるもんやけど、分からんもんを議案に提案してきて、めくら判押すわけにはなかなかいかんのですが、課長。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 金額の件ですが、土木・軌道工事は2,500万円、踏切保安設備工事は5,200万円、鉄道設備ほか移設工事が4,800万円、踏切拡幅による保安費用が107万円となっております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） それ全部足して1億3,200万円ですか、数字も違うと思うんですけどね、課長。

それと、私が聞いたかったのは、2か所の撤去と1か所の新設があるもんで、撤去が何ぼ、新設が幾らぐらいかかりますよというのを今僕問うたんですが。何かわけの分からん、全然、答弁食い違わぬてないですか、僕、これ3回目なんやけど。これ、暫時休憩してもいいから、それ出していただきたいんですけど、議長。ちょっとふざけとんじゃない。わけもしゃけも分からんような金額出してきて、議会議員が賛成なんかというのは、めくら判を押せんですよという話ですが。

○議長（岡井馨一郎） そしたら、ついでに11時半まで暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（岡井馨一郎） 本会議を再開いたします。お待たせしました。

松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 議員さんの方から、踏切について質疑がありましたけども、訂正しておきます。

この協定期間中に廃止する踏切は、岡田農協踏切1か所でございます。その踏切を廃止する工事に必要な額としては、30万円程度を見込んでおります。そのほか、新設踏切に係る工事費については、1億3,202万円を見込んでおります。

以上です。

（7番村井慶太郎議員「ええ、違うやん」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 撤去、もう一件ある。撤去2つあるよ。岡田と筒井のところにある。

○議長（岡井馨一郎） 西古泉の件についてはどうなん。この予算の中に入っているかどうか。

○まちづくり課長（松岡謙三） 筒井東踏切につきましては、この協定には入っておりません。供用開始のときに廃止をする予定になっておりますので、廃止する場合は新たに踏切廃止の協定を結ぶ予定となっております。

（7番村井慶太郎君「説明と違うやないか」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 費用を聞いておったんだけど、廃止うんぬんについては期限どうこうじゃなくて、費用が1億3,232万円か、この中に筒井東踏切か、あれの費用がどれだけ入っているかという質問でもあった。

松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 本協定の1億3,232万円の中には、筒井東踏切の廃止するための工事費は入っておりません。

○議長（岡井馨一郎） そういうことですので、御了解を。

（7番村井慶太郎君「全然違う。だから、今の説明では筒井東踏切の廃止工事費、全然違うやないか。それ入れて1億3,000万円と言うたやん。撤去2か所と新設で1億3,000万円と言うたやろう」の声あり）

もうちょっと詳しく。

松岡まちづくり課長、もうちょっと詳しく説明を。

○まちづくり課長（松岡謙三） 御説明した中には、左下にあります筒井東踏切は、町道西古泉筒井線の供用開始とともに廃止する予定ですよという御説明をしておりますので、現

在、鋭意工事を進めておりますが、一般質問の答弁に平成33年度を目指していくということになっておりますので、その時期が来れば筒井東踏切の廃止について再度協定を結んで廃止する予定となっております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 今、課長のほうから平成33年完成という話を聞いたんですが、前回の6月の私の一般質問では、この開通がいつになるか分からんという答弁をいただいたと思うんです。9月議会の答弁では、31年に完成という答弁だったと思うんですが、今33年と言われたのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 徳居部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 一般質問では33年というふうに答弁いたしました。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、私の聞き違いかも分かりません。今日、書類持っていないので確認のしようがないんですが、私はそういう感覚でありまして、なぜいつになるか分からんのが、31年の4年後にできるんかなと、こういう感覚であったわけですが。それに伴い、今、33年というのは、今のフィッタのところから筒井西古泉が全線開通すると、こういう解釈でよかったのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 徳居部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 一般質問では、今後も補助金等が今の現状のままつくようであれば、33年度に完成予定を目指してますと答弁いたしました。

○議長（岡井馨一郎） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） つくようであればというふうな想定の中でのことでありまして、実際の資金計画がどういうふうになって、今やろうとしてるのが明確でないわけでありまして、その中で1億3,232万円という金額が出て、今日、そのうち債務負担行為が8,100万円というふうな形で提示されたわけですが、事前に本会議にぼんと出されても、今私が申し上げたように確認のしようがこれないわけでありまして、実際の質疑、討論にならないわけでありまして、3日前に締切りということでもありますので、こういうふうな形で提案されるのであれば、本日の全協なり、少なくとも全員協議会で説明いただいてやっていただきたい。もしくは討論ができる3日前に教えていただきたいというふうに申し上げて、今言ってます資金計画はあるんですかという質問にお答えください。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 今のところ、残事業費の額として4億7,000万円程度を計画しております。それに対して、年間当たり1億2,000万円程度の事業費が見込まれま

すので、それで割りますと3.9年という答えが出てきますので、平成33年度という時期を見出しました。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第65号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議ありということで、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時0分 再開

○副議長（八束 正） 本会議を再開いたします。

ただいま岡井馨一郎議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（八束 正） 議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岡井馨一郎議員の退場を求めます。

〔11番 岡井馨一郎議員 退場〕

○副議長（八束 正） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（栗田真吾） 朗読いたします。

平成29年9月13日。松前町議会副議長八束正殿。松前町議会議長岡井馨一郎。
辞職願。このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。

以上です。

○副議長（八束 正） お諮りします。

岡井馨一郎議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○副議長（八束 正） 異議ありますので、起立によって採決します。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（八束 正） 起立多数です。

（「え、そんなことはないよ」の声あり）

同数の場合、議長の判断で議長の採決を行います。したがって、私は賛成の立場でいま
す。したがって、議長職の辞職を許可することに決定しました。したがって、岡井馨一郎
議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

岡井馨一郎議員の除斥を解除します。

〔11番 岡井馨一郎議員 入場〕

○副議長（八束 正） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し直ちに選挙を行
いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、
追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時5分 休憩

午後1時15分 再開

○副議長（八束 正） 本会議を再開します。

~~~~~

### 追加日程第2 議長の選挙

○副議長（八束 正） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕



○副議長（八束 正） ただいまの出席議員数は14人です。

この選挙は、松前町議会会議規則の規定により行います。

立会人を指名します。

立会人に1番住田英次議員、2番田中周作議員を指名します。

投票用紙を配ります。

事務局お願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（八束 正） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（八束 正） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、立会いをお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（八束 正） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、順番に投票を願います。

点呼を命じます。

栗田事務局長。

〔職員点呼、投票〕

○副議長（八束 正） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（八束 正） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番住田英次議員、2番田中周作議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（八束 正） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中

八束 正議員 7票

岡井馨一郎議員 6票

加藤 博徳議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票でありますので、八束正議員が議長に当選されました。  
議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○10番（八束 正議員） ただいま議長に選任されましたので、就任の挨拶を申し上げます。

皆様から御推挙を賜り誠にありがとうございます。責任の重さをひしひしと感じております。議長の中で、これから公平、中立な立場で議会運営をスムーズな進行をしていきたいと思っておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、基本条例が制定されてますので、これももっと開かれた議会にしていくために議会改革を推進してまいります。そして、二元代表制の中で議論を交わしながらせきたくまして町民の負託に応えていきたいと思っております。これからも議員各位におかれましては、御指導、御協力をお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（八束 正） ただいま会議録署名議員が1名欠員となりました。

会議録署名議員の指名を本日の日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名を行います。

12番早瀬武臣議員を指名します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩とします。

午後 1 時30分 休憩

午後 1 時38分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

~~~~~

#### 追加日程第 4 副議長の選挙

○議長（八束 正） 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（八束 正） ただいまの出席議員数は14人です。

この選挙は、松前町議会会議規則の規定により行います。

立会人を指名します。

立会人に 3 番金澤浩議員、 4 番影岡俊範議員を指名します。

投票用紙を配ります。

事務局お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（八束 正） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、立会いをお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（八束 正） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、順番に投票をお願いします。

点呼を命じます。

栗田事務局長。

〔職員点呼、投票〕

○議長（八束 正） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3 番金澤浩議員、4 番影岡俊範議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（八束 正） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中

藤岡 緑議員 7票

稲田 輝宏議員 7票

以上のおりです。

それでは、2人に出てください、くじ引きをお願いします。

まず初めに、第1回目のくじなんですけども、どちらが先に引くか順番を決めるくじを引きます。まず最初に引く順番を決めますので、くじをお願いします。

若い数字を引いたほうが先に引きます。

〔抽 選〕

○議長（八束 正） 藤岡緑議員が1番で先にくじ引きをします。

（「これ当たりがあるん」「これ何本入っとな」「1と2しかない」「説明してくれんとあかん。説明もしてくれない。説明してくれなあ。議長、説明もせんと、僕ら全然しよること何にも分からんけえ」の声あり）

くじ引きを引く順番が決定しましたので報告します。

まず、藤岡議員の次に稲田議員がしました。

〔抽 選〕

○議長（八束 正） ただいま順番に当選人を決定するくじを引きました。

1番当選人として稲田輝宏議員が当選人と決定いたしました。

稲田輝宏議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（八束 正） ただいま副議長に当選されました稲田輝宏議員が議場におられますので、本席より松前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

稲田輝宏議員、副議長の御挨拶を求めます。

○5番（稲田輝宏議員） ただいまの選挙で当選させていただきました稲田輝宏でございます。誠にありがとうございます。御指名していただいた以上は、全てをかなぐり捨てて、快く議長を支えて、議会運営をスムーズにいくように精一杯努力したいと思います。

よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

日程第12 議選第1号 松前町議会常任委員会委員の選任について

○議長（八束 正） 日程第12、議選第1号松前町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後3時23分 再開

○議長（八束 正） これから本会議を再開します。

休憩中に選任しました常任委員を事務局長に発表させます。

栗田事務局長。

○議会事務局長（栗田真吾） それでは、総務産業建設常任委員会の委員さんを発表させていただきます。2番田中周作議員、3番金澤浩議員、4番影岡俊範議員、7番村井慶太郎議員、10番八束正議員、11番岡井馨一郎議員、12番早瀬武臣議員、以上7名です。

続きまして、文教厚生常任委員会の委員さん、1番住田英次議員、5番稲田輝宏議員、6番城村トキ子議員、8番藤岡緑議員、9番加藤博徳議員、13番三好勝利議員、14番伊賀上明治議員、以上7名です。

続きまして、議会広報常任委員会委員、1番住田英次議員、2番田中周作議員、3番金澤浩議員、4番影岡俊範議員、5番稲田輝宏議員、8番藤岡緑議員、9番加藤博徳議員、以上7名です。

予算決算常任委員会、議長並びに監査委員を除く全議員さんです。

○議長（八束 正） お諮りします。

常任委員の選任については、松前町議会委員会条例第7条第2項の規定により、ただいま事務局長が発表したとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は事務局長が発表したとおり決定しました。

なお、松前町議会委員会条例第9条の規定によって、休憩中に各常任委員会を開催して委員長及び副委員長を互選していただきますようお願いを申し上げます。

~~~~~

## 日程第13 議選第2号 松前町議会運営委員会委員の選任について

○議長（八束 正） 日程第13、議選第2号松前町議会運営委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

午後 3 時24分 休憩

午後 3 時25分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選していただきましたので、その結果を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（栗田真吾） それでは、常任委員会の正副委員長の報告をさせていただきます。

まず、総務産業建設常任委員会委員長、11番岡井馨一郎議員、副委員長、2番田中周作議員。

文教厚生常任委員会委員長、6番城村トキ子議員、副委員長、1番住田英次議員。

議会広報常任委員会委員長、8番藤岡緑議員、副委員長、3番金澤浩議員。

予算決算常任委員会委員長、9番加藤博徳議員、副委員長、4番影岡俊範議員。

以上です。

○議長（八束 正） 以上で報告を終わります。

休憩中に選任しました議会運営委員を事務局長に発表させます。

栗田事務局長。

○議会事務局長（栗田真吾） 議会運営委員会委員さんを発表いたします。

5番稲田輝宏議員、6番城村トキ子議員、8番藤岡緑議員、9番加藤博徳議員、11番岡井馨一郎議員、12番早瀬武臣議員。

以上でございます。

○議長（八束 正） お諮りします。

議会運営委員の選任については、松前町議会委員会条例第7条第2項の規定によりただいま事務局長が発表したとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は事務局長が発表したとおり決定しました。

なお、松前町議会委員会条例第9条の規定によって、休憩中に議会運営委員会を開催して委員長及び副委員長を互選していただきますようお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 3 時27分 休憩

午後 3 時27分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

委員長及び副委員長を互選した結果を報告をお願いいたします。

栗田事務局長。

○**議会事務局長（栗田真吾）** 議会運営委員会の委員長には、12番早瀬武臣議員、副委員長には、8番藤岡緑議員。

以上でございます。

○**議長（八束 正）** 以上で報告を終わります。

追加日程、組合議会議員選任関係についてお諮りいたします。

伊予市松前町共立衛生組合議会議員、三好勝利議員、藤岡緑議員、村井慶太郎議員、田中周作議員から辞職願が提出されています。

本件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（八束 正）** 異議なしと認めます。したがって、伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることを決定しました。

~~~~~

追加日程第5 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件

○**議長（八束 正）** 追加日程第5、伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三好勝利議員、藤岡緑議員、村井慶太郎議員、田中周作議員の退場を求めます。

〔13番 三好勝利議員 退場〕

〔8番 藤岡 緑議員 退場〕

〔7番 村井慶太郎議員 退場〕

〔2番 田中周作議員 退場〕

○**議長（八束 正）** お諮りします。

伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（八束 正）** 異議なしと認めます。したがって、伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職を許可することを決定しました。

除斥を解除します。

〔13番 三好勝利議員 入場〕

〔8番 藤岡 緑議員 入場〕

〔7番 村井慶太郎議員 入場〕

〔2番 田中周作議員 入場〕

○**議長（八束 正）** お諮りします。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員、早瀬武臣議員、加藤博徳議員、住田英次議員から辞職願が提出されています。

本件を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第6 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件

○議長(八束 正) 追加日程第6、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、早瀬武臣議員、加藤博徳議員、住田英次議員の退場を求めます。

[12番 早瀬武臣議員 退場]

[9番 加藤博徳議員 退場]

[1番 住田英次議員 退場]

○議長(八束 正) お諮りします。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

除斥を解除します。

[12番 早瀬武臣議員 入場]

[9番 加藤博徳議員 入場]

[1番 住田英次議員 入場]

○議長(八束 正) お諮りします。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員、城村トキ子議員、影岡俊範議員、金澤浩議員から辞職願が提出されています。

本件を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しま



した。

~~~~~

追加日程第7 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件

○議長（八束 正） 追加日程第7、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、城村トキ子議員、影岡俊範議員、金澤浩議員の退場を求めます。

〔6番 城村トキ子議員 退場〕

〔4番 影岡俊範議員 退場〕

〔3番 金澤 浩議員 退場〕

○議長（八束 正） 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

除斥を解除します。

〔6番 城村トキ子議員 入場〕

〔4番 影岡俊範議員 入場〕

〔3番 金澤 浩議員 入場〕

○議長（八束 正） 暫時休憩します。

午後3時34分 休憩

午後3時34分 再開

○副議長（稲田輝宏） 再開します。

お諮りします。

伊予消防等事務組合議会議員、伊賀上明治議員、八束正議員、稲田輝宏議員から辞職願が提出されています。

○議長（八束 正） 休憩します。

控室に集合をお願いします。仮議長を選任したいと思います。

午後3時38分 休憩

午後3時44分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

三好議員より、欠席届が出ております。

議長・副議長共に、伊予消防等事務組合議会議員でありますので、仮議長を選任し、議長の職務に就いてもらいたいと思います。

いかがいたしましょう。

(「指名推選」の声あり)

指名推選の声がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。それでは、岡井馨一郎議員を仮議長として、指名いたします。

岡井議員、議長席にお願いします。

○仮議長(岡井馨一郎) 本会議を再開します。

お諮りします。

伊予消防等事務組合議会議員、伊賀上明治議員、八束正議員、稲田輝宏議員から辞職願が提出されています。

本件を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第8 伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件

○仮議長(岡井馨一郎) 追加日程第8、伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、伊賀上明治議員、八束正議員、稲田輝宏議員の退場を求めます。

[14番 伊賀上明治議員 退場]

[10番 八束 正議員 退場]

[5番 稲田輝宏議員 退場]

○仮議長(岡井馨一郎) お諮りします。

伊予消防等事務組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、伊予消防等事務組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

除斥を解除します。

[14番 伊賀上明治議員 入場]

[10番 八束 正議員 入場]

[5番 稲田輝宏議員 入場]

○仮議長（岡井馨一郎） それでは、仮議長を終わります。

○議長（八束 正） ただいま伊予市松前町共立衛生組合議会議員4名、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員3名、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員3名、伊予消防等事務組合議会議員3名が欠員となっています。

お諮りします。

この際、伊予市松前町共立衛生組合議会議員4名、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員3名、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員3名、伊予消防等事務組合議会議員3名の選挙を本日の日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、伊予市松前町共立衛生組合議会議員4名、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員3名、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員3名、伊予消防等事務組合議会議員3名の選挙を本日の日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第 9 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙

追加日程第 10 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙

追加日程第 11 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙

追加日程第 12 伊予消防等事務組合議会議員の選挙

○議長（八束 正） 追加日程第9、伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙、追加日程第10、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙、追加日程第11、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙、追加日程第12、伊予消防等事務組合議会議員の選挙を一括して議題といたします。

暫時休憩します。

午後3時48分 休憩

午後3時49分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

追加日程第9から追加日程第12の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊予市松前町共立衛生組合議会議員に、4番影岡俊範議員、6番城村トキ子議員、13番三好勝利議員、14番伊賀上明治議員、以上4名の議員とします。

次に、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に、3番金澤浩議員、8番藤岡緑議員、11番岡井馨一郎議員、以上3名の議員とします。

次に、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に、2番田中周作議員、7番村井慶太郎議員、9番加藤博徳議員、以上3名の議員。

次に、伊予消防等事務組合議会議員に、1番住田英次議員、5番稲田輝宏議員、12番早瀬武臣議員、以上の3名の議員とします。

以上の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員をそれぞれの組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員がそれぞれの組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 日程第14 議員派遣の件

○議長(八束 正) 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、松前町議会会議規則第127条の規定によりお手元に配付しましたとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

各常任委員会が松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。  
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。  
以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、平成29年第3回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

今ほどは、新しい議長、副議長の選任を始め議会人事が決定されまして、大変御同慶に存じます。新議長、新副議長におかれましては、先人の皆さんと同様、町勢発展のために御活躍くださいますよう期待をさせていただきたいと思っております。

岡井前議長、八束前副議長におかれましては、御在任中円滑な議事運営のために格別の御高配を賜り、ここから感謝を申し上げますとともに、今後の更なる御活躍を祈念申し上げます。

また、今議会に提案をさせていただきました議案につきましては、熱心に御審議をいただきまして、全て滞りなく御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして、十分に配慮してまいります。

さて、いよいよ今月末から愛顔つなぐえひめ国体、来月28日からは愛顔つなぐえひめ大会が開幕します。本町では、来月1日から5日まで松前町ホッケー公園においてホッケー競技少年男女を、2日から4日まで県警察学校においてライフル射撃、センター・ファイア・ピストル競技を、5日から9日まで松前公園体育館においてボクシング競技を、28日から29日まで松前町総合文化センターと松前公園体育館において卓球及びサウンドテーブルテニスをそれぞれ開催いたします。両大会の期間中、選手や大会関係者を始め全国から延べ2万人近くの皆様が松前町を訪れます。松前町にお越しいただいた多数の皆様は松前町の国体は良かったと言っていただけのように、万全の態勢を整え、両大会を成功させてまいります。町民の皆様には、ぜひとも会場に足を運んでいただき、選手たちへの大きな声援を送っていただきますとともに、来町される皆様を最高の笑顔でおもてなしいただきます。

すようお願いいたします。

終わりに、議員各位には、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（八束 正） これにて平成29年松前町議会第3回定例会を閉会します。

午後3時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会副議長 八 束 正

松前町議会新議長 八 束 正

松前町議会新副議長 稲 田 輝 宏

松前町議会仮議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 八 束 正

松前町議会議員 早 瀬 武 臣

